博士論文

J.R.コモンズにおける産業統治の思想と社会保障構想 The Institutional Thought of J. R. Commons: Industrial Government and Social Security

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科

加藤 健 KEN KATO

2012年9月 September 2012

目次

序章 コギ	モンズの経済思想とアメリカ	1
第1節	考察対象と分析視点の設定	
第2節	与宗利家と力が悦点の設定 コモンズの思想形成過程	
第3節	4 稿の構成	
	〜 本価の構成	
\\↑用 □冊 /	/ コモン / 4川九 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
第Ⅰ部 コ	モンズの意思的経済理論と産業統治の思想	16
第1章	コモンズの意思的経済理論	16
(1)	取引の経済学とゴーイング・コンサーン	17
(2)	ビジネスの展開と法的概念の変化	19
(3)	「活動している意思」と取引モデル	24
(4)	デュー・プロセスと「思考のデュー・プロセス」	27
(5)	法律的・経済的な相関関係	32
(6)	自由裁量:行政委員会の役割	37
(7)	分類の原理と公的目的	40
(8)		
第2章	コモンズの産業統治思想	45
第1節	アメリカ産業主義における賃金交渉	45
(1)	労働者の定義と交渉の在り方	45
(2)	労働契約をめぐる論議	47
第2節	ビジネスの慣習と産業統治の思想	51
第3章	コモンズにおける雇用問題と労使間のグッドウィル	56
第1節	ビッグ・ビジネス期の失業問題と「公共福祉の労働理論」	57
第2節	グッドウィルによる制度設計	61
(1)	移民	61
(2)	忠誠心	64
(3)	保険	65
第3節	アメリカ産業の安定化とグッドウィル	67

第Ⅱ部 社	-会保障法の成立を支えた思想の展開	70
第4章	1910 年代アメリカにおける失業保険の構想	70
第1頁	f コモンズ、アンドリューズの失業予防プラン	72
(1) 労働災害補償と法原則	72
(2	2) 失業予防の制度化	74
第2頁	fi ルービノウと社会保険	77
(1) 保険の原理	77
(2	2) 失業問題と保険	79
(9	3) ルービノウの失業保険プラン	81
第3質	5 失業予防と失業補償をめぐって	83
第5章	失業保険・老齢年金の制度設計—コモンズと E.E.ウィッテの思想—	86
第1頁	「 ウィスコンシンとウィッテ	88
(1) ウィッテの思想的背景	88
(2	2) ウィスコンシン法案に対する評価	90
第2頁	5 ウィッテと失業・老齢問題	92
(1) 失業保険と失業補償	92
(2	2) 老齢年金に対する評価	94
第3質	う SSA における思想的基盤	96
終章 二	ュモンズ経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現	98
(1) コモンズ経済思想の特徴	98
(2	2) コモンズ研究と今後の見通し	101
【参考文献	†	103

序章 コモンズの経済思想とアメリカ

第1節 考察対象と分析視点の設定

本稿は、アメリカにおいてウェルフェアを実現させる仕組みがいかに構想されるのかという問題関心のもと、制度学派の中でも特に経済活動に対する法が持つ意味について考察した J.R.コモンズ(John R. Commons, 1862-1945)に焦点を当てることで、19世紀末から 20世紀前半におけるアメリカ社会の変化に伴い相対的な弱者である労働者の生活を保障するためのルールがどのように捉えられてきたのかを示すことにある。

19世紀末のアメリカでは、ビッグ・ビジネス体制の確立と技術革新の進展により、大量生産・大量消費社会の到来という生活スタイルの劇的な変化が起こった。このような急激な社会の変化を受けて、例えば、自由主義に基づく富の追求を認める優勝劣敗や適者生存の原理を主張するソーシャル・ダーウィニズムの W.G.サムナー(William G. Sumner)や、結果として発生する社会的問題への隣人愛精神に基づく労働者と市民の連帯を意図する R.T.イーリー(Richard T. Ely)らのソーシャル・ゴスペル運動があった。また、ヴェブレン(Thorstein B. Veblen)は『有閑階級の理論』(1899 年)の中で、他者との張り合いや見栄の感覚が経済行為において重要な動機づけとなるという顕示論を示し、平和愛好的な未開状態における「モノ作り本能」と好戦的な野蛮社会における顕示とが、アメリカの資本主義社会に浸透する姿を描き出した。これらに対して、後にアメリカ制度学派の代表者の一人と見なされるコモンズは、労使関係や社会保障に関する制度に着目し、新たな社会的ルールを通したウェルフェアの改善に取り組んだ。

人口の構成メンバーに流動性が高く多様な人間が入り混じるアメリカ社会では、どのように文化的なバックグラウンドにバラツキのある人々を束ねていくのかという統治の在り方が問題となる。それは、アメリカ的特質の一つである労働者の多様性に即して言えば、労使をはじめとする産業に携わる人間の統治に関わる問題であった。一方で、言語や慣習の異なる移民労働者を受け入れる際、アメリカ産業のパフォーマンスを維持・発展させるためのメンバーとして参加し定着するためにはどのような資格が必要なのか、また、新たな労働慣行の中で、彼らの生活をいかに保障すべきかが問われることになる。他方で、旧来からの慣行やルールでは処理しがたい事態が発生した場合に、ルールに反するという意味において単純に切り捨てていくのか、あるいは、ルールそのものを新たな状況に合わせて作り変えていくべきなのか、という受け入れる側のルールの在り方が問われることになる。このような産業の統治に関わる問題を捉えるためには、コモン・ローの伝統が判決を通して読みかえられ有形のみならず無形を含めた財産の憲法上の定義変更や、機械と労働者の関係から派生する新たな労働慣行の法的な認可、また産業に起因する失業やケガといった新たなリスクの発生に備える仕組みなど、産業の安定化と社会保障にまつわる議論をより明確に具体的にする必要がある。

したがってコモンズの経済思想を再検討することは、資本主義体制の中で、産業の活力の維持と安定的な取引を行うための雇用のルールや、偶発事の発生に備える仕組みといった「そ

の場に応じた程よい価値(reasonable value)」1を社会的に実現するための制度設計に対して、新たな知見を提供するという意味において大きな意義を持つ。そこで本稿では、コモンズが持つ多様な議論の中でも、とりわけ雇用関係と社会保障に関する具体的なトピックを取り上げ、19世紀末から20世紀初頭アメリカ社会の中で産業に係わるすべての人間のウェルフェアを社会的なルールの整備によって実現するというコモンズの経済思想を、テクストの引用を織り交ぜながら内在的に再構成することを意図している。以下、二つの視点——産業統治思想と社会保障制度にまつわる構想——から分析することにしたい。

第一に、コモンズによるアメリカ産業の発展と取引の安定化を意図する意思的経済理論と 産業統治の構想を詳細にたどることにより、彼の制度経済学の基本的特徴と性格を浮き彫り にする。南北戦争後のアメリカ合衆国憲法の修正により、労働者は法的には雇用主と対等な 立場において労働契約を締結できる資格を得ることとなった。しかしビッグ・ビジネスによ る機械化の進展は、労働者に絶え間ない質的な変化と生産調整による労働需要の管理を求め た。それは、労働市場の流動化を加速させ、労働者の生活を不安定な状態に置いた。労働や 雇用に関する問題を扱ったコモンズの一連の著作は、このような時代背景にしっかりと根ざ していた。まずコモンズは、「統治権の社会学的解釈(A Sociological View of Sovereignty)」 [Commons 1899-1900]において、後に彼の主著となる『資本主義の法的基礎(Legal Foundations of Capitalism)』[Commons 1924]で本格的に検討される法の変化を扱った2。彼は、 その分析の狙いの一つに挙げた「労働者階層のウェルフェアの改善」という課題を、支配階 層のみならず労働者階層にも統治権を与えることによって達成しようとした。次にコモンズ は、後に「ウィスコンシン学派」の主要なメンバーとなる多数の弟子を動員しながら、労働 運動や労働組合に関する数々の調査を敢行し、その集大成として 1910 年に『アメリカ産業 社会史資料集(A Documentary History of American Industrial Society)』[Commons, 1910]を出版 した3。コモンズらは、ウィスコンシン州を中心とする中西部の産業の調査を通して、実際に 雇用関係を結んでいく労働者の実態を捕捉し、労働者のウェルフェアを改善することは、「公 共の利益」に一致するという認識を示したのである[Commons 1910, preface]。そして、労 働や雇用に関する実態調査の結果をもとに、弟子の一人であるアンドリューズと共に、『労働 立法の原理(Principles of Labor Legislation)』[Commons and Andrews 1916]を著した。本書は、 労働者の生活全般に対するリスクの原因が産業にあること、またそのために労働者を保護す る必要性があることを論じており、まさに世紀転換期のアメリカの時代背景が突きつけた問 題に正面から取り組んだ著作といえる。

-

¹ reasonable という言葉を日本語に訳すのは困難である。因みに、春日井薫・春日井敬[1959] による『集団行動の経済学』の翻訳本、および、新田隆信・中村一彦・志村治美[1964]による『資本主義の法律的基礎』の翻訳本においては「合理的」となっているが、田中敏弘[2002] では「適正」、そして高[2004]は「理にかなった」とそれぞれ訳出している。本稿では、「その場・その時において誰もが納得できる」というコモンズの含意を汲み取り「その場に応じた程よい」とした。

² Gonce[1998]によれば、この「統治権の社会学的解釈」は、宗教、心理学、政治学、法学、歴史学など学際的な要素が含まれており、単なる統治権に関する社会学的な理論ではない。むしろ、この論文で示されたコモンズの労働組合主義や自由主義に対する社会哲学は、1930年代に入ってから「制度経済学」と呼称したコモンズ自身の経済学の理論的な前提といえる。³ ウィスコンシン学派に関しては、Rutherford[2006]を参照願いたい。なお、コモンズ研究については、《補論》において紹介する。

こうした一連の著作からは、コモンズ特有の思考方法である「その場に応じた程よい (reasonable)」という発想を見出すことができる。法の変化を扱っている 1890 年代末の「統 治権の社会学的解釈」と 1924 年の『資本主義の法的基礎』では、裁定者である裁判官が、 問題の着地点を発見していくというコモン・ローの手続に固有な意思的側面が示され、また 1910 年代の労働に関する著作では、現実の雇用関係や雇用環境の中でうまく機能する仕組み を見定めた上で立法化によって環境を整備していく点が強調されている。コモンズは、労働 市場における当事者の非対称的構造に着目し「その場に応じた程よい市場」の在り方を見越 して、意思的経済理論と産業統治の思想を構想したのである。コモンズは、当時の主流派経 済学の価格メカニズムの欠点を補い、「取引(transaction)」を分析の最小単位にした意思的経 済理論を組み立てようとした。主流派モデルでは、あらゆる面で均質な二人の当事者が市場 において取引をすることで自動的に適正な価格の達成が可能であると考えるが、コモンズは、 そもそも将来に対する意思を持つ取引当事者はすべて異質であると考え、したがって必ず適 正な取引が成立するとは限らないということを前提にした。つまり、市場のみに任せる取引 は、弊害が伴ったり適正とは言えない取引がなされたりするため、公共の利益や公共の福祉 といった公的目的の観点を備えた裁定者によって、適正な取引の枠組みへと導いていく必要 性を訴えたのである。そこでは裁定者が、ただ論理的に導かれた枠組みを法として与えるの ではなく、伝統的な慣習と新しく育成されてきている慣習から、より適正と判断されるもの を選択し、法に組み入れていく産業統治を目指した。そのため、適正な取引を実現させるた めには、将来に対する意思を持った裁定者によって、それぞれ意思を持った当事者の私的目 的を、公的目的に導いていく必要がある。コモンズの意思的経済理論とは、公的目的に適っ た良い社会状態を作り出すために、ある方向において負担を課し、他の方向に機会を解放す ることによって、当事者の行動や行為をうまく誘っていく理論といえる。またコモンズによ れば、あらゆる当事者は、何らかの「ゴーイング・コンサーン(going concern)」と呼ばれる 「継続的な活動・組織」に必ず所属し、そのゴーイング・コンサーンにおける個人の行動は、 共通のルールとしてのワーキング・ルールによってコントロールされると想定している。彼 は、ゴーイング・コンサーンの最上位にある国のワーキング・ルールを考察すること、つま り最終的な意思決定者としての連邦最高裁の判決を研究し、意思的経済理論を組み立てよう としたのである。本稿では、イギリスのコモン・ローの枠組みを借りながらアメリカにおい て市場を取り仕切るべき制度とは何かについて、市場における当事者の意思的な働きを軸に 組み立てられたコモンズの経済理論を特徴づけていきたい。

第二に、労働者の生活保障のためのスキームとしてのアメリカの社会保障制度の生成を支えた思想的背景を解き明かす。ビッグ・ビジネス体制が確立した 19 世紀末から 20 世紀初頭のアメリカでは、一方でアメリカ国民の生活水準を向上させたといえるが、他方で都市や農村における新たな生活不安をもたらし、そこでのコミュニティーをどのように再編するのかが問われた。中西部や南部の農村では、大量の農民が新たな労働力として都市へ流入することによって、コミュニティーの構成が変化し、それまでの伝統的な互助のネットワークが分断されていった。また、北東部を中心とする都市の産業においても、景気の振幅による失業の拡大や、テーラーシステムや機械化がもたらす仕事のペースや密度の高まりによる職業病や労働災害が頻発していた。さらにこの時期のアメリカの労働者には、入植以来の白人と、南北戦争後の奴隷解放後の黒人、さらに南東欧出身の新移民が加わり、その構成内容に多様な人種が入り混じっていた点に特徴がある。南北戦争後、アメリカに居住する人間は法的に

平等に扱われるという意味において、多様な人種がアメリカ市民という資格を獲得できたのは、次のような法律に基づいていた。まず 1866 年の公民権法(Civil Rights Act)により、契約権、財産権、法の下での平等などの基本的権利は、人種や皮膚の色などに関係なくすべての合衆国市民に保障された。そして 1868 年の合衆国憲法修正第 14 条4により、いかなる州も市民に保障された権利を損なう法律を制定・施行することができないと規定された。こうして、黒人や英語を母語としない白人も、アメリカ市民として法的には「対等な」権限を持ち、雇用契約における契約当事者となった。だが、このような状況によって雇用者側の新たな事情も表面化した。それは、雇用契約の締結時に、機械の導入に伴って高度化した仕事のペースや密度に対応できる人材をいかに安定的に確保するのか、また労働者の教育や福利厚生といった労務管理をどのように行うべきかという問題も存在した。

このような 19 世紀末以来のアメリカ固有の問題に対して、西部農民を中心とするポピュ リスト運動をはじめ、1890年代から第一次世界大戦前後にかけてのプログレッシヴ=「革新 主義」の社会改良の取り組みや、州レベルにおける社会保障制度の枠組み作りなど多様なプ ログラムが模索された5。その中でも、とりわけ 1910 年代のコモンズとアンドリューズ(John B. Andrews, 1880-1943)のプランと、ルービノウ(Issac M. Rubinow, 1875-1936)のプランは、 その後のアメリカ型福祉国家を強く方向づけることになった2つの中核的なプランであった。 さらに、コモンズの弟子であるウィッテ(Edwin E. Witte, 1887-1960)は、州政府や連邦政府 の立法制定プロセスに直接携わり、ニューディール期の 1935 年の社会保障法(Social Security Act)の成立に深く関与した。だが、国際的に見れば福祉国家的プログラムの本格的 な展開は、19 世紀最終盤のドイツや 1910 年代のイギリスなどの先進国に見られたが、おそ らくこのような歴史的事実と照らし合わせ、およそアメリカでは、社会保障法の誕生までそ の成立の時期が遅れていたと通常見なされてきた。しかし、すでに1910年代に、コモンズ、 アンドリューズおよびルービノウらによって「社会保障制度」の構想が提示され、その後そ れらのアイディアの継承や断絶の側面を視野に入れてウィッテが政策立案に関与していたと いう歴史的事実を重く受け止めると、このようなアメリカにおける福祉国家の形成・成立を 関する評価は正鵠を得ているであろうか。こうした問題意識を抱きながら、アメリカにおけ る「社会保障制度」の歴史的な生成過程における構想について解き明かす。

この二つの視点による分析から、弱者たる労働者の自由や権利を確保するための制度的な枠組みを整備することを通して、労使双方に対するウェルフェアの改善を図っていくという「その場に応じた程よい価値」を実現するための資本主義の在り方をめぐる新たな知見が明らかとなる。建国以来、個人による契約の自由と平等という考え方に価値を置くアメリカ社会では、社会の構成メンバーの生活基盤を支えるために必要な制度設計において、憲法上に現れる理念との間に解釈問題が生じる。例えば、労働者の交渉力を向上させ、より望ましい労働条件を獲得するために結成される労働組合は、企業に対する反トラスト法の集団行動への適用によって独占状態と見なされ、あくまでも集団に対する自由を認めないという解釈がなされていた。しかし、団結を合法化しないことで労働者の貧困状態の改善が進まず、却ってアメリカ社会全体を脅かす存在になるという認識が拡大してくる。こうした状況変化は、個人の自由を制限する代わりに、より大きな自由を確保する手段を許容すべきであるという

⁴ 条文内容は、脚注 15 を参照願いたい。

⁵ この点に関して詳細は、Rodgers[1998, c.6]、小林[1999, 第Ⅲ部]を参照願いたい。

人々の認識の変化をもたらし、憲法の枠組みの中での新たな自由の追加が認められるようになる。労働立法や社会保障制度の整備によって「その場に応じた程よい価値」を実現する資本主義の在り方を捉えたコモンズには、あくまでもアメリカ的な個人の自由の伝統の中で新たな自由の追加を認めていく思想的基盤があった。それは、結論をやや先取りする形になるが、社会的な弱者である労働者の望ましい環境の実現という公共目的を達成するために、利害対立を調整する実際的な社会的なルールによって労使間に存在するグッドウィルを新たな法的枠組みに取り入れるというという人間の意志的な行動を中心に据えた理論であった。

第2節 コモンズの思想形成過程

コモンズは、アメリカ産業主義の時代に、中西部ウィスコンシンを拠点に活動した6。この時代にコモンズが取り上げた問題群には、州と連邦の関係、法と道徳の在り方、移民の流入によるコミュニティーの再構築など、アメリカの歴史的変化の中で表出した社会問題であり、それらの問題への処方を現実の社会の中で働きかけた人物であった。このコモンズの経済思想を掘り下げて考えてみるためにも、彼の思想形成過程をまず確認しておこう7。

コモンズは、1862 年 10 月 13 日にアメリカ・オハイオ州で、クエーカー教徒の父親と、長老派の母親との間に生まれた。父親よりも母親から宗教的影響を強く受け、彼自身ピューリタニズムであると自覚していた。そもそも経済学に関心を持ったのは、オバーリン・カレッジの学生時代に、労働組合のある印刷工場でアルバイトの植字工として働き、労働組合に入って団体交渉に参加した経験や、ヘンリー・ジョージ(Henry George)の『進歩と貧困』を読んだことによるものだった。1888 年にジョンズ・ホプキンズ大学の大学院に進学し、そこで当時支配的であった古典派経済学を改良しようとする二つの流れに直面した。一つは、ドイツ歴史学派であり、もう一つは限界効用学派であった。

ドイツ歴史学派の影響を受けアメリカに帰国した新学派のイーリーを指導教官に研究をはじめたコモンズは、経済学が多岐に渡る内容を持ち、形式的な指導よりもむしろ実地調査に重点を置いた指導を受けた。後にコモンズ自身が、学生に対して労働者の視点から労働問題を考えさせるために実地調査に力を入れる指導を行ったのは、この時の影響が大きかったといえる。またイーリーは、『富の分配との関係における財産と契約(Property and Contract in their Relations to the Distribution of Wealth)』[Ely 1914]において、コモン・ローの判例研究をもとに社会改革立法の制定に対する政府介入の必要性を強調したように、イーリーからコモンズへの学問的な影響が大きかったと考えられることは、歴史的に変化していく慣行や慣習に基づいた社会的なルール作りを追求していく新たな意思的な価値の理論の構築にあった。コモンズは、1890年にウェズレイヤン大学の教師に推薦されるが、指導方法の特異性から解雇され、1892年にインディアナ大学に移った。そこでは、主に社会学と経済学との

⁶ コモンズが活躍した、プログレッシヴから、第一次世界大戦、大恐慌、そしてニューディールへと至る時代において、とりわけ社会改良においてユニークであったウィスコンシン州の歴史的な位置づけについては、Glad[1990]、Buenker[1998]を参照願いたい。

⁷ コモンズの経歴については、自身によって書かれた 1934 年の『自伝』 [Commons 1934b] を参考にしている。コモンズの人物像については、Harter[1962]や伊藤[1975]が参考になる。

関係を講義した。1893年に最初の著書である『富の分配』[Commons 1893]を発表した。この書物は、社会改良を目指すキリスト教社会主義(Christian Socialism)の運動に積極的に参加することによって得た経験から書かれたものであった。それは、社会的資源が不適切に配分されていることを示し、社会の矛盾を解消するための処方箋を提示するため、その理論的根拠となるオーストリー学派的な個人主義的効用価値論を用いて表したものであり、後年の彼独自の経済理論とは違い古典派の経済理論の枠組みにおいて語られたものであった。しかし、教会が主体となって社会問題の解決を考えるキリスト教社会主義の立場において、実際はほとんど効果が上がらず、コモンズの関心は政治や法律へと移っていった。さらにこの『富の分配』は、社会主義的要素を含むというレッテルを貼られたために大学を追われた。

1895 年にシラキューズ大学に招かれ、主に社会学や、人類学、犯罪学、経済学、都市行政論を担当した。1896 年に、社会改良という観点から、労働者階級に関わる様々な社会問題を解決するための方法を、『比例代表制』[Commons 1896]おいて提案した。それは、労働者自身が政治に参加し、労働者自身の利益において立法を確保するための行政の設置を提案したものであった。このような委員会を設置することにより、労働者による団体交渉が促進され、比例代表によって各々の利益を実現できるものと考えたようである。そこには、強制よりもむしろ自発的な協調を求め、「統治の第四部門」としての、利害の比例的代表の達成やそれにまつわるコモン・ローを達成させることにより対立を解決させる方法としての産業的統治の構想の起源があった。この産業的統治の構想は『比例代表制』以降も繰り返し提示され、コモンズが生涯に渡って取り組んだテーマであった。

1899年から1900年にかけて、コモンズは「統治権の社会学的解釈」[Commons 1899-1900] を連載した。これは、私有財産制と国家の発展との関係からはじまり、私有財産の独占化によってそれらを独占する階級の恣意的な支配が進み、国家の正常な発展が妨げられていくという立場から、アメリカの労働者階級の福祉を改善するための公共政策を正当化し、いかに低い社会階級が統治権の要素になり、また、支配的階級との政治的経済的平等をいかに達成するかを考察したものである。だが、「キリスト教大学を支配していたのは、宗教ではなく、資本主義であった」[Commons 1934, 58]と述べられているように、この論文は当時へンリー・ジョージとマルクスに関する講演を行った際の大学側の対応を批判する意味合いを持っため、結果として大学を追われることになった。

その後ウィスコンシン大学に職を得るまでの 5 年間、コモンズは様々な調査活動に従事している。まず、合衆国産業委員会(United States Industrial Commission)において移民と労働組合の調査を行った。1901 年の報告書の中で、集団行動が近代経済社会の構造的変化の要因であることを指摘しているが、これは「産業統治」の基本的概念を示すものであったといえる。次に、全国市民連盟(National Civic Federation)に参加し、労使の協調によって社会問題を解決させる試みを行った。このような活動は、『アメリカ産業社会史資料集』[Commons 1910]や『アメリカ合衆国における労働の歴史(History of Labour in the United States)』 [Commons and Associates 1918]として結実し、彼自身この時期を"Five Big Years"と呼んだことからも後の経済理論を体系的に築く上で有効な経験となった[Gonce 2002]。

1904年にウィスコンシン大学に職を得ることができてから、コモンズは経済学と社会問題の接点を探ることに没頭した。1900年代初頭のウィスコンシン州においては、「ウィスコン

シン理念(Wisconsin Idea)®」と呼ばれる州立大学と州政府との連携がデザインされ、実際に ウィスコンシン州を実験台として様々な社会貢献プログラムが実行された。コモンズは、ラ フォレット知事の改革計画の立案と執行に対して、社会経済的改良の政策立案者の立場から、 公務員制度、公益事業、鉄道管理、労働者災害補償、失業保険等のプランを手掛けた9。これ らの実務経験を通した研究は、『資本主義の法的基礎』を執筆する以前にも、『労働と行政 (Labor and Administration)』[Commons 1913]、『労働立法の諸原理(Principles of Labor Legislation)』[Commons and Andrews 1916]、『インダストリアル・グッドウィル(Industrial Goodwill)』[Commons 1919]、『産業統治(Industrial Government)』[Commons et al. 1921] という形で発表された。これらの書物においても、やがて『資本主義の法的基礎』の公的目 的達成のための産業統治の構想が見て取れる。例えば、『労働と行政』において、ウィスコン シン産業委員会(Industrial Commission of Wisconsin)を産業統治のモデルとして描き、公的 目的によって適正な価値を実現する過程を検討している。『労働立法の原理』の特に第8章 「行政」では、19世紀中葉以来の様々な委員会における活動を検討し、公的目的に適った労 働立法の制定を検討している。また、『インダストリアル・グッドウィル』においては、従来 からの労働理論の再評価という作業を通して、コモンズ独自の新しい労働理論を提唱してい る。この「公的目的」に適った労働理論を用いることで、適正な価値の実現を目指している。 『産業統治』は、各論者の労働調査に基づく実例から構成された書物であり、「その場に応じ た程よい価値」の実現のため、デュー・プロセスによって労働者の権限を向上させていく産 業統治の在り方が考察されている。このような発想が土台となって、1924年に『資本主義の 法的基礎』は刊行されたのである。コモンズの特徴を 1920 年代に絞ってみれば、失業保険 や価格安定化といった、産業の発展によってもたらされた弊害に対する救済策の提案に力を 注いでいた。このようにコモンズは、アメリカの繁栄に伴う弊害に関心を示しながらも、1924 年以前の様々な要素を体系的に理論化したものとして『資本主義の法的基礎』を執筆したと 位置付けられる。なぜなら、『資本主義の法的基礎』は、「統治権の社会学的解釈」の法的領 域を拡大することや、『比例代表制』以来、『労働と行政』、『労働立法の諸原理』、『インダス

_

⁸ これは、州市民のウェルフェアを改善させるために、大学と州政府が結び付き、農業、工業、医療や、投票方法、税金、鉄道・工場規制、労働者災害補償、最低賃金などの分野に研究者が政策提案のブレーンとして関与することに特徴があった。ウィスコンシン大学のバスコム学長(John Bascom)の教え子である、ヴァンハイス(Charles Ricard Van Hise)、ラフォレット(Robert Marion La Follette)、そしてマッカーシー(Charles McCarthy)が主体となったプログラムとして知られている。ヴァンハイスは、後のウィスコンシン大学学長を務め、産学協同のコースの設立に尽力した。ラフォレットは、プログレッシヴの結党者であり、また後のウィスコンシン州知事であるラフォレット(Phillip Fox La Follette)の父親でもある。マッカーシーは、1912 年に『ウィスコンシン理念』を著し、ウィスコンシン州の改革立法の背景、精神、目的、過程について述べた[McCarthy 1912]。因みにウィスコンシン州議会議事堂の Wisconsin Legislative Reference Library のチーフも務めたマッカーシーは 1921 年にこの世を去り、ウィッテがその後任を務めた。詳しくは、Carstensen[1956]、

Altmeyer[1958]、Lampman[1993, c.4]を参照願いたい。

⁹ コモンズは、ラフォレット以降、デーヴィッドソン(James O. Davidson)、マクガヴァン (Francis E. McGovern)と、プログレッシヴに属した三代に渡る知事の政策立案者であったが、1914年に堅固派のフィリップ(Emanuel L. Philipp)が知事に当選し、事実上その役割を終えた。

トリアル・グッドウィル』、『産業統治』を通して語られる産業的統治の発想を、イギリスやアメリカにおける裁判所の判例の詳細な歴史的検討を通じて考察したものであり、歴史的に発展し変化しつづける慣習に即した新しいコモン・ローを追求するための、意思的経済理論を意識的に模索したものであったからだ。

その後の主な著作としては、1934 年の『制度経済学(Institutional Economics)』[Commons 1934a]があり、そして『資本主義の法的基礎』の取引モデルをベースとして組み立てられたコモンズの経済理論の最終的なまとめとしての『集団行動の経済学(The Economics of Collective Action)』[Commons 1950]が死後5年を経て出版された。そこでは、「制度とは、個人行動の制限、解放、拡大という集団行動である」[Commons 1950,21]と述べ、制度の定義を明確にしている。したがって彼の集団行動の経済学とは、個人の意思的な動きを基礎として、法も含むような広い意味でのワーキング・ルールが意図的で自発的な集団行動の役割を果たし、それらが希少性を原理とする市場取引において、一方では個々人の行動に制限を加え、他方で実状に合わせて新たにルール自体を作り変えながら、逆に個人行動を解放し拡大していくという経済思想であったのだ。

第3節 本稿の構成

ビッグ・ビジネス期のアメリカ社会における産業構造の転換において、とりわけ市場に登場する人間が、どのような資格を持ち、どのような振る舞いが可能であるのか、また、市場にそもそも登場できない人間あるいは市場から零れ落ちる人間であっても社会の構成メンバーとして受け入れていくのか。こうした問題関心からコモンズの経済思想を再構成するため、まず現実社会の変化を受けて構築されたコモンズの経済理論の中身を確かめ(第I部)、次に、その経済理論をもとに変化する社会の中での福祉領域の形成にもコミットしていたコモンズの社会保障制度の構想について検討していく(第II部)。本稿の構成は、以下の通りである。第I部では、コモンズの意思的経済理論と産業統治思想の内実を明らかにすることを目的とする。

第 1 章では、『資本主義の法的基礎』において展開されるコモンズの「取引」に基づく意思的経済理論について検討する。まず、主流派経済学とは異なる視点から提示される「活動している意思」を持つ当事者による「取引モデル」の特徴を確かめ、裁定者によるゴーイング・コンサーンのワーキング・ルール制定の根拠を、具体的な判例研究から明らかにするコモンズの意図を探っていく。次に、判例による法律概念の変化と、法制定の手続であるデュー・プロセス条項の持つ意味内容の変化を分析するコモンズの意図が、コモン・ローの社会的な変化つまり公的目的という観点による新たなビジネスの慣習の人為的選択という裁定者の役割にあったことを示す。そして、適正なルールを導き出し、法律的・経済的な相関関係の中に当事者を当てはめることによって、「その場に応じた程よい価値」を社会的に実現させるよう彼らの行動を誘っていくプロセスを解き明かす。

第2章では、ビッグ・ビジネス体制の確立期における産業をめぐって、コモンズの産業統治思想を明らかにしていく。とりわけ労働契約を締結する場合の労働者としての資格や個人が持つ交渉力をめぐる議論から、産業主義時代に相応しい雇用主と労働者の適正な関係に対

するコモンズの見解を確認する。そして、裁定者に対して、新しく登場してきたビジネスの 慣習を相応しく選び取り、ルールとして整備していくよう促す産業統治の思想の全貌を解き 明かす。

第3章では、労使における好意(グッドウィル)をもとにした相互メリットの仕組みの構築に対するコモンズの構想を検討する。その際、産業において具体的に表れてくる社会的な問題、例えば移民の流入、労働者の企業に対する忠誠心、そして新たなリスクに対する集団での備えなどに対するコモンズの見解を取り上げて考察していく。

続く第Ⅱ部では、ニューディール期の社会保障法の成立を支えた思想の展開を検討する。 第4章では、新たな雇用関係において発生する労働災害や雇用からの離脱といった新たな リスクへの対処をめぐる制度的なプランの構想を、コモンズとアンドリューズ、ルービノウ の議論を通して考察する。この社会保障の思想的基盤を確かめる作業は、第3章でも扱う保 険をめぐる議論のアメリカにおける広がりを捉え、アメリカ福祉国家研究の一端を担う意味 がある。

第5章では、アメリカにおける福祉国家の発展・展開過程の中でのコモンズの果たした役割をより明確にするため、特にウィスコンシンのコモンズ的な発想が、ニューディール期の失業保険や老齢年金制度にどのように活かされていったのかを確かめていく。1935年の社会保障法成立に大きな役割を果たしたウィッテの見解を通して、この思想的な連続面・不連続面を考察していく。

こうしたテクストに基づく内在的な考察を踏まえた上で、終章では、20世紀初頭アメリカ 社会の変化という時代の中にコモンズの産業統治思想と社会保障制度の構想を位置づけ、本 稿を締めくくることとしたい。

なお、本稿の全体の調整にあたって、これまでにさまざまな形で発表してきた論文および 学会報告を、「産業統治思想と社会保障構想」という観点からまとめ直し、大幅な加筆や修正 を行った。以下、参考までに各章の対応関係を記しておこう。

*第1章 コモンズの意思的経済理論

・「J.R.コモンズの意思主義理論-『資本主義の法的基礎』第 9 章を中心に-」(平成 17 年 10 月)『経営と制度』(東京都立大学)(3): 19-39 頁所収。

*第2章 コモンズの産業統治思想

・「J.R.コモンズにおける産業統治の思想」(平成 16 年 2 月)『経営と制度』(東京都立大) (1): 53-68 頁所収。

*第3章 コモンズにおける雇用問題と労使間のグッドウィル

- ・北米の経済学史学会(HES)平成18年6月年次総会(アメリカ・アイオワ州: Grinnell College)における学会報告「J. R. Commons on the Problem of Employment and In dustrial Goodwill」を踏まえた。
- 「J.R.コモンズにおける雇用問題と労使間のグッドウィル」(平成18年6月)『経済学 史研究』(経済学史学会)48(1):32-45頁所収。

- *第4章 1910年代アメリカにおける失業保険の構想
 - 「アメリカ 1910 年代における失業保険の構想―コモンズ、アンドリューズ、ルービノウー」(平成 21 年 2 月)『経済学史研究』(経済学史学会) 50(2): 38-55 頁所収。
- *第5章 失業保険・老齢年金の制度設計―コモンズと E.E.ウィッテの思想―
 - ・社会政策学会(第 123 回秋季大会)における学会報告「失業保険・老齢年金の制度設計 と E.E.ウィッテの思想」(平成 23 年 10 月)を踏まえた。

なお、コモンズやウィッテの未公刊の草稿や往復書簡等などの一次資料は、Wisconsin Historical Society Archives 所蔵の John R. Commons Papers (call number: U.S. Mss 21A)、および、Edwin E. Witte Papers (call number: Wis Mss VP)による。

《補論》コモンズ研究と本稿の位置付け

従来の内外のコモンズ研究を整理し、本稿の目的を明確にしよう。研究のアプローチの違いから整理すれば、およそ次の5つになる。

第一に、コモンズをヴェブレン、ミッチェルと並ぶアメリカ制度学派の創設者として捉え、コモンズ理論の全体像を解明しようとする研究である。Parsons[1942]、Gruchy[1947]、Dorfman[1959]、Chamberlain[1963]など、制度学派の人物と直接接点のあった世代による研究では、『資本主義の法的基礎』をあくまでも『制度経済学』や『集団行動の経済学』への通過点として捉え、その内容に密着して意思的なアプローチによる法的・経済的理論を解き明かすというよりも、むしろ主眼はコモンズの制度経済学の全体に対する解釈におかれている。これらの研究を引き継いで展開されていくのが、例えば Ramstad[1986]、Covaleski・Dirsmith・Samuel[1997]、伊藤[1975]、田中(敏)[2002]など研究では、『制度経済学』や『集団行動の経済学』において扱われた問題を、『資本主義の法的基礎』の中に立ち返って検証し、コモンズの経済理論の一貫性を解き明かそうとする研究である。

第二に、初期コモンズの議論、例えばソーシャルゴスペラーとしての活動、労働の実態調査あるいは組合運動の歴史的考察などと、やがて『資本主義の法的基礎』において本格的に扱われる法的問題との接点を探る研究である。Gonce[1996]の研究では、主に19世紀末におけるコモンズの問題関心の変遷の中で「統治権の社会学的解釈」における意義を考察し、『資本主義の法的基礎』に至るまでの経緯を詳細に解説することに力点が置かれている。

第三に、プラグマティズムあるいは全体論など、コモンズの経済思想の哲学的な背景に着目する研究である。代表的な研究として挙げることができるのは、Gruchy[1947]、Gonce[1971]、Rutherford[1983]、Ramstad[1986]などである。最近の研究では Costa and Caldas[2011]が、制度主義が慣習に依拠する人間行動を重視する一方で、自立や合理性それ自体を排除するわけではないことを、デューイの慣習の観念との比較から検討している。

第四に、コモンズの「取引」経済学に焦点を当てた研究である。Dugger[1996]、Finn[1997]、Meramveliotakis and Milonakis[2010]は、現代の経済学的関心から取引費用や市場といった概念についての比較分析が試みられている。高橋[2010]は、「ゴーイング・コンサーン」に

属する人間の集団行動を動態的に分析する「取引」という基礎の上に展開されたコモンズの制度経済学が、O.ウィリアムソンらの新制度学派に影響を与えたという観点から、その現代的意義を問い直す試みである。Valentinov[2009]は、協同組合や労働組合といった第三セクターが、コモンズの取引の類型論の中でどのように位置づけることができるかという観点からの研究である。

第五に、新古典派経済学、主流派経済学、あるいは伝統的経済学との対比である。最近の Caldari[2010]の研究では、見えざる手に導かれ均衡に至るという考え方に対し、国家、法、ルール、集団行動といった「国家的経済政策」によって異なる人間の利害の一致というコモンズの特徴が明らかにされている。

本稿は、以上の5つのアプローチを往復させながら、コモンズの産業統治思想と社会保障制度にまつわる構想を解き明かそうという試みである。そこで、『資本主義の法的基礎』を主な検討素材としているこれまでの研究の中でも、従来比較的取り上げられてきた「取引」モデル以外を対象としている研究を紹介しよう。Chasse[1986]は、コモンズの関心と現代の公共選択理論家との共通点を探る観点から、また Lawson[1996]は、人為選択において意思や目的がどのように浸透するかを説明することにおいて「公的目的」を扱っている。Dawson[1998]は、「自由」、「財産」といった概念の変化における判例研究や、黄犬契約に関する判例研究を行い、コモンズの法的概念に関する研究を裏付ける判例を詳細に扱っている。Barbash[1976]は、『資本主義の法的基礎』の後半部分、特に第8章の「賃金交渉」と労働問題とを絡めて考察している。Gonce[1976]は、私的な権限と政治形態や経済がどのように関わるかを考察し、また Kanel[1985]は、中世におけるイギリスのモデルと 19世紀末から 20世紀初頭におけるアメリカの労使対立のモデルとを比較検討している。いずれの研究も『資本主義の法的基礎』における「公的目的」を、本稿のように裁定者による産業構造の転換期におけるルール制定の持つ意義に引き付けて主題的に扱われていない。

また、アメリカ福祉国家に関する研究では、ニューディール以降を扱うものが多く、コモンズを主要な検討対象として考察されたものは少ない。我が国では、1935 年社会保障法とその関連制度の 1980 年代に至る展開過程の考察を主に年金保険の基本構造の解明に焦点を当てた研究(菊池[1998, 序章])や、社会保障法に至る政治的プロセスを描いた研究がある(紀平[1993, 第4章])。ウィスコンシン州の失業保険制度の成立過程とニューディールでの健康保険制度の導入の可否をめぐる研究(佐藤[2008; 2011])や、社会保障法の成立に関与したニューディーラーたちの構想についての研究(藤田[2005]、中島[2006])など、ニューディール研究の一部としてコモンズに触れてはいるが、コモンズの構想そのものの再構成は十分になされていない。英語圏では、アメリカ労働立法協会におけるコモンズやアンドリューズとの関係を論じた研究(Chasse[1986; 1991])や、ニューディール期前後を含めた社会保障制度の思想形成過程に焦点を当てた研究を挙げることができる(Lubove[1968]、Nelson[1969])。また、現在の政府のリスクマネジメントの在り方を歴史的に分析した研究もある(Moss[2002])。しかしながら、本稿が目指すように、ニューディール以前の多様な構想の展開過程を克明に描き、アメリカの社会保障制度に与えた影響を特徴づける試みは従来それほど見られなかった。

近年のコモンズ研究の中でも、特に Rutherford[2011]は、ハミルトンとコープランドから始まりウィスコンシン、シカゴ、コロンビアの各大学における人脈の検討を通して、1918年から 47 年に至る大戦間期の制度主義者の知的運動の全貌を解明しようとする壮大な研究

である。また、高[2004]によって、ニューディール期の経済改革それ自体ではなく、それ以前の社会改革思想の流れに現代アメリカ経済思想史の起源を求めようとする試みが行われているが、その過程においてコモンズは、個人の「意思」の働きを基礎として、意図的な集団行動を通して個人行動を規制するが、実は個人行動を解放し拡大させていくという「新自由主義」の経済学者と位置づける新たな解釈がなされている。本稿は、これらの研究の延長線上に立ちながらも、従来の研究において必ずしも十分に明確にされてきたとは言い難いコモンズの「その場に応じた程よい価値」を実現するための資本主義の全体像を、産業統治思想の展開過程と社会保障制度の生成に関する思想的基盤の内在的な理解を通して描き出していく。

第 I 部 コモンズの意思的経済理論と産業統治の思想

第 1 章 コモンズの意思的経済理論

本章では、コモンズの主著の一つである『資本主義の法的基礎』を検討素材に、コモンズの制度経済学の核心部分をなす意思的経済理論の基本的特徴を明らかにしていく。

まず『資本主義の法的基礎』の構成を簡単に説明しておこう。第1章「メカニズム、希少 性、ワーキング・ルール」では、従来の経済学の中にコモンズ独自の経済学を位置づけ、その 特徴が明らかにされている。第2章「財産、自由、価値」は、判例研究の中から様々な法律 概念の変化を捉え、また、意思的経済理論における重要な構成要素を考察している。第3章 「物理的力、経済的力、倫理的力」においては、ゴーイング・コンサーンを特徴付ける制裁と しての三つの力を区別している。第4章「取引」と第5章「ゴーイング・コンサーン」では、 コモンズ経済理論の理論的中心である取引モデルとゴーイング・コンサーンの概念が提示さ れている。そして、第6章「地代交渉――封建制と使用価値」、第7章「価格交渉――資本 主義と交換価値」、第8章「賃金交渉——産業主義」の三つの章は、イギリスの歴史的な背 景を踏まえながら、裁定者の役割を重視したアメリカ産業主義(industrialism)10に相応しい 交渉の在り方を提示している。第6章と第7章はイギリスを、第8章はアメリカの事例を扱 っている。とりわけ第8章は4つの節から構成され、第1節「個人交渉」と第2節「統合さ れた人間と統合された財産」は、第2章や第3章と関連させながら、交渉される場としての 労働市場の構造を具体的な判例を通して分析し、交渉の当事者における力関係を考察してい る。第3節「慣習と法」と第4節「産業統治」では、地代交渉(rent bargain)を扱う第6章 や価格交渉(price bargain)を扱う第7章における交渉の歴史的変化を通して、コモン・ロー と制定法との関係を探り、それらを踏まえた上で産業主義に相応しい産業統治の立憲的枠組 みの可能性が検討されている。最終章である第9章「公的目的」は、意思的経済理論の核心 部分を扱い、歴史的な議論を踏まえながら、新しく登場してきた慣習が裁定者によってうま く選択され、公的目的として国家というゴーイング・コンサーンの維持や拡大をいかに達成し ていくのかという問題が考察されている。この全9章から構成される著作には、次の二つの 特徴的な側面がある。第一に、当時の主流派経済学の対し意思的に行動する現実的な人間理 解に基づく経済理論を構築しようとする側面である。第二に、英米法の判例を使いながら市 場を取り仕切ルールの在り方を見定めていく側面である。

以下、(1)および(3)において、第一の側面である意思を持った人間による取引に焦点を当て た経済理論を解明し、(2)および(4)から(7)において、第二の側面である判例研究に基づいた

¹⁰ コモンズは、『資本主義の法的基礎』の第8章において、南北戦争後に発達したビッグ・ビジネス体制が第一次世界大戦を経て名実ともに確立した1920年代のアメリカ社会を意味する彼自身の固有の歴史的概念として、「産業主義」と言う言葉を用いている。

ルール制定の在り方に関するコモンズの見解をまとめ、(8)において法の変化と人間の意思的側面を組み込んだユニークなコモンズの経済理論の特徴を浮き彫りにしていく。

(1) 取引の経済学とゴーイング・コンサーン

コモンズは、当時の主流派経済学の中で、自身の意思的経済理論をどのように位置づけていたのであろうか。コモンズは、この「取引(transaction)」 11 を最小の分析単位とする経済学を構築する意図を明確にするため、それまでの経済理論を次のように三つに分類する[Commons 1924, 3-4]。

第一の系統は、ケネー、スミス、リカードゥ、マルクス、プルードンである。彼らは、人間と自然との関係、つまり「技術経済(engineering economy)」を理論の出発点とし、「商品」の生産、交換、消費という形式について研究するという共通したスタイルを採っている。「商品」の説明原理は、ニュートンによって確立された自然科学や人文科学のための「機械主義の原理(the Principle of Mechanism)」である。だが、この「商品」には、人間本性、使用価値、効用、希少性、交換価値、労働、貯蓄、期待、私有財産、自由、政治、経済などの観念を含むため、強調すべき視点の相違から重農学派、古典派、社会主義者、無政府主義者へと分裂しているのである。

次に、ベンサム、シーニア、ゴッセン、ジェヴォンズ、メンガー、ワルラス、ボェーム=バヴェルク、J.B.クラークが第二の系統になる。彼らは、第一の系統を継承しながら、さらに経済理論の主観的な側面に焦点を当てていることに特徴がある。つまり、出発点が「商品」ではなく、ヒュームやマルサスによって提唱された「希少性の原理(the Principle of Scarcity)」によって説明される人間の快楽、苦痛、満足、犠牲といった「感情」にあるのだ。また人間の意思に対する見方は、第一の系統と同じく「不可知で気まぐれなもの」であり「法則に従うものではない」と捉えている。つまり経済学は、むしろ物理学のような自然科学と類似するという考え方である。これらの理論は、価値と費用に関する「機械的理論 (mechanistic theory)」と位置付けることができる。

最後に、ヒューム、マルサス、ケアリー、バスティア、カッセル、アンダーソン、そしてアメリカの最高裁判所を第三の系統として捉えることができる。彼らは、「商品」や「感情」ではなく、将来を求める2人以上の人々の間における「取引」を出発点にした。この理論の特徴は、人間の意思を「人間の行動を通じて現れ、その行動は固有の自然法則の中で定型化されるもの」[Commons 1924, 3]とみなし、それを「活動している意思(will-in-action)」と捉えたことにある。そして「取引」を説明するための原理は、会社、労働組合、団体や、徴税や警察権の行使などの政府の様々な干渉の中にある、コモン・ローや、制定法、ビジネスの規制や倫理と言われるような「ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールの原理」[Commons 1924, 5]に他ならない。

コモンズは、「活動している意思」という意思的な側面と常に変化や進化するという進化論

17

¹¹ コモンズの「取引」を扱った近年の研究としては、現代的な問題関心からコモンズを再評価する高橋[2010]や Meramveliotakis and Milonakis[2010]を挙げることができるが、本稿の力点は、やがて新制度学派の議論にも見られるようなコモンズのユニークな視点を明らかにすることにある。

的な側面を含めて「取引」を分析するこの第三の系統を引き継ぎ、人間の意思的な働きを重視する「意思的経済理論」を展開する。コモンズが言うところの「活動している意思」とは、将来の可能性や将来に対して抱く期待などを考慮しながら行動する人間の意思や意欲であるから、もちろん第一や第二の系統のような不可知で気まぐれな意思でも、ロックが『人間知性論』において示したような「真空における意思(will-in-vacuo)」とも異なる。ロックの意思は、「行為する、または行為しないという能力、才能、実力という意味における『力』」であり、これは無意識的または生理学的な部分の意思という内省のプロセスから生じるため、人間が行う現実の行動と意思とはまったく異なるとコモンズは見なした[Commons 1924, 69-70]。

コモンズは、「意思的経済理論」における研究の基本単位である「取引」に関して、次のように述べている。

取引は経済学、物理学、心理学、倫理学、法学、政治学の合流点となった。一つの取引はこれらの学問のすべてを必然的に含む考察の単位である。というのも、取引は代替行為を選択し、抵抗を克服し、自然的・人的資源を調和させる様々な人間の意思であり、しかも効用、共感、義務やその反対事項による約束や警告によって導かれ、市民の権利、義務、自由を解釈し実行する政府の役人、企業体、労働組合の役員によって、拡大し抑制し放置される。個人行動は、国民、政治、ビジネス、労働の集団行動、および家族その他の集団行動に適合しているかどうかである[Commons 1924, 5]。

つまり、「人間と自然の関係」ではなく「人間と人間の社会的関係」の中で、人間相互の精神 や意思が対立あるいは依存するのが「取引」なのである。コモンズは、「ゴーイング・コンサ ーンのワーキング・ルールの原理」によってこの「取引」を説明するが、それはどういうこ とを意味しているのか。

コモンズは、日常生活の中での様々な「取引」に参加する人間を、過去・現在・将来という時間の流れの中で「継続的な活動・組織=ゴーイング・コンサーン(going concern)」と呼ばれる特定の目的を持った社会的関係に属しながら、常に将来に対する期待を実現するよう意思的に働きかける存在と捉えている。ビジネスの拡大によって発達した資本主義社会においては、他人の利用のために生産し自己の利用のために獲得するという経済活動が、ビジネスのためのルールに即して行われる必要がある。このゴーイング・コンサーンに所属する人間は、組織として存続するために必要な行動を秩序付けていくためのルールであるワーキング・ルールによって拘束されている12。この事柄をコモンズは、「ゴーイング・コンサーンは、コンサーンが一つの単位として行動することを可能にするために計画された、共通の目的や共通のルールを持つ組織化された大衆行動である」[Commons 1924, 320]と表現した。しか

18

¹² reasonable と同じく going concern および working rule という言葉も、コモンズの経済 思想において特徴的な概念であるからこそ、日本語への翻訳が難しい。本稿では、意味を捕捉してそれぞれカタカナに置き換えた。なお、春日井薫・春日井敬訳[1959]では、「活動企業」、「行為準則」であり、新田隆信・中村一彦・志村治美訳[1964]では、「ゴーイング・コンサーン」、「運営準則」となっている。また田中敏弘[2002]は「円滑に事業を行っている組織体」、「作用準則」としている。そして高[2004]は「継続的な関心事・活動・企業・事業」、「実際 に機能している明示的ないし暗黙の運営規則(行為規則)」とそれぞれ訳出している。

しながら個々人は、ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールに従って集団行動することで、むしろ個々の単位では成し遂げることが不可能であった将来への期待が達成されるのである。

このような「継続的な活動・組織」である「ゴーイング・コンサーン」の中身は多岐にわたるため¹³、単なる「企業」に留まるような概念ではない。コモンズは、ゴーイング・コンサーンの目的達成のために各参加者の行動をワーキング・ルールに沿うよう方向づけていく制裁あるいは罰の種類から、ゴーイング・コンサーンを次の三つに分類した。まず、①物理的暴力への恐怖を制裁として利用する国家という「政治的コンサーン」、次に、②経済力や破産または貧困への恐怖を制裁として利用する企業という「ビジネスコンサーン」、そして、③世論や共通の意見といった制裁を利用する現代における文化的、宗教的、倫理的な団体という「文化的コンサーン」である。経済社会とは、こうした多様なゴーイング・コンサーンに属する「活動している意思」を持った人間による様々な「取引」の集合体に他ならないのである。

そこで、「取引」を軸とする経済理論の理解には、このような経済社会のワーキング・ルール、つまり英米法におけるコモン・ローがどのように成立し発展してきたとコモンズが捉えていたのかということを把握する必要がある。まずは、アメリカ合衆国憲法における法的概念の変化に対するコモンズの見解を考察しよう。

(2) ビジネスの展開と法的概念の変化

コモンズは、19世紀後半の実際の判例を使いながら、合衆国憲法の概念が現実の変化と整合的であるようにその解釈を変化させていくという問題を考察し、法の実際の運用者や裁判官が、変化する現実社会の要請に対して相応しいルールの整備を進めていくプロセスを明らかにしている。こうしたコモンズの法的な概念の新しい性質を取り込んで制度設計の構想を練り上げていくという思考方法は、「統治権の社会学的解釈」「Commons 1899-1900」で示した思考方法との連続性が見て取れる。「統治権の社会学的解釈」の主な論点は二つあり、それらを簡単に整理すればおよそ次のようになる。(1)公共政策の在り方をめぐって、被支配階級を統治権の要素として参加させる、あるいは、支配的階級と被支配階級の政治的経済的平等を達成させることによって、労働者階級の福祉の改善を正当化させること14。コモンズの統治権の定義は、コントロールする立場にある人間によって利用可能な物理的力の手段であった。(2)社会進化論の影響を受けたコモンズ独自の観点から、「制度」の成り立ちを説明すること。コモンズは、人間は過去から現在そして将来への持続的な自己に対する意識とし

¹³ コモンズは「ゴーイング・プラントは、大衆にサーヴィスを提供する生産組織であるのに対して、ゴーイング・ビジネスは、大衆から代価を獲得する交渉組織である」[Commons 1924, 182]と述べるように、「継続的な活動・組織」であるゴーイング・コンサーンは、使用価値を造り出すゴーイング・プラントと、交換価値をもたらすゴーイング・ビジネスという対立しながらも不可分の構成要素から成り立つ幅の広い概念といえる。

¹⁴ この「統治権の社会学的考察」において展開された労働者階級の福祉の改善という問題は、それより前の『比例代表制』[Commons 1896]で扱った非暴力的方法によって労働問題を解決する具体的な仕組み=比例代表制の提案を、統治権の担い手という観点から捉えなおした問題であるといえる。

ての「自己意識(self-consciousness)」を持つと考えた。この自己意識をもとに、人間は資源の希少性を意識し、現在そして将来の生存を維持するための資源を確保し保存することに価値を見出す。そしてこの希少性の原理によって、自己のための物理的モノを排他的に保持する財産としての私有財産が発達し、その私有財産をもとに社会的制度が形成されていくという制度進化のプロセスを述べている。

コモンズは、このような問題意識を持ちながら、『資本主義の法的基礎』第2章「財産、自由、価値」において、19世紀末の具体的な判例を子細に研究し、従来からの慣習に捕らわれず公的目的に適った新しい判断を下す裁定者の役割について論じている。具体的に検討される事柄は、物理的に把握することができない新たな「自由」や「財産」が、合衆国憲法において法的に保障された「自由」や「財産」として認識されていくという裁判プロセスである15。コモンズが特に着目した点は、1872年から1897年に至る連邦最高裁の判例において、憲法の条文における様々な法的概念の内容が段階的に変更されてきたという事実にあった。それは「奴隷として自由や財産」から「財産所有者のための自由や財産」を含むように法的概念の定義変更が行われて行くプロセス、すなわち、それまでの伝統的な法的概念に対する解釈が、社会的な変化に伴って発生してくる新たな「権利」や「自由」を含むように変更され、やがてそれらの変更が新しいルールとして確立するというプロセスである。こうした新たな経済的価値を認める判断を下していくプロセスは、コモンズの意思的経済理論の基礎的要素となる。

まずコモンズは、修正第 14 条成立後に連邦最高裁がはじめてその解釈を示した事件として知られている 1872 年のスローターハウス事件¹⁶に着目した。裁判における争点は、コモ

-

¹⁵ ここで焦点となるのは、次の 3 つの憲法の条文である[宮沢編 1983]。①「何人も、大陪 審による告発または正式起訴によるのでなければ、死刑を科しうる罪その他の破廉恥罪につ き公訴を提起されることは無い。但し、陸海軍内で発生した事件、または、戦争もしくは公 共の危機に際し現に軍務に従事する民兵団の中で発生した事件については、この限りでない。 何人も、同一の犯罪について、重ねて生命または身体の危険にさらされることはない。何人 も、刑事事件において、自己に不利な証人となることを強制されない。何人も、法の適正な 手続(due process of law)によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない。何人も、 正当な補償なしに、私有財産を公共の用のために収用されることはない。」「修正第5条(1791 年成立)]。②「奴隷制および本人の意に反する苦役は、適正な手続を経て有罪とされた当事 者に対する刑罰の場合を除き、合衆国内またはその管轄に服するいかなる地においても、存 在してはならない。犯罪による処罰の場合を除いて奴隷および自発的ではない強制労働の存 在を禁止した。」[修正第 13 条第 1 項(1865 年成立)]。③「合衆国内で生まれまたは合衆国 に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州 の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、また は実施してはならない。いかなる州も、法の適正な手続によらずに、何人からもその生命、 自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な 保護を否定してはならない。」[修正第14条第1項(1868年成立)]。

¹⁶ Slaughter House Cases, 16 Wall. 36 (1872)。この事件の争点は、ルイジアナ州議会による特定業者に対する独占権付与行為が、同業他社の「自由」と「財産」の剥奪に該当するのかという点にあった。ルイジアナ州議会は、ニューオリンズのある一つの会社に食肉加工場

ン・ローの従来からの解釈に従って自分の利用のために物理的モノを「保持する(holding)」 ことを「財産」と解釈するのか、あるいは、他人が必要としていても現在は持っていないも のを「留保する力(withhold power)」=経済力・交渉力まで含めて「財産」と解釈できるの かということにあった。この事件における最高裁の多数意見は、自由とは「奴隷状態からの 自由」であり、財産とは「自分自身の利用のために物理的モノを排他的に保持する」と解釈 した。それゆえに、ルイジアナ州の制定法による独占権付与行為は、修正第 13 条および修 正第 14 条の財産または自由の剥奪には該当しないと判断された。コモンズは、この多数意 見による財産の解釈が、単なる使用価値を意味しており伝統的なコモン・ロー解釈と合致す ると見なし、州制定法が食肉加工業者から剥奪した財産は、使用価値ではなく交換価値とし ての財産に過ぎないと考えた。しかし、むしろコモンズが着目したのは、この事件における 反対意見であり、とりわけ3人の裁判官の意見の中に法的概念に対する新たな解釈が示され たいたということだった。ブラッドレー裁判官は、自由は選択権を含むものと考え、職種は 財産であると捉えた。またフィールド裁判官は、奴隷状態が意味するところを、肉体的な強 制という意味から、強制労働を課す経済的強制という意味へ転換して解釈し、自由の定義を 拡大した。そして、スウェイン裁判官は、「財産権とは交換価値を持つすべてのものであり、 財産権とは所有者の意思によって財産を処分する権限を含む。労働力は財産であり、財産と しての保護を受けるに値する。労働力を利用可能にする権利は、生命権や自由権に次いで重 要である」 $[Commons\ 1924, 13]$ と明言した。財産とは人が労働する能力の交換価値であり、 自由とは労働市場においてその交換価値を具体化する権利であると見なしたのである。コモ ンズは、このスウェイン裁判官の言葉こそが、アメリカ憲法史上において南北戦争後で最も 早い新たな財産と自由の概念における一般化の試みの一つと捉えた。

コモンズは、次に 1876 年のマン事件¹⁷を取り上げ、このスローターハウス事件の反対意見において見出された自由と財産の交換価値という新しい定義が、より現実に即した判断を行う裁判官の意見の中に浸透していく過程を描いている。マン事件の争点は、穀物倉庫業者に対する料金規制が、デュー・プロセス条項に則って行われた立法行為と認められるのかとい

営業と食肉売買の独占権を与えたが、他の業者には与えなかったことが事件の発端である。 詳細については、藤倉他編[1996, 72-73]を参照願いたい。

¹⁷ Munn ν Illinois, 94 U.S. 113 (1876)。19 世紀末のアメリカ東部では産業の発展に伴い鉄道建設が有利に行われた。しかし、西部においては、まだ人口が希薄であり、鉄道料金は東部に比べて利益を得るために高めに設定されていた。西部の農民は、農産物を輸送するために、適正な鉄道料金を求めた。しかし鉄道会社はこれに応じなかったために「農民運動」が起こり、その結果 1871 年に鉄道会社と穀物倉庫業者の料金規制に関するイリノイ州制定法が可決された。マン事件はこのような南北戦争後の東部と西部との経済格差によってもたらされた事件の一つであったといえる。シカゴの輸送ターミナルにおいて、西部の小麦畑から大西洋沿岸へ輸送される小麦は、積み替えをするために貯蔵されていた。そこには 14 の倉庫があり、9 つの倉庫業者が管理を行っていた。この地域は、穀物の貯蔵という目的以外には使われておらず、この9社によって事実上独占されていた。イリノイ州議会は、この倉庫の法外な保管料金に対する荷送り人からの不満に応じて、保管料金の最大値を決定する州制定法を可決した。穀物倉庫の一つを経営するスコットとその賃借人であるマンは、この法令が「正当な法の手続」なくして財産を奪うものとして、修正第 14 条に違反するものであると主張した。しかし、イリノイ州最高裁では、この州制定法は合憲であるとの判断が下されため、連邦最高裁へ上訴した。

う点にあった。伝統的なコモン・ローの原則に即して考えるならば、立法行為によって規制 されるビジネスとは、公共の利益に影響を与えるものに限定される。換言すれば、統治権力 による規制の範囲内でビジネスを行う「特権」を付与されることを意味し、公共の利益を実 現するための適正な料金が設定される必要があった。しかしながら、原告の業者は、単なる 民間企業であるために適正な料金設定という規制には該当しないと考え、州議会の警察権は 行使できないと主張した。

多数意見の代表であるウェイト裁判官は、ビジネスの内容から「公共の利益」に影響を与 えることが明らかである場合、特権を与えられていない原告であっても州制定法の規制対象 となると見なした。コモンズは、伝統的なコモン・ローの原則と照らして、この判断は次の 2 つの意義を持つと考えた。①「権限(power)=力」の意味内容の変更。統治権力が臣民に法 を強制的に施行するために持つ物理的力という意味から、経済的条件の変化に付随して財産 に備わってきた新たな経済力を含む解釈へと変更された。②「独占」の定義変更。もともと 臣民が統治権力を行使する「古典的な自由(freedom)」を剥奪し、統治者が意図的に行使する ための法的な独占を意味したが、財産の経済力を行使する「近代的な自由(liberty)」として の自然的独占、すなわち経済的条件から自動的に発生する独占を認めた。このような経済力 を持つ財産は、コミュニティー全体に影響を及ぼす、つまり「公共の利益」という性格を有 するため、もはや私的性格は失われるのである。また、独占によって他人の交渉力が損なわ れる場合、そうした財産の交渉力を規制できるように州の警察権の定義も拡大が可能となる。 したがって、この州制定法は「正当な法の手続」に反するものではなく合憲との判断が下さ れた。コモンズは、最高裁の判断から、統治権の物理的権限と区別される市民による市民に 対する新しい「財産の経済力(economic power)」=「留保する力」が認定されたと見なした。 反対意見のフィールド裁判官も、修正第 14 条における財産の定義に対して「憲法の規定の 下では、財産の権限と占有のみにとどまり、その利用と収益に及ばないような憲法上の規定 の保護には何の価値も無い」[Commons 1924, 15]と述べているように、有体財産(corporeal property)としての物理的モノの保護のみならず、その有体財産が持つ収益力も含めて保護す るという新たな財産の定義に触れている。

そしてマン事件後、州規制がデュー・プロセス条項に即した州のポリス・パワーの行使として正当化されるのかが争われた 1890 年のミネソタ料金事件¹⁸において、連邦最高裁は、「交換価値を持つあらゆるもの」という財産定義を示した。この定義を踏まえて、州議会による立法手続ではなく、裁判所の司法手続によって州議会の警察権の及ぶ範囲が決定されるという判決が下された。コモンズは、ミネソタ料金事件において、財産の本質が交換価値としての経済力にあることが認められ、司法手続によらなければ財産所有者から経済力を剥奪できないとの認識が示されたと考えた。さらにコモンズは、1897 年のオールゲイヤー事件¹⁹にお

_

¹⁸ Chicago, Milwaukee, & St. Paul Railway Co. v. Minnesota, 134 U.S. 418。州間通商委員会による運賃改訂に対して、鉄道会社が、その改訂に不服を申し立てる司法的救済が閉ざされていることを問題とした事件。州間通商委員会は、州の裁判所が発行した職務執行令状により、その命令を鉄道会社に対して強制することができた。鉄道会社は、旧料金が適正であり新料金は適正ではないとみなし、新料金の採用は、「デュー・プロセス」によらないものであると主張した。ミネソタ州最高裁は、新料金を適正な料金と判断したが、連邦最高裁は、ミネソタ州最高裁の判断を誤審として、判決を覆した。

¹⁹ Allgeyer v. Louisiana, 165 U.S. 578 (1897)。この事件は、州制定法に従わない海上保険会

いて、スローターハウス事件における反対意見が示した自由の定義が、最高裁の裁判官全員 に共有される新たな自由の定義となったと指摘している。修正第 14 条によって保護される 自由とは、交換価値の定義に不可欠な要素である「市場へ接近する自由」=「契約の自由」 を含み、奴隷的拘束状態からの肉体的な自由のみならず、個人が持つすべての能力の発揮を 保障する自由を意味するようになったのである。

要するに、これら 1872 年から 1897 年にかけての一連の判例からコモンズが読み取ったことをまとめれば、次の 3 点になる。①憲法における「財産」と「自由」という法的概念は、「有体物の使用価値」から「あらゆるものの交換価値」[Commons 1924, 14]へとその性質が変化したこと、また、②この変化によって財産の定義が、有体財産から、無体財産(incorporeal property)、そして無形財産(intangible property)へと拡大したこと、さらに、③自由の定義が、肉体的な束縛からの解放という「奴隷の自由」から、経済的強制からの自由(市場に接近する自由)つまり「財産所有者の自由」へと拡大したことであった。こうした法的概念の定義の変化は、ビジネスの拡大により伝統的なコモン・ローでは捉えきれない新たな財産を、裁判所が判例を通して認定していく過程といえる。従来からのコモン・ロー上の意味において理解すれば、物理的モノとしての有体財産のみが財産であって、その財産の価値は、財産所有者による生産や消費での物理的利用における使用価値に限定された。しかし、判例の積み重ねを通してコモン・ローが変更され、ビジネスのコモン・ローにおいては、負債、信用、基金、担保などの支払いの約束としての無体財産と、あらゆるものの期待された交換価値からなる無形財産(資産)という 2 つの財産概念の意味が明確となったように、将来の取引の中で期待される交換価値を持つ無形財産も財産に含まれたのである。

そしてコモンズは、「負担」と「機会」という法的概念を使って、無体財産と無形財産に対する統治権力との関係性を説明する。それによれば、負担とは、統治権力によって支払いの実行が強制される約束(無体財産)であるし、機会とは、統治権力によって市場への接近が認められた無形財産となる。人間の自由についても負担と機会という法的概念の中で捉えると、人間が自由の一部を売るということは、将来の行動において果たすべき約束を売ったことに他ならず、その人間の自由に対して課せられた負担を意味する。交換価値を持つあらゆるものが財産であるため、人間の行為自体も売買が可能と考えれば、その行為の自由も財産となり得る。

ただしコモンズは、この自由に対する負担には、積極的負担と消極的負担という2種類があると言う。積極的負担は、実行の約束という負債であり、消極的負担は、回避の約束となる。積極的負担を課せられた当事者は、積極的に実行することを命令されるため、その当事者自身は選択する自由を持たない。消極的負担は、当事者以外の第三者に対して関係することを断念、つまり回避を命じられる。積極的負担は、積極的な義務を売買することであり、消極的負担は、顧客と取引できる機会を売買することである。コモンズによれば、負担は、義務としてメリットが期待される行為の実行であり、機会は、自由に関してメリットが期待される行為の実行であるといえる。

コモンズは、伝統的なコモン・ローとビジネスのコモン・ローにおける財産の利用を区別 し、次のように述べている。

社を規制した州制定法のもと、ある保険会社が、州外で締結された保険契約についての郵便 を、州内で発送したことを理由に起訴されたものである。 前者は、使用価値の量を増大するために、財の供給を増加する生産力である。後者は、交換価値を増大または維持するために、需要に応じて財の供給を制限する交渉力である。交渉力は、ビジネスの資産を維持または拡大するため、需要に対して財の供給を意図的に制限することである。しかし、生産力は、諸国民の富を増大するために、進んで供給を増加させることである。・・・(中略)・・・財産の意味がモノの使用価値から交換価値へ移ったこと、したがって、使用価値を増加する生産力から、交換価値を増大するための交渉力へ移ったことは、変移以上のもの、すなわち転換である。この転換は、当初ビジネスが小規模で弱体なとき重要でないが、資本主義が世界を支配するときに重要となる[Commons 1924, 20-21]。

この主張から明確に分かるように、コモンズは、資本主義の発達に伴って重要な意義を持つ 生産力から交渉力への変移=転換が資本主義にとって重要なポイントであると捉えていたの である。それは、「あらゆる価値は期待である。使用価値は、生産と消費という人間の活動に おける、モノの期待された行動であり、交換価値は、負債の購入、販売、賃貸、賃借におけ る、人々の期待された行動である」[Commons 1924, 25]とコモンズが述べているように、取 引によって他人からメリットを引き出す行動を獲得することへの期待こそが資本主義の本質 であるからだ。

したがってコモンズが言うところの「継続的な関心事=ゴーイング・コンサーン」とは、「有体財産」はもちろん財産と自由の新しい結合を通して法的に認識されてきた「無体財産」や「無形財産」を資本とし、取引を通して実現しようとする将来に対する期待の現在価値をあらわす概念であるといえる²⁰。コモンズは、次のように述べる。

仮に、財産権と区別されたものとしての財産の意味が、モノの意味のみならず、モノを獲得し使用し処分することにおいて期待された活動の自由にもあるとすれば、財産の意義は、モノに関して期待された行動にあることになり、モノの価値は、モノに関して期待された望ましい行動にあるだろう。換言すれば、価値は、期待された活動している意思(the expected will-in-action)にあり、期待された活動している意思は、期待された行動と取引に他ならない。我々はこれをゴーイング・コンサーンと名づける[Commons 1924, 21-22]。

このゴーイング・コンサーンの価値を実現する「活動している意思」と「取引」に対し、コモンズはどのように捉えようとしていたのか。コモンズの「取引」を軸とする経済理論の骨子を再構成しよう。

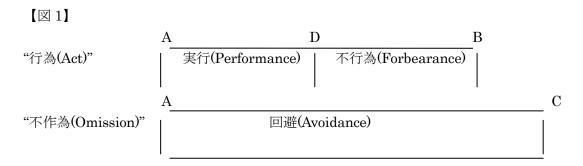
(3) 「活動している意思」と取引モデル

アメリカにおいて新古典派の流れを持つ当時の主流派と呼ばれる経済学では、欲求を所与

 20 なお、ここでのゴーイング・コンサーンの定義は、『資本主義の法的基礎』第 2 章(2)「機会と負担」において与えられたものであるが、既に脚注 13 で触れたように、より幅の広い概念として第 5 章「ゴーイング・コンサーン」で本格的に検討されている。

とする均質な人間像に基づき、1 対 1 の取引当事者の需給バランスによって価格が必ず 1 点に定まると想定された。それに対してコモンズは、通常の経済学の議論の外側にある法的関係を使うことによって、「活動している意思」を持つ取引当事者による強制、強迫あるいは説得を含む意思的な働きを考慮し、交渉次第によっては取引自体が成立しない可能性を示した。つまり、コモンズが法律学と経済学を両睨みしながら法的関係によって取引を表現する意図は、当時の主流派経済学の瑕瑾を補い取引が持つより現実的な側面をモデル化することにあるのだ。

コモンズは、「活動している意思」を持った人間の行動を、「実行」、「回避」、「不行為」という法律概念を用いて説明する[Commons 1924, 78]。「実行(performance)」とは、実際の行動において示された力である。また「回避(avoidance)」とは、いくつかの代替可能な実行の選択肢がある中で、実際に選択されずに実行されないことを意味する。そして「不行為(forbearance)」とは、自分自身または他の上級の権威により、行動する力の程度に制限が設定され、権利の行使を差し控えることである。これら3つの概念を示したのが、【図1】である。



意思を持った人間が、AB または AC といういずれかの行為を選択するとしよう。コモンズは、ロックの「真空における意思」と「活動している意思」とに分けて議論している。前者の場合、行為者が AB を選択するならば、AB は「行為(act)」となり AC は選択の対象から外れるため「不作為(omission)」となる。この場合に行為者がとった行動は、AB あるいは AC という行為の単なる選択に過ぎない。それに対して後者の場合、仮に行為者が AB を選択するという状況を考えてみよう。この場合、AC という行為は選択されずに「回避」されるが、選択された AB という行為の「実行」をめぐって、上級の権威が命令することによって、あるいは、行使者自身による自制によって、D という行為の実行に対しての制限が課されるならば、AD のみが「実行」され DB は「不行為」となるのだ。つまりコモンズの「活動している意思」とは、単なる「行為」と「不作為」の選択ではなく、選択された行為の「実行」の程度まで含めて決定する意思的な行為といえる。

そしてコモンズは、「活動している意思」を持つ人間による「取引」のモデルを展開する。 コモンズは、次のように言う。

経済学者や裁判所が『交換』を語る場合、彼らが通常想定するのは、生産物やサーヴィスを交換する2人の人物である。しかし、彼らが『市場』について語る場合、共通の場所と時間において、似たような商品をめぐる2人以上の売り手と2人以上の買い手による交換を想定する。こうして実際(actual)取引は、潜在(potential)取引、可能(possible)取引、あ

るいは不可能(impossible)取引と区別されるのだ。実際取引は、もちろん実際に生産物を交換する人々の間で成立する。潜在取引は、成立するかもしれない、またはしないかもしれない取引である。なぜなら、当事者が市場にやってきて交換の準備をしているが、まだ実行されていないからだ。可能取引は、仮に条件が異なっていれば成立するかもしれない取引である。例えば、現在は市場に来ていない当事者が、やがて市場にやってきて取引を決定するような場合である。そして不可能取引もありうるかもしれない。それは、時間がかかり場所が遠いため当事者が市場に接近することができず、どのような状況下においても取引の成立が見込めないことである[Commons 1924, 65]。

コモンズは、実際取引、潜在取引、可能取引、不可能取引という4つのパターンに取引を区別するが、現実の取引において想定されるのは「当事者に影響を及ぼす動機の観点から、取引を構成するために必要な最低限の人間は、4人の当事者である。それは、2人の買い手と2人の売り手、とりわけ、実際の買い手と売り手、そして各々の側の次善の代替的人間である」と述べているように4者からなる実際取引と潜在取引となる。【表1】によって、これら4人の当事者の交渉を軸にした取引モデルが説明される[Commons 1924, 66]。

【表 1】

取引(Transaction)							
実際取引	潜在取引	可能取引	不可能取引				
(Actual)	(Potential) (Possible)		(Impossible)				
\$100 B	B' \$90	\$80	0				
\$110 S	S' \$120	\$130	0				

ある商品を取引する市場において、実際の買い手 (B) は 100 ドルで、次善の買い手 (B') は 90 ドルでそれぞれ購入することを希望し、実際の売り手 (S) は 110 ドルで、次善の売り手 (S') は 120 ドルでそれぞれ売ることを希望しているとしよう。この場合、実際の売り手 (S) に対して与えられるのは、100 ドルと 90 ドルという提案であり、実際の買い手 (B) に対しては 110 ドルと 120 ドルという提案となる。実際の売り手 (S) は、実際取引と潜在取引との選択において 90 ドル以下は考慮しないし、また実際の買い手 (B) は 130 ドル以上を考慮しない。最終的な価格は、4 者による交渉によって決着するため、90 ドルから 120 ドルのどこかに落ち着くことになる。この価格が一点に定まらないという 4 者による交渉の過程を取り入れるコモンズの意図は、基本的に実際の売り手と買い手による 2 者によってなされるとしても、条件次第で取引に参加する意思を持つ次善の売り手と買い手の存在を示し、より現実的なモデルを組み立てることにあった。コモンズは次のように述べる。

この典型的な取引は、家族関係であれ、ビジネス関係であれ、そして政治的関係であろうと、あらゆる経済的社会的関係の最低限度のものを描いている。各々の人間が考慮しているのは、自分自身にとって可能性のある代替、つまり実際的、潜在的、可能的、不可能的な競争相手の存在であり、そして、これらの代替の範囲内で行使できる力の程度なのである。一方は機会の選択であり、他方は力の行使である。しかし機会の選択は、程度を異に

する二つの力の間の選択であるため、それらは不可分である[Commons 1924, 67]。

だが、「活動している意思」を持つ取引当事者による取引は、必ずしも平和裏に行われるとは限らない。権利義務関係のように法的関係を持たない取引当事者であるならば、仮に当事者間で最終的な合意に至った場合でも、期待した通りに相手が行動することを予想できず、紛争・対立に至る可能性がある。コモンズは、この紛争に決着をつけるために、いわゆる第3者に相当する「第5の当事者」の存在が不可欠だという。

それはすなわち、裁判官、僧侶、酋長、家長、仲裁者、職長、監督、支配人のような人々であり、それぞれ 5 人の当事者が所属している集団の結合された力によって、紛争を決着させ解決させたのである[Commons 1924, 67]。

コモンズは、この取引モデルにおける第5の当事者を、ゴーイング・コンサーンのメンバーの利己心をできる限り満たしながら紛争の着地点を見出し、その解決策を当事者に提案し、また、そもそもコンサーン内部の統一性を維持するための相応しいワーキング・ルールを設定する裁定者としての役割を担う存在と位置づけた。この裁定者の役割をより詳しく検討するため、ルール制定の手続である法のデュー・プロセス(due process of law)に対するコモンズの見解を確かめよう。

(4) デュー・プロセスと「思考のデュー・プロセス」

コモンズは、新たな慣行や慣習によって変化するというコモン・ローに対する法解釈と、 取引相手の意思的な働きによって取引に参加する態度を決定するという「活動している意思」 を持った人間理解を重ね合わせて検討するというユニークな視点の持ち主といえる。コモン ズは、こうした特徴を持ち込むことによって、当時の主流派経済学には含まれないアメリカ 資本主義における法的要素を組み込んだ経済理論を打ち出そうとするが、これは当時のアメ リカ法におけるデュー・プロセスの問題と密接に向き合うことでもあった。

アメリカ法の文脈において、連邦政府に関する修正第 5 条 (1791 年成立) の規定とパラレルな関係にある修正第 14 条 (1868 年成立) のデュー・プロセス条項をめぐって、連邦最高裁は 19 世紀末以降に「実体的デュー・プロセス(substantive due process)」の法理を展開した。手続の適正さに加え、実体的な側面を含めて理解することが重視されたのである。とりわけアメリカ労働法の分野においては、保護立法の制定に際して、この実体的デュー・プロセスの法理が契約の自由まで含めて広く判断されたため、多くの保護立法が違憲判決を受けた。コモンズは、アメリカ合衆国憲法修正第 5 条のデュー・プロセス条項に関してはじめて争われた 1855 年のムレー事件21に関して次のように述べている。

デュー・プロセスの意味が入念に議論された最初の事件[ムレー事件のこと—引用者]において、裁判所は、本来のデュー・プロセスの意味に固執した。憲法は、訴訟手続の記述も原理原則の言明も含んでいないし、それは、その言い回しの解釈を、認めたり、禁止した

²¹ Murray's Lessees v. Hoboken Land & Improvement Co., 18 How. 272 (1855)_o

り、適用したりすることが意図されていたのだ。しかしながら、『デュー・プロセス(due process of law)という言葉は、疑いなく、国法による(by the law of the land)という言葉と同じ意味であることが意図された』と主張していたし、『法的プロセス(legal process)』と『適正なプロセス(due process)』には違いがあった[Commons 1924, 334]。

コモンズは、このムレー事件において、アメリカ合衆国憲法におけるデュー・プロセス条項が、イギリスのマグナ・カルタ第 39 条22の「国法(lex terrae = the law of the land)」に由来することを確認した。国法という言葉がもとより意味したのは、国王の恣意的な司法権行使に対する保障規定にあったが、アメリカではこの国法という言葉を「法の適正なプロセス(due process of law)」という言葉に置き換え、修正第 5 条および南北戦争後の修正第 14 条の条文の中に受け継がれていったのである。したがってデュー・プロセス条項が本来意味したことは、「手続」の保障規定のみであったといえるのだ。だが、1884 年のフルタド事件23によってデュー・プロセス条項の持つ意味が決定的に変化したことをコモンズは捉えた。

南北戦争以前、法の適正なプロセス(due process of law)は、法の適正な手続(due procedure of law)を意味した。現在、それは、法の適正な目的(due purpose of law)をも意味する。フルタド対カリフォルニアの偉大な事件において、旧来の定義に固執したハーラン裁判官の異議に対して、この定義上の変更が成し遂げられたのである。『国法』というコモン・ローに従って、大陪審による起訴手続による以外に、人は生命の危険に晒されることは無いだろう。カリフォルニア州は、地方検事に情報を提供する権限を与えることによって、単にこの手続を変更した。フルタドは、大陪審ではなく、地方検事によって殺人罪を負わされた。最高裁が判断したことは、仮に事件に判決を下した法廷が司法権を持ち、また訴訟手続が法定よりも前に事実のすべてを把握するようなことがあるならば、古代の『国法』である『デュー・プロセス』が、いかなる『手続の特殊な形態』に対しても、正式な手続(procedure)が唯一の手段であるという理由から、『これらの自由と正義の基本的原理』を維持することを求めるということだ[Commons 1924, 333]。

旧来のデュー・プロセス条項の解釈では、陪審による起訴手続と陪審裁判が求められたが、このフルタド事件において、それは絶対的要求ではないと見なされた。つまり、デュー・プロセスの具体的内容は、それぞれの事件における全体状況を考慮して判断されることになったのである。コモンズによれば、19世紀末までにデュー・プロセス条項は、刑事手続のみならず民事裁判手続や行政手続にまで拡大され、告知と聴取を基礎とする手続を要求することが確立していった。そしてコモンズが「法の適正な目的(due purpose of law)」と述べているように、デュー・プロセス条項が、単なる法の手続的適正の要求に留まらず、法の適正な内容(実体的な権利)をも含めて保障する場合にも用いられるようになっていったのである。その機能は二つあり、①明文根拠を欠くような憲法的権利の保障規定としての機能、②経済

28

²² マグナ・カルタ第 39 条「自由人は、その同輩の合法的裁判によるか、または国法によるものでなければ、逮捕、監禁、差し押さえ、法外放置、もしくは追放をうけまたはその他の方法によって侵害されることはない。朕も彼の上に赴かず、また彼の上に派遣しない。」高木・末延・宮沢編[1993, 45-46]。

²³ Hurtado v. California., 110 U.S. 516 (1884)

的な権利を保障する場合に用いられる修正第 1 条から第 10 条までの権利章典の規定を、州 に適用するための根拠としての機能であった。②については、いわゆる編入論争と関係する 問題である²⁴。

コモンズは、この新しい実体的なデュー・プロセスの概念を、第 1 節で取り上げた 19 世紀末のいくつかの事件と関連させながら検討している。まず修正第 14 条成立後に争われた 1872 年のスローターハウス事件において、この新しい実体的なデュー・プロセスの概念が反対意見の中に見出されたという。しかし、デュー・プロセス条項に違反するような財産または自由の剥奪があったという主張は、旧来からの手続的適正を意味する解釈に即して斥けられた。その後、1876 年のマン事件において、スローターハウス事件の反対意見において示された見解が支持されるようになった。連邦最高裁は、公共の利益に該当するような財産の場合、州の警察権による規制は合法であると判断し適正さをほとんど吟味することなく料金規制を支持していた。だが、コモンズによれば、公共の利益に関係しない私的な活動に対する政府規制には限界があるのだ、ということをこの事件が示唆したことに意義があった。それは、州の警察権の行使がすべて正当であるというのではなく、そこには限界があり、裁判所はその実質を審査し立法目的と実質的な関連性がなければ憲法違反と判断しなければならないと考えたということである。その後、連邦最高裁は、公共の利益に影響するビジネスに対しても、立法的規制には一定の限界があることを示唆し、また州の警察権に対しても、大衆の健康や安全に実質的な関係性を持たない立法は無効であるとの判断を下していった25。

コモンズは、1897年のオールゲイヤー事件とシカゴ鉄道事件²⁶において、デュー・プロセス条項に対する連邦最高裁の定義変更が完成したと捉えた。先に見たようにオールゲイヤー事件において、修正第 14 条の自由が契約の自由を意味すると判断された。そしてシカゴ鉄道事件において、修正第 5条の「正当な補償なしに、私有財産が公共の用途のために収用されることはない」という条文における土地収用権(eminent domain)が、州の土地収用にも適用されると判断され、さらにデュー・プロセス条項を財産権に適用する場合には告知と聴取

²⁴ 実際、フルタド事件以前において、この修正第1条から第10条までの権利章典が適用さ れるのは、連邦のみであると考えられ、州に対しては権利章典における保障が適用されない と考えられていた。1868年に成立した修正第14条は、「いかなる州も合衆国市民の特権ま たは免除を損なう法律を制定し、あるいは施行することはできない。またいかなる州といえ ども正当な法の手続によらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。 またその管轄権にある何人に対しても法律の平等なる保護を拒むことはできない」として、 州の行為を制限しているが、そこには特権または免除の保障と、デュー・プロセス、平等保 護の保障を示しているに過ぎない。とりわけ特権または免除という条項は、合衆国市民とし ての特権または免除を、州に対して保護したものであり、様々なアメリカ合衆国憲法上の権 利を州に対して保護しているようにも考えられる。スローターハウス事件において、アメリ カ合衆国憲法上の権利を州に対して保護しているという解釈は援用されなかった。そこでは、 州市民としての権利と、合衆国市民としての権利を区別し、修正第14条の特権または免除 という条項は、連邦政府に由来するような権利のみを保護していると判断され、州政府が付 与した食肉加工場経営と食肉売買の独占権はこれに該当しないとされた。このようなことか ら、修正第14条において、連邦の権利章典を州にも適用されるかどうかという問題、つま り編入論争が起こった。

²⁵ Stone v. Farmers' Loan & Trust Co., 116 U.S. 307 (1886)、および、Mugler v. Kansas., 123 U.S. 623 (1887)

²⁶ Chicago, B. & Q. R. Co. v. Chicago., 166 U.S. 226 (1897)

を含む手続的な単なる形態としてのプロセスではなく、付随している財産の利益をも実質的に公平に扱うよう要求するプロセスであるとみなした。こうして鉄道事件における修正第 14 条のデュー・プロセス条項は、財産の市場価値という売買された財産の適切な価値を意味するようになったのである。コモンズによれば、これら 2 つの事件を通して、財産と自由の意味は、使用価値から交換価値へと転換され、デュー・プロセスは、契約の自由(市場へ接近する自由)を含めての保障であるという解釈が、連邦最高裁の多数意見として一般的に表明されるに至ったのである。

したがってデュー・プロセス条項は、法の手続的適正を要求する「法の適正な手続(due procedure of law)」の意味のみならず、法の適正な目的(実体的な利益)をも保護する「法の適正な目的(due purpose of law)」をも意味するようになったが、財産権の場合と個人的権利の場合とにおいて重視される度合いは異なっているとコモンズは指摘する。連邦最高裁は、財産権の場合に、手続が正当であるかどうか、および、目的が重要であるかの両方を決定することになるが、個人的権利の場合には、目的を重要と考えず手続が正当であるかどうかのみを決定していたからである。

国家目的にとって財産権は非常に重要であると考えられるため、修正第 14 条により連邦 裁判所は州が財産権を保護することを正当と認めている。しかし、財産による利益が取る に足らない労働者やその他の人間の権利を含む個人的権利については、国家目的にとって ほとんど重要でないと考えられるため、それは州に任せられるだろう。そして、フルタド 事件以前における法のデュー・プロセスは、コモン・ロー手続と同一であったが、現在は、『その時の要求にとって正当であると思われるプロセスが何であろうと、その時点で裁判 官が理解したこと』を意味するようになったのである[Commons 1924, 342]。

こうして裁判所の役割は、デュー・プロセス条項の解釈の変更に伴って、国家の目的と照らして重要であるかどうかを判断することにまで拡大されたといえる。伝統的なコモン・ローとしてのワーキング・ルールは、物理的かつ客観的な手続のみが扱われ、背景にある目的を主観的として考察の対象から外していた。つまりワーキング・ルールが目的を支配していたのである。しかし、ゴーイング・コンサーンの集団行動を導く方向性を決定するワーキング・ルールとは、単なる取引の手続であるのみならず、取引の背景にある目的を含めた具体的な理想といえる。したがって、取引の目的に照らして、メリットをもたらすならば認可され、有害であるならば抑制するというように目的がワーキング・ルールを決定するように変化していったのである。このように法の適正な目的の保護というデュー・プロセス条項の新しい解釈は、国家という政治的ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールの制定にも大きな意味を持ったといえる。

とすれば問題は、裁定者がどのような思考方法によって国家の目的自体を判断し、そしてワーキング・ルールを導き出していくのか、つまり裁定者としての裁判官の資質とはどのようなものであるべきかということになる。コモンズは、人間の意思の不可分な属性である「思考の7重のプロセス」を通して、国家の目的と適合するようデュー・プロセスに従ってワーキング・ルールが決定される必要があるという[Commons 1924, 349-351]²⁷。

²⁷ コモンズは、この思考のプロセスを考案する背景として、デューイ(John Dewey)の How

この思考の7重のプロセスとは、現在において「信じることができる」将来に対する期待 という目的を達成し、デュー・プロセスそのものが適正な手続であると見極めるためのプロ セスである。それは、①習慣(habits)、②理念(ideals)、③定義(definitions)、④分類 (classification)、⑤調査(investigation)、⑥評価(valuation)、⑦選択(choices)という行動を意 味する。各々の主な特徴は、次のようなことである。「習慣」は、過去の経験に基づいて、外 部からの刺激が与えられたとき、いつもの方向において作用するものであり、言葉、数字、 価格といったシンボルに従って行動する精神的な習慣である。そのシンボルに意味が伴った ものが、「理想」である。理念は、目的に基づいてアイディアを選択することであり、将来の 目的にとって重要であると感じられたアイディアである。「定義」は、先にも見たようにアイ ディアの定義説明である。それは、対象に共通の性質、能力、または行動の名前であり、シ ンボルに対するアイディアを記憶にとどめるために、意味を明確にすることである。「分類」 は、目的にとって重要である項目のクラスを選択し重要でないクラスを除外することであり、 事実の項目に共通な概念または原理に応じての定義である。分類と定義は、将来の目的のた めの、事実の理想化である。「調査」は、好奇心という本能によって、分類と定義のために項 目を捜し求めたり、発見したり、観察したりすることである。「評価」は、将来のための相対 的重要性の感情として、言葉、数字、価格といったシンボルに意味を与えるものである。「選 択」は、達成されていない目的のために代替を選択するという行動と不可分のものである。

コモンズは、この思考の7重のプロセスが、人間の行動のすべてであると考えた。しかし、 裁定者にとって必要な思考のプロセスとは、単なる思考のプロセスでは無く、「思考のデュー・プロセス(due process of thinking)」である。コモンズによれば、思考のデュー・プロセスとは、他人への共感によって導かれたり義務によって制限されたりするような思考のプロセスとは異なり、思考の7重のプロセスを繰り返すことによってのみ獲得される「適切な思考」であり、人間の間の相応しく適切な関係を決定するためのプロセスである。その目的は、個性を抑圧もしくは解放するための権限の利用についての判断を下すことであり、その手続は、強制的かつ権威的なものとなる。

思考のデュー・プロセスは、目的を綿密に調べ、考慮の正確な習慣と不正確な習慣とを区別し、正しい理念と不正な理念とを区別し、正当で事実に即した正確な定義と曖昧で不正な定義とを区別し、すべての事実を捜し求める完璧な調査と不公平で無目的な調査とを区別し、正当な理念によって導かれた適正な分類と階級立法とを区別し、すべての人間の利益を比較考察するその場に応じた程よい価値(reasonable value)と不当に重荷を負わせる没収とを区別し、恣意的で気まぐれでは無い自由裁量または選択の適正な行使を区別し、公正な行動と不正な行動を区別する。その結果、単なる思考のプロセスは、習慣、理念、定義、調査、分類、評価、行動のプロセスであるが、この思考のデュー・プロセス(due process of thinking)は、法のデュー・プロセス(due process of law)でもあり、正確な習慣、正当な理念、厳密な定義、偽りの無い調査、適正な分類、その場に応じた程よい価値、そして正

We Think (1910)や、アイザックス(Nathan Issacs)の How Lawyers Think (1923)における 思考のプロセスの議論があった。デューイは、「法的な思考」と「通常の思考」との違いという問題意識から、思考のプロセスを「5 つの論理的段階」に分類して検討している。なお、思考プロセスと国家の役割との関係については、高[2004, 211-215]を参照願いたい。

義のプロセスなのだ。だが一方、その反意語、つまり適正ではない手続とは、道理に反する習慣、相応しくない理想、二様にとれる意味、不公平な調査、階級立法、没収、不正である[Commons 1924, 351-352]。

このようにコモンズが述べているように、思考のデュー・プロセスによってルール制定の手続きであるデュー・プロセスが導き出されてくるという理解になる。裁定者は、こうした思考のデュー・プロセスに基づいて、より「その場に応じた程よい価値」を実現するために、「権利(right)」、「義務(duty)」、「自由(liberty)」、「放置(exposure)」という法律用語で表される新しいワーキング・ルールを決定していくことになる。取引の参加者は、裁定者により決定されたルールに従って行動することになるが、それはどのような法的関係の中に参加者が入り込むことになるのだろうか。

(5) 法律的・経済的な相関関係

コモンズは、単なる取引当事者同士の取引の際の倫理的取り決めではなく、彼らよりも上位にある第5の当事者によって設定された取引の限度を示したワーキング・ルールに基づいて行われる取引関係を「公認された取引(authorized transaction)」と呼ぶが、次のような問題点を指摘している。

公認されていない取引は、相関性の欠如と期待の不安定との二点において、失敗する可能性があることを見た。この理由において、取引に関するルールを持つ政府または司法部は、権利、放置、自由、義務を相関させることと、例え当事者が裏切ったり意思を変更したりしたとしても、その相関関係を維持するという二つの目的のために介入するよう必要とされる。したがって、この公認された取引ですら、仮に上級の権威が、権能とともに近くに存在し、その約束と命令を進んで履行しなければ、無意味であり無益なものであろう。そうするためには、コンサーンの集団の力を、個人の援助や強制にもたらさなければならない[Commons 1924, 100]。

つまり、「公認された取引」における相関関係を確実に維持するためには、コンサーンの集団力が必要だということだ。コモンズは、このコンサーンの集団力に裏付けられた法律的・経済的な相関関係を持つ取引を「権威的取引(authoritative transaction)」と呼ぶが、英米法の流れの中でアメリカ産業主義の時代における取引関係の在り方を見定めるために、ノルマン征服以来のイギリス史の中で、どのように上級の権威と集団力が変遷してきたかを歴史的に検討している。それらを簡潔にまとめれば、およそ次のようになるだろう[Commons 1924, 100-134]。

ノルマン征服の時代において、ウィリアム征服王の主権と財産は一体であった。国王に無制限に認められた法的権能は、臣民に対する無制限の法的義務と等しかった。この時代の集団力は、まさに国王に存在したのである。しかしながら 1215 年のマグナ・カルタによって、国王が持つ集団力に制限を加えることができたかに見えたが、「マグナ・カルタに伴う困難は、それが一枚の紙切れであるという事実にあった。その意味は、この文書の背後に国王の権能を越える永続的物理的力が存在しないため、国王の約束や同意されたワーキング・ルールを

国王に遵守させることができなかった」[Commons 1924, 103]のである。つまりイギリス国家というコンサーンに所属したメンバーは、第5の当事者によって決定された恣意的なワーキング・ルールに一方的に従うしかなかったのだ。だが、1701年の王位継承法によってこの関係は一新された。王位継承法は、国王の人格を、主権者と私的な市民の2つに分離させた。それは、生命と財産に関する自由と権利を持つ私的な市民として、国王の主権から財産を分離させたのである。こうして第5の当事者自身も、他の4人の当事者と同様のコンサーンに属することになり、同じワーキング・ルールによって制約を受けるため、恣意的な判断を下すことは不可能となったのである。またコンサーンに所属しているメンバーは、国王の臣民から国家の市民へとなり、そのコンサーンの共通の目的を達成し存続させるために、ワーキング・ルールによって機会や力の選択が制約されることになった。

コモンズが「このようなわけで、市民自身も、限られた範囲内で主権者となり立法者となる。市民と役人との間に相関関係が成立し、一方で、市民自身の役人に対する従属となり、他方で、役人が市民に責任を負うことになる」[Commons 1924, 106]と述べているように、権利義務の相関関係の範囲内においてコンサーンのメンバーの行動が決定されていくと考えた、王位継承法こそが近代資本主義の起源であると捉えたのである。では、こうしたイギリスにおける歴史的な取引関係の分析をもとに、アメリカ産業主義時代における取引関係をコモンズはどのように理解したのだろうか。

コモンズは、人々が所属しているゴーイング・コンサーンの中でも、とりわけ最高位にあたる国家という政治的コンサーンにおける取引関係に着目し、立法部、裁判所、行政官などが行使する「決定する権能」について次のように述べている。

これらの権能の意義は、国家の物理力が、どこまで及ぶかを決定することにある。これは、 私的な市民の関係と、私的な市民と国家との関係の二通りの関係をもっている。この二つ の関係は、市民と役人との関係を決定することで、市民と市民との間の関係も決定される ため、同等なものである。これらの決定する権能は、課税権や土地収用権、財産と自由の 限界を決定する警察権でもある[Commons 1924, 123-124]。

この役人に与えられた「決定する権能」は、その与えられた範囲内でどのような判断を下すかという自由裁量の領域であり、すべての取引に伴う法的な相関関係や限界を決定するものといえる。コモンズは、【表 2】に示すように、8 つの基本的な法概念から構成される「法律的経済的コンパス」²⁸によって取引の法的関係を説明する[Commons 1924, 91-100]。このコンパスによってコモンズが説明しようとする事柄は、取引においてやり取りされる権利は、財産所有者の物理的モノに対する絶対的不変的権利のみではなく、あくまでも抽象的な法律関係から構成される相対的で限定的な権利に過ぎないということを意味している。このコンパスの基礎は、「できる(can)」、「できない(cannot)」、「しても良い(may)」、「しなければならない(must)」という個人の意思に関する 4 つの助動詞によって構成され、各々公式な法律用

33

²⁸ このコンパスは、「法的な反対概念」と「法的な相関概念」によって構成されるイェール大学ロー・スクールの W.N.ホーフェルドによる「ホーフェルド・システム」[Hohfeld 1913] の改良版といえる。Gonce[1971;1976]は、コモンズの「取引」分析の法学的基礎について詳しく解説している。

語である「権利(right)」、「放置(exposure)」、「自由(liberty)」、「義務(duty)」として表現される。

【表 2】

121					
	(a)			(p)	
	← 相関概念 →			← 相関概念 →	
	(correlatives)			(correlatives)	
1	権利	義務	1	権能	責任
	(Right)	(Duty)		(Power)	(Liability)
限度			限度		
(limits)			(limits)		
	放置	自由		不能	免責
\downarrow	(Exposure)	(Liberty)	\downarrow	(Disability)	(Immunity)

最初に、役人の「決定する権能」によって市民の行動がどう決定されるかを示した(a)から見ていこう。①役人によって、当事者 Aの「権利」が決定されると、その割り当てられた権利と相関関係にある正反対の当事者 Bの「義務」も自動的に決定される。だが、権利と義務それぞれに「限度」がある。当事者 Bの義務の限度は、行動する「自由」を持つところまでとなるし、当事者 Aの権利の限度は、当事者 Bの自由に「放置」される状態までである。ただし、当事者 Aが放置されるのは、彼の権利から減じられた程度となり、また当事者 Bの自由も、彼の義務から減じられた程度となる。このように放置と自由は、権利と義務と同じように相関しているといえる。②当事者 Bが自由の状態にあり、当事者 Aが放置の状態にあるとする。その場合、当事者 Bは、義務を減少することによってのみ自由が与えられるが、それは当事者 Aの権利を減少させ放置の状態に置くという相関関係にある。当事者 Aの放置の状態に大きない。当事者 Aの放置の状態に置くという相関関係にある。当事者 Aの放置の状態とは、義務のない当事者 Aのが置い状態を指している。この自由と放置の相関関係は、有利な状態と不利な状態という不平等の構造を決定することになる。

次に、「権能(power)」、「不能(disability)」、「免責(immunity)」、「責任(liability)」という 4 つの法律用語の関係を示した(b)の部分と前述の(a)の部分とを組み入れ、市民と役人との相関関係を見ることにしよう。「権能」とは、権利、放置、義務、自由を決定し、その決定を守らせることができる力である。権能と相関する「責任」とは、他者により決定された法的関係に対しての責任を示している。「免責」とは、この責任の限度を示し、権能からの免責を意味する。また、免責と相関する「不能」とは、権能の限度を示し、他人の法的関係を決定する権能を持たないという意味である。

コモンズは、コンパスで示された取引の法的関係の具体的事例として、労働時間短縮を命令する州制定法と契約の自由をめぐる裁判であるホールデン事件29を取り上げ、およそ以下

 $^{^{29}}$ Holden $_{\it V}$ Hardy, 169 U.S. 366 (1898)。この事件は、精錬所と地下鉱山で働く男子労働者の労働時間を 1 日あたり 8 時間に短縮するユタ州議会が 1 1896 年に制定した州制定法に関するものである。この事件の経緯は次のようであった。このユタ州制定法が制定された後、地

のように説明する[Commons 1924, 62-63]。裁判は、労働時間を1日当たり8時間に短縮する州制定法を合憲と判断した。(a)の関係で考えると、この判決は次のような法的関係を決定したことになる。雇用主は、従業員に対して1日あたり8時間以上働くことを強要できる権利を持たない。仮に雇用主が8時間以上働くことを命令しても、従業員は働く義務を持たない。つまり、従業員は解雇の恐怖なしに1日8時間以上働くことを拒否する自由を持ち、相対的に解雇されるかもしれない放置を減少させた。次に、(b)の関係を含めて考えよう。決定する権能を持つ保安官は、判決に従って州制定法を雇用主に遵守させる権能を持ち、雇用主は自分の意思の行使において不能の状態に置かれる。保安官は、雇用主が州制定法を遵守しない場合に強制執行しても、それに対する罰則から免責される。雇用主は、保安官が強制執行する権能を持つことで、それと相関関係にある強制執行を受ける責任を持つ。また、従業員に与えられる免責とは、8時間以上働く義務を持たない、つまり自由を持つことになる。雇用主の不能は、従業員の自由であり、これは従業員の自由に対する雇用主の放置を意味する。

以上のように、「権能」、「不能」、「免責」、「責任」の決定と同時に「権利」、「自由」、「義務」、「放置」も決定されることになる。市民と役人との関係および市民と市民との関係は、こうした法律的・経済的な相関関係の中で決定されているのである。しかしながら、コモンズは次のように述べる。

この種の論理的図式は、分析や対比のコンパスまたは方法として価値あるものだ。しかし、それ自体としては、『確実性という幻想(illusion of certainty)』に関するホームズ裁判官の非難に直面している。またこの幻想は、役人や市民の行動からかけ離れ、独立して存在する形而上学的な『存在』や『実体』をもたらす。そして『国家』はしばしば『主役』として行動する曖昧な実体と考えられ、役人は『国家の意思』を実行したり実行しなかったりする国家の『代理人』として表される。しかし、幻想を持たない政治家、法律家、実業家、労働者の現実的立場からすると、国家はまさしく活動している役人である。ホールデンは、『国家』を相手に訴訟を起こすかわりに、保安官のハーディーを相手に提訴した。マンが提訴した相手は、名目的にイリノイ州であったが、実際はイリノイ州の役人であった。市民は、国家を無視することができる一市民が知りたいと思うことは、裁判所や保安官が実行しようとすることだ[Commons 1924, 124-125]。

裁定者が、デュー・プロセスによって導き出したルールに従って法律的・経済的相関関係が決定されたとしても「確実性という幻想」という批判に晒されることになるのである。とすればコモンズが、「法のデュー・プロセスは、過去と現在の集合的な推論であるが、公平な裁判官に対し、それはあたかも命令を下す上級の存在となり、彼らが強固に境界線として感じる推論のプロセスである」[Commons 1924, 352]と述べているように、あくまでも新しい条

下鉱山の経営者であるホールデンは、地下鉱山で1日あたり10時間働くことを条件にアンダーソンを雇用したため、ハーディー保安官に逮捕された。しかしホールデンは、アンダーソンが自発的に労働サーヴィスを提供することを契約したのであり、ユタ州議会の制定法は合衆国憲法修正第14条により保護されている「契約の自由」を侵害しているとして訴えた。連邦最高裁の多数意見のブラウン裁判官は、契約の自由は一定の限界を条件としているため、この法令は正当な警察権の行使であるとして支持した。

件のもとで前例とは違う新しい結果を導き出していくプラグマティックなプロセスとして、 デュー・プロセスを捉える必要がある。コモンズは次のように指摘する。

デュー・プロセスは、理念としてのプロセスである。それは、何をする、または何をした、というよりもむしろ、何をすべきかである。形式よりもむしろ本質への注意であるに違いない。形式は、手続である。手続は、「法の目的が達成されるための方法」である。しかし、法の本質はその目的である。「本質」は、モノや人間の背後にある外部の統一体ではなく、本質は精神にあり、形式は行動にある。本質は将来にあり、形式は現在にある。一方は、法の適正な目的(due purpose of law)であり、他方は、法の適正な手続(due procedure of law)である。そして、二つは共に、法の適正なプロセス(due process of law)である [Commons 1924, 353-354]。

このようにコモンズは、「何をすべきか」という点にデュー・プロセスの本質があることを指摘し、その点を踏まえて裁定者が公的目的を実現する役割を担っていると考えたのである。したがって、アメリカ産業主義時代において裁定者である裁判官が果たすべき公的目的とは、コモン・ローの法体系において、かつて製造業者や商人らに財産や自由の保障が与えられたように、労働者に対する法的な保障を十分確保することになる。コモンズは、奴隷の自由から財産所有者の自由へと法的概念に対する解釈が変化したように、労働者への保障が思考のデュー・プロセスを通じて公的目的として組み込まれていくと考えたのである。先に検討した「法律的経済的コンパス」に当てはめるならば、集団の意思によって権能と免責を与えられた裁定者が、公的目的の実現のためにその自由裁量の領域内において国家の意思を表明するプロセスといえる。この場合の権能の領域とは、集団力の方向を決定する行為者の自由のことであり、免責の領域とは、その決定された集団力に対する責任の不在を意味する。よって国家の意思は、この自由裁量の領域において表明されることになるのだ。

だが、アメリカ合衆国憲法は、国家の主権を分配して効率的な統治を確保するために、立法部(the legislature)、執行部(the executive)、司法部(the judiciary)としての三権分立制30を採っている。人々の代表である立法部のみが、法律の制定や政策決定といった代替の選択を行う集団意思としての国家の意思を持っているわけではないのである。つまり各々の部門がそれぞれの権力を共有することによって権力のバランスを保つという抑制と均衡の分立制によって、立法部の意思は制限を受けることになる。これは、先に検討したように財産と自由の定義の変化、またデュー・プロセスの定義が変更されたことによって確認できる。それらの定義の変更によって、立法部のみならず裁判官や行政官といった役人に対して国家の意思は再分配され、彼らは、権能と免責の領域つまり自由裁量の領域を持つようになったのであ

T

³⁰ アメリカ合衆国憲法は、立法部、行政部(the administration)、司法部の区別ではなく、立法部、執行部(the executive)、司法部として権力分立制を規定しているため、執行部と行政部との関係が複雑である。アメリカ合衆国憲法第2条が大統領に賦与しているのは、執行権(executive power)であり、それは行政権(administrative power)と区別されて考えられている。つまり行政権の観念は、大統領の憲法上の権限としてではなく、議会が特定の領域で立法権や司法権に類似した権限を有する行政委員会(administrative commission)を設立し、法律の執行を委ねた段階で形成される。このため、行政権は、憲法上の概念として位置付けられていない。

る。

定義におけるこれらの変化や他の多くの変化は、立法部に法律を制定することを許し、裁判所に法律を制定することを許すという2重の効果をもった。デュー・プロセスの定義における変化は、とりわけ、刑事事件において、州議会のための大きな領域を切り開いた。財産、自由、通商の制限事項の定義における変化は、財産事件において、連邦裁判所が法律を制定するための大きな領域を切り開いた。したがって、定義によって再分配された権能と免責の各領域において、立法部、執行部、司法部は、その各々が持つ習慣、定義、調査、分類、評価、理念という彼らの意思がまさに国家の意思として反映されるその領域において、選択の自由を持つのである[Commons 1924, 356]。

こうした新しい定義とは、国民経済全体の中で、事実を新しく評価し、各人の行動を誘い、新しい分類をすることである。これは、ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールとして新たに形成される法であり、立法部のみならず裁判官や行政官にもその役割を分配することになる。コモンズは、こうした新しい定義によって、「行政」という新しい分野を設立することが可能になったと考えた。行政委員会は、「最高裁判所によって与えられた権能、つまり裁判の前に調査し、私有財産の所有権を持ち、証拠を強要し、事実を比較考察し、命令を発布し、彼らの命令への違反者を起訴するという権能によって、価格、賃金、市場、競争を規制する」「Commons 1924, 343]という役割を担うことになる。この行政委員会が担う役割についてのコモンズの見解を確かめるために、『資本主義の法的基礎』第9章第5節「自由裁量」を中心に検討しよう。

(6) 自由裁量: 行政委員会の役割

コモンズは、ゴーイング・コンサーンの構成メンバー全体に対してメリットをもたらすような公益事業に関して、「その場に応じた程よい規制」はいかにあるべきかという問題を取り上げた³¹。州間通商委員会、産業委員会、最低賃金委員会、公正取引委員会などといった行政委員会に選択の自由=自由裁量が与えられているのは、メンバー各人の権利や自由を阻害しないためであって、現実社会の実態的な変化をきめ細かく捉え、しかるべき規制を行うためである。

一般的に公益事業とは、企業の公共的性格を理由に、法的に特別な扱いを受ける事業を意味する。しかし実際には、この公益事業を行っている企業のほとんどが民間企業であり、その企業の私的性格と公共的性格との関係が問題になる。コモンズによれば、「公共の利益に関係している企業」への州政府の警察権による規制に対してその合憲性が争われた 1876 年のマン事件は、公益事業の内容を決定する一定の役割を果たした事件であった。裁判の中で反対意見を述べたフィールド裁判官は、「公共の利益に関係している企業」に該当するかどうかは、政府によって与えられた特権や、永年の慣行に基づいて承認されている特権の保持にあると主張した。だが、多数意見は、企業が公共の利益に関係するかどうかの基準が、提供す

³¹ コモンズは、Henderson[1920]のマン事件やスミス事件の料金規制に関する議論を参照に、 公益事業への規制の在り方を検討している。

る財やサーヴィスがその地域の住民にとって不可欠であること、また、独占的地位において営業していることを挙げ、州政府による規制は違憲ではないとした。もともと倉庫業者の持つ経済力を規制するための州制定法に対する裁判であったことからも、その規制の根拠が特権の有無ではなく企業が持つ経済的な性質によるべきだという主張である。こうしてマン事件において、「不可欠性」と「独占性」が公益事業の定義であることが示された。そして公益事業は、その独占的地位において公共の利益に関係しているため、大衆の要求に応じて適正かつ差別的でない料金によってサーヴィスを提供する義務を持つ、という民間企業とは異なった規制を受けるものと解釈された。したがってアメリカにおける公益事業の規制とは、独占の保護と消費者の保護の両方を調和させる制度となる。

このようにコモンズは、具体的な事件を通して料金規制を中心とする公益事業に対する規制問題を検討したが、とりわけ行政委員会による料金決定の基準の適正さを問題にした。もともと公益事業は、その所有に関しての私的性格と、その企業の公共的性格との両面を持つため、連邦議会や州議会あるいは行政委員会による料金規制は、その私有財産の保護を訴える私的性格の側面から「デュー・プロセス条項」に違反すると考えられていた。先に検討したようにマン事件では、「デュー・プロセス条項」の内容を手続的な適正さと解釈されることにより、州の警察権の内容に関しては司法審理が無く、州議会による料金規制は基本的に立法部の権能であると捉えられた。しかし、1897年のオールゲイヤー事件とシカゴ鉄道事件において「デュー・プロセス条項」の意味内容の変更に伴い、規制内容自体についても司法による判断を求めるようになった。その契機となった 1898年のスミス事件32に対するコモンズの見解をまとめておこう。

このスミス事件における最大の焦点は、州政府による規制の内容を司法が判断できるか否かにあった。ネブラスカ州議会は州制定法に対して司法判断は及ばないと考えたが、鉄道会社は、会社にもたらされる利潤が適正であるかどうかは司法によって判断されるべきと主張した。裁判所の判断は、料金の適正さの基準が、公共のために供給された財産の公正な価格にあると考えた。この判断に従えば、会社側は、このような財産の公正な価格に対して公正な利益を求めることが可能となり、また一般大衆は、会社側に対して、供給されたサーヴィスの適正な料金以上を請求されないことを要求できる。裁判所はこの基準によって、ネブラスカ州の鉄道料金に関する規制は、会社の財産に対する公正な評価に基づく公正な利益を与えるものではなく、正当な補償なしに財産を剥奪するものであるとみなし、違憲と判断したのである。このスミス事件では、公共のために供給された財産に対して公正な評価を下す基準とされたのは時価主義であった。つまり再生産費をベースに現在の施設を現在の価格で建設されたものと見なすことで、建設当時から現在までの減価償却したものを価格と考えたのだ。インフレの場合に企業側が有利となるこの時価主義を採用した裁判所は、消費者の保護よりはむしろ独占の保護を優先したといえる。そして、その後の裁判においても時価主義が適用されることとなった。

では、このようなマン事件やスミス事件の流れを受けて行政委員会の役割はどうあるべき

 $^{^{32}}$ Smyth v. Ames., 169 U.S. 466 (1898)。ネブラスカ州議会は、1893 年の恐慌による物価暴落への対策として、鉄道料金の最高額を規定した州制定法を成立させた。しかしユニオン・パシフィック鉄道会社にとって、決定された金額はあまりにも低かった。この事件は、その料金の適正さにういてであるかどうかが争われた事件であった[Commons 1924, 196]。

なのか。ウィスコンシンの鉄道事件33に対するコモンズの主張内容から確かめよう。ウィス コンシン州制定法により、州間通商委員会は、鉄道会社に対して適正な料金やサーヴィスを 供給するよう命令する権能を与えられた。もちろん鉄道は、その「不可欠性」と「独占性」 という公益事業の定義に該当するため、鉄道会社と荷物主との間においてその料金やサーヴ ィスが適正でなければならない。裁判所によって設定された適正な料金体系に基づいて、州 間通商委員会は、調査によって現行の料金がこの適正な料金体系内にあれば命令を下さず、 逸脱していれば会社に対して適正な新料金を設定させた。州間通商委員会の調査に基づいて ウィスコンシン州最高裁が判断したところによると、鉄道会社が主張した適正なサーヴィス に対する 40 セントという料金は高額のため「強奪」に該当し不適正な料金と見なし、また 州議会によって固定された 20 セントという料金も安価であるため「没収」に該当し不適正 な料金と判断した。だが、35 セントと 25 セントという「強奪」と「没収」に当たらない料 金も、不適正な料金であるとの判断を下した。つまり裁判所は、この 35 セントと 25 セント の間を、適正な料金体系であると考えていたのだ。州間通商委員会は、この範囲内において 適正な料金を命令することになるが、その自由裁量的判断に対する裁判所の見解は一致しな かった。反対意見によれば、適正な料金体系においてでさえ適正とされる料金は固定されて おらず、客観的とは言えないという理由から、それは州間通商委員会の自由裁量権の領域内 にあると捉えた。しかし多数意見によれば、適正な料金とは、裁判所の過去の前例を通して 設定され、その料金は唯一の料金つまり固定され客観的な料金であるため、裁判所や州間通 商委員会が担う役割も、前例の中からその料金を発見することに限定される。したがって、 州間通商委員会には、自由裁量権が付与されていないことになる。

コモンズが強調したことは、適正な料金やサーヴィスが提供されているかどうかの「事実」を調査すること、このことが行政委員会の第一の役割と考えたことである。ここでの「事実」とは、州間通商委員会の調査によって適正であると確認された料金のことである。つまり行政委員会の調査によって出された結論というのは、裁判上のひとまず有効であり反証によって覆されない限り事実を立証・推定するのに十分な証拠=「一応の証拠(prima facie evidence)」を提示しているに過ぎないのである。このような料金設定に関する裁判所の判例は、常に科学の装いをまとったもの、つまりヘンダーソンが言うところの「法律的必要性の幻想(the illusion of juristic necessity)」[Henderson 1920, 910]34に過ぎないとコモンズは主張するのである。

-

³³ M., St. P. & S. S. R. R. Co. ν R. R. Com., 136 Wis. 146 (1908)。適正なサーヴィスが提供されていなかった 50 人の農民に対して、州間通商委員会が、適正なサーヴィスを提供するよう鉄道会社に要求したことに始まる事件である[Commons 1924, 357-359]。

³⁴ ヘンダーソン(Gerard Carl Henderson, 1891-1927)は、この法律的必要性についての幻想について「最高裁が確かめようとしてきたのは、政策的なルールではなく、発見できるはずの事実である。・・・(中略)・・・この発見できるはずの事実という概念は、一旦それを発見することができれば、それがあらゆる料金規制の問題に数学的解決を与えてくれると概念であり、最高裁の判決の外部にまで広範に普及しているものである」[Henderson 1920, 912]と述べている。因みに、この論文以外のヘンダーソンの主な著作には、The Position of Foreign Corporations in American Constitutional Law: a Contribution to the History and Theory of Juristic Persons in Anglo-American Law (1918)や、The Federal Trade Commission: a Sudy in Administrative Law and Procedure (1924)がある。

しかし実際に、事実は、事実を事実であると考える我々の習慣、調査、目的としての事実である。この事件において、事実は、追加的な鉄道サーヴィスを望んでいた 50 人の農民と、そのサーヴィスを与えたくないと思っていた会社であった。公的利益において、どちらがより重要であったのだろうか[Commons 1924, 359]。

要するに裁判所は、政治的な議論を科学的な議論に置き換えることで、適正さの問題を棚上げしていたのである。マン事件において裁判所は具体的な公益事業を示さず、またスミス事件での適正な料金の内容も極めて抽象的な概念であった。さらにウィスコンシンの鉄道事件における適正さという概念も同じく明瞭ではない。そしてコモンズ自身も、基本的にヘンダーソンの意見に同調し、料金規制についての適正さについて明確にしているわけではない。そうであるならば、結局のところ公的利益にとって適正なものとは何であるのか、つまり国家という政治的コンサーンのワーキング・ルールにとっての公的目的とは何かという疑問が生じることになるだろう。コモンズの経済理論における公的目的とは何かという問題を、「分類の原理」を手掛かりに検討しよう。この問題は、コモンズの取引を基礎とする意思的な働きを取り入れた新しい経済理論の重要な構成要素といえるからだ。

(7) 分類の原理と公的目的

コモンズは、デュー・プロセス条項の内容の変化を、アングロ・アメリカの法学の歴史における「分類の原理」の歴史的変化の中に位置づけている[Commons 1924, 321-331]。デュー・プロセスとは、法律によって定められた手続のみではなく、法律の実体的な内容も含むため、事実を事実としていかに適正に取り扱えるかが肝要である。

ある事実は重要であり、他の事実は重要ではない。各々の事実は、一つとみなされない。 それらのうちで、あるものは一つ以上に重要とみなされ、別のあるものは一つよりも重要 ではないとみなされるのだ。事実は、人間とモノの、性質、能力、そして取引である。分 類が無ければ思考も無い。分類は、類似の性質、能力、または行動を整理することであり、 似ていない他のものとそれらを区別することに他ならない。そして、それらを整理するこ との理由は、評価し、選択し、そして行動するためである[Commons 1924, 344]。

取引において紛争・対立が生じた場合、第5の当事者である裁定者は、前例を調査することによって、似たような事例がかつてどのように判断されていたのか検討する。裁定者は、市民に対する法の平等な保護を与えるという観点から、前例において類似した状況であれば財産と自由をすべての人間から平等に剥奪することは正当と見なしたが、デュー・プロセスの変化と合わせて修正第14条の平等保護に関する解釈の変化、つまり単なる物理的な平等ではなく目的を重視した平等へと変化したことによって、重要であると認められた権利をすべての人間から剥奪することは正当ではないと考えられるようになった。だが、新しい事件が過去の事件と完全に一致することはないため、裁定者は、事実に即して新しいつり合わせや比較考察という分類の役割を担うのである。

したがって、すべての分類は、二つの次元を持つ。似ていない事実をすべて除外すること

に加え、似ている事実をすべて包含し、その類似の程度を決定するために各々の事実を比較考察することである。これは、定義のプロセスである。そして、分類は、定義である [Commons 1924, 346]。

分類の原理を端的に言えば、国家というコモン・ウェルスを拡大するために、その構成要因をつり合わせることである。適正なつり合わせを行えばコモン・ウェルスは拡大し、誤ったつり合わせであるならば、コモン・ウェルスは縮小するのである。

コモンズは、この分類の原理ついてアダム・スミスと対比させながら、およそ次のように 説明する。スミスは、国家の集団意思という集団力による自然経済への干渉に対し、いわゆ る神の摂理により機械的に要素をつり合わせ、個人の個別意思の力を上昇させることを目論 んだ。つまりスミスは、プライベート・ウェルス(private wealth)とコモン・ウェルス(common wealth)を同一とみなし、神の摂理に従って「各々の階級に対して、賃金、利益または利潤の 『名目的』、『自然的』または調和の取れた基準へ、個々人の収入を均等化することによって 要因をつり合わせる」[Commons 1924, 323]ことを考えたのである。こうしたスミスの自然 経済への回帰というアイディアは、ウィリアム征服王から 1701 年の王位継承法に至るまで のプライベート・ウェルスとコモン・ウェルスが同一視されていた時代へ立ち返ることでもあ った。その時代、統治権と財産は一体であり個別意思と集団意思も同一、つまり、主権者の 私的目的と公的目的とが同一であったからである。王位継承法によって国王の統治権と財産 が分離したが、それは財産とプライベート・ウェルスという個別意思の領域が、統治権とコモ ン・ウェルスという集団意思の領域から分離したことを意味していたのである。前者は私的目 的であり、後者は公益(common good)という公的目的として考えられるようになったのだ [Commons 1924, 325]。以上のようにスミスの議論を取り上げたコモンズの意図は、アメリ カの産業主義の時代において、機械的な要素のつり合わせという自然法則に基づいた理論の 非現実性を示すことにあった。ビッグ・ビジネス期のアメリカの経済社会では、私的目的を 達成するために国家の集団力による人為的な要素のつり合わせが行われており、自然経済の 公的目的に基づかない不適正な結果が導出されているとコモンズは捉えたのである。

要するにコモンズが主張するのは、分類の原理に基づいて、自発的な人と非自発的な人の両者に対し公的目的の実現に向け彼らの行動を誘っていくためのつり合わせにあるということだ。既に検討したように19世紀末の裁判を通して自由と財産の定義が変化するのに伴い、自由も財産であることが認識されることによって、自由が持つ二つの経済的意味、つまり交換における経済力の行使と、程度の異なる経済力の間を選択できるという機会を持つようになった。コモンズは、次のように述べる。

我々は、財産の内面的次元である『経済』と区別されるものとして、行為における意思の外面的次元としての機会と力を挙げることができるかもしれない。それらは、他人と接触する次元に関わる点で外面的である。それらは、意思を行使する自由を含んでいる財産が、他人との取引において拡大するか、あるいは減少するかを我々に知らせる次元である。このような理由から、そられは、意思と財産の拡大する側面と名づけられるかもしれない。しかしながら意思の自由な行使としての財産は、機会と力の二つの次元を持つ全く同一の活動によって拡大されるのだ[Commons 1924, 29]。

コモンズは、「統治権の社会学的解釈」(1899~1900 年)で示していたように、希少性の世界の中で自己意識を具えた生命として人間を捉えていた。そしてコモンズは、このような人間には、一方で、他者との取引を通して入手できる機会と力を「拡大」する側面があり、他方で、その機会と力をつり合わせることを通した「経済」という側面を兼ね備える存在と理解していたのである[Commons 1924, 38]。したがって、拡大と経済という両面を持つ人間には、自然経済における機械的な要素のつり合わせではなく、国家というゴーイング・コンサーンにおいて私的目的ではなくコモン・ウェルスの増大という公的目的のために、人間の意思的な行動を誘っていくためのつり合わせが必要となるのである。すなわち、公的目的に適った良い社会状態を作り出すために、ある方向において負担を課し、他の方向に機会を解放することによって、当事者の行動や行為をうまく誘っていくという裁定者による人為的な選択の必要性をコモンズは主張したのである。コモンズは、次のように述べる。

したがって、国民経済における要素のつり合わせは、自然の無目的な力の無目的なつり合わせではなく、自発的な人間と非自発的な人間の両者に対して行動を誘っていくようつり合わせることにある[Commons 1924, 323]。

コモンズは、スミスの理論を否定するのではなく、むしろ分類の原理である新しいつり合わせの必要性によって修正したといえる。政治経済のプロセスとは、分類の原理に基づくコモン・ウェルスの構成要素のつり合わせであり、コモン・ウェルス自体の拡大であった。政治経済の目的は、価値の高い制限要素を選択し、最大の結果を達成するために他の制限要素の領域を制限することによって、その要素を拡大することにある。しかし価値の高い制限要素も価値の低い補足要素も、両方とも全体の結果にとっては欠かせないものとして扱われるが、時と場合によってその扱いは異なる。コモンズは、次のように言う。

異なった時期や異なった状況のもとで、一つまたはそれ以上のクラスが、他のクラスよりもより重要となる。なぜなら、自然に対する全体の支配権は、経済全体の中で彼らが果たすことができる役割によって制限されているからだ。そのとき、自発的あるいは非自発的な他のすべてのクラスが、そのクラスの優位に屈するのだ[Commons 1924, 323]。

コモンズは、このように価値があると考えられる公的目的を達成するための制限要素を扱っている。だが、そもそもプライベート・ウェルスという私的目的ではなく、コモン・ウェルスの増大という公的目的そのものの内実とは何であるのかというが問題が残る。

問題は、常に、公的目的と比較して私的目的とは何かということでは無く、私的目的は公的目的でもあるのか、または、単なる私的目的であるのかということである。行動し利益を得る人間は、その利益が公的利益であると証明することはできるのだろうか。国民の全体的幸福を増加させるというポイントにおいて、彼らは制限要素なのか。また、他人の領域を制限することによって、彼らの行動の領域を拡大されるべきなのか。彼らは、それらの特定の取引に関して、大衆の一部として評価されるのか。または、彼らは、私的人間の意思を実行するための道具として評価されるのか。・・・(中略)・・・彼らのプライベート・ウェルスは、またコモン・ウェルスでもあるのだろうか[Commons 1924, 326-327]。

この主張からはっきりと理解できることは、もちろん公的目的という絶対的な目的が存在するのではなく、あくまでも公的目的とは相対的目的に過ぎないというコモンズの立場である。コモンズは、国家レベルにおいて重要と考えられる公的目的に対してつり合わせを行うこと、それが政治経済のプロセスだという[Commons 1924, 43]。統治権を持った裁定者は、取引当事者の「活動している意思」を認知し、国家による適正なつり合わせ、つまり個人や家族あるいは企業といった集団行動を、公的目的に対して適正である場合には拡大や拡張し、適正ではない場合には縮小や抑制することによって、さらに高次かつ異種の新しい驚くべき成果を生みだすためのワーキング・ルールを制定する役割を担うのである。要するに、国家というゴーイング・コンサーンにおけるワーキング・ルールとは、一方で「活動している意思」を持った人間と集団による取引の領域を広げコモン・ウェルス全体の拡大という目的と、他方で利害対決を解消し個人の取引の自由をさらに拡大させるという目的のため、公的目的にとって価値があると考えられる特定のビジネスや仕事を促進させ、逆に損害をもたらすならば制限をかけるという、アメリカの産業主義の時代における新たな慣習であったといえる。

(8) コモンズの経済理論の特徴―法の変化と意思

コモンズが『資本主義の法的基礎』において展開した思考方法の特徴を挙げれば、それは次の2点に集約できる。第一に、アメリカ社会の現実的な変化から発生した様々な要請を受けて既存のルールを変更するための根拠を、1890年代以降のコモン・ローの変化を捉えた詳細な判例研究の蓄積から発見していくという、法の変化に関する鋭い感覚を持っていた点である。第二に、取引当事者に与えられた資格を法的概念によって説明し、主流派経済学において所与と見なされた人間の意思的な働きを理論の枠組みに取り込むというユニークな発想は、やがて法と経済学と呼ばれるような分野に連なる萌芽的な分析視点であった点である。

こうした独特な思考方法を持つコモンズが組み立てた意思的経済理論の内容について今ー度確認しておこう。コモンズの意思的経済理論とは、J.B.クラークの限界生産力理論など当時の主流派経済学では所与とみなされた人間の意思とは違い、将来に対して抱く期待を選択する「活動している意思」を持つ当事者による取引を軸とした理論である。実際に交換を行う2人の当事者の外側に、条件次第で市場に登場する可能性を持つ2人の潜在的な当事者を含めて取引が語られる。さらに、4人の当事者の間で利害対立が生じ取引自体が成立しない場合、つまり公的目的の観点から経済的パフォーマンスにとって悪影響を及ぼす場合には、平和的解決を促す第5の当事者としての裁定者の存在を組み込んだ。コモンズは、各々意思を持った4人の取引当事者が、それぞれの私的目的の追求を放任すれば、自然に適正な合意が形成されるとは考えず、むしろ第5の当事者が人為的に代替を選択することによって、適正な合意を形成し、ゴーイング・コンサーンを維持していくと考えたのだ。

コモンズが、アメリカ合衆国憲法の財産、自由およびデュー・プロセスといった法的概念の変化から読み取ったことは、この第5の当事者である裁定者が新たな慣行・慣習を選び取っていくという社会進化のプロセスにあった。財産および「自由」に関していえば、「有体物の使用価値」から「万物の交換価値」へとその性質が変化したことによって、「財産」とは、「有体財産」のみならず、旧来の定義において曖昧にされていた支払いの約束としての無体財産と、あらゆるものの期待された交換価値からなる無形財産あるいは資産という二つの財

産の意味が明確となり、また「自由」とは、肉体的な束縛からの解放という「奴隷の自由」から、経済的強制からの自由(市場に接近する自由)つまり「財産所有者の自由」として解釈された。「デュー・プロセス条項」の解釈は、裁判所の判断を通して、単なる法の手続的適正を要求する「法の適正な手続」のみならず、法の適正な内容(実体的な利益)をも保護する「法の適正な目的」を含むようにその意味内容が変更された。憲法においてはじめから明文で保障されていない権利まで「デュー・プロセス条項」が保護するということだ。こうしてコモンズは、19世紀後半の判例を跡付けることによって、19世紀末からのビッグ・ビジネス体制の到来に伴って伝統的なコモン・ローにおける概念の解釈では捉えきれない範囲を裁判所が新たに認めていく過程を明らかにしたのである。

コモンズは、この「デュー・プロセス条項」の変化と、デュー・プロセスと密接に関連する「分類」の発達によって、裁判所が新たな社会的役割を担うようになったと考えた。その役割とは、ゴーイング・コンサーンの公的目的、つまり将来的により望ましいと考えられる目的を達成するために、現在においてどの手段を選択することが適正な判断であるかを決定するということに他ならない。こうした裁定者による人為的選択の目指すべき目標が公的目的であり、その目的を適えるために過去から繰り返し蓄積されてきたルールこそが、ゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールといえる。しかし一旦出来上がったルールも不変ではない。裁定者が、公的目的に適った枠組みを新しく作り出し、その枠組みの中で生まれた新たな慣習をもとにワーキング・ルールも新しく作り変えられていくのである。このような個人が持つ主体的な「活動している意思」を重視することに、コモンズの進化論の大きな特徴があるといえる。

要するにコモンズの意思的経済理論とは、裁定者がデュー・プロセスに従って、「活動している意思」を持つ取引当事者の慣行や慣習の中から、法的なルールである所有権の概念と法的に基礎づけられた人間の行動を取り仕切るための社会的なルール、つまりゴーイング・コンサーンのワーキング・ルールを見出し、「その場に応じた程よい価値」を社会的に実現するよう取引当事者の行動を誘っていくための理論であった。

コモンズは、この意思的経済理論によって、アメリカ産業主義の時代の労使の契約関係あるいは労働市場において、「その場に応じた程よい価値」を具体的にどう実現させようと考えていたのだろうか。次章では、コモンズの産業統治(industrial government)の思想を明らかにしていこう。

第2章 コモンズの産業統治思想

本章では、前章で検討したコモンズの意思的経済理論が、実際の産業に携わる人間との関係においてどのように展開されているのかという問題関心から、『資本主義の法的基礎』のとりわけ後半部分において展開されている産業統治の思想について、その思想の形成過程と内容を明らかにしよう。

以下では、第1節(1)において、『資本主義の法的基礎』の主に第8章第1節と第2節において、19世紀末から1920年代まで具体的な判例を通して、奴隷制の影響が残る南北戦争後における「労働者」の性格や、合衆国憲法の「平等」概念の解釈をめぐる裁判所の標準的な判断とそれに対するコモンズの判断との距離を確認し、そこからアメリカ産業主義の時代における労使間の適正な賃金交渉がどのように行われるべきかについてのコモンズの主張を明確にする。また、第1節(2)において、標準的判断に対するコモンズの見解を、具体的な裁判事例を通して検討する。そしてコモンズが適正と見なした賃金交渉の在り方を確認する。

続く第2節では、『資本主義の法的基礎』第6章、第7章、そして第8章を中心に、歴史的な流れの中から、アメリカの産業主義に結びつくような交渉の形態を取り上げ、それらが第8章第3節の法に対する理論とどのように関係したかを検討していく。そして第8章第4節におけるアメリカの産業主義における適正な交渉の仕組みや当事者の資格がどのようなものであるべきかを検討する。これらの考察を通して、コモンズがどのような狙いから産業統治の思想を組み立てていったのかを明らかにしよう。

第1節 アメリカ産業主義における賃金交渉

(1) 労働者の定義と交渉の在り方

南北戦争後から 19 世紀末にかけてのアメリカでは、生産技術の発達や拡大する鉄道網、保護関税と人口増加による国内市場の拡大、そしてビッグ・ビジネスの展開によって産業構造が大きく転換した。とりわけフロンティア消滅後に流入した新移民は、不熟練労働者として大規模工場で大量に雇用され、在来の雇用慣行との接点の中で新たな労使関係の在り方が問われた。こうしたアメリカ産業主義の時代において、「労働者」はどのように定義されたのだろうか。南北戦争は、奴隷解放という意味において「政治的革命」であり、市場を拡大させたという意味で「ビジネス革命」であったとコモンズは捉えた[Commons 1924, 283]。奴隷所有者の「有形財産」として強制的に労働させられ終始その身分を固定されてきた奴隷としての人間は、奴隷解放宣言という「政治的革命」によってその身分が法的に消滅し、また「ビジネス革命」によって労働市場において働く意思を自由に売ることが可能となった。ここに、南北戦争を経て奴隷ではない自由な労働者が誕生したのである。

だが、第1章で既に検討した具体的な判例の研究を通してコモンズが読み取った見解によ

れば、裁判所の認識には奴隷制度の影響が色濃く残存していたといえる。このことについてのコモンズの見解をまとめておこう。1872年のスローターハウス事件において、あくまでも多数意見は、奴隷制の痕跡を留めるかたちで奴隷状態からの肉体的物理的解放のみを「自由」と解釈した。しかし、反対意見を述べた裁判官は、それまでの法解釈の慣習に束縛されることなく新しい条件に即した新しい判断を下し、「労働者」を定義付けていた。それは、使用価値のみを持つ物理的な自由や財産から、交換価値を持つ経済的な自由や財産へと「自由」と「財産」の定義を拡大して解釈することによって、「労働者」とは、職業や労働そのものを「財産」として所有し、職業選択の権利が「自由」の一部として認められた存在となった。そして、スローターハウス事件の反対意見の法的解釈が裁判官全員の多数意見となった 1897年のオールゲイヤー事件をもって、ようやくアメリカ産業主義時代における自由な「労働者」の新しい定義が確定したとされる。

そこで問題となるのは、裁判所によって認識された奴隷ではない自由な「労働者」が、労働契約を締結する際の契約当事者としてどのような立場に置かれるのかということになる。労働自体が交換価値を持つ財産として認められても、それは奴隷のように売買できることを認めているのではなく、あくまでも雇用主の目的のために労働する約束を財産として売買することを意味しているに過ぎない。合衆国憲法修正第 13 条によって非自発的強制労働が禁止されているため、労働者が雇用主によって指示された命令を「強制的である」と感じるならば、その契約を破棄し他の雇用主と自由に契約し直すことも合法的に可能となる。また雇用主が、たとえ恣意的に労働者を解雇したとしても、「強制労働に従事させない」という表向きの理由により合法となるのだ。コモンズはこのような労働雇用に際して締結される労働契約について、次のように述べている。

したがって労働契約は、契約ではなく、雇用主側において十分なサーヴィスと考えられることの連続、および、労働者側において十分な条件と報酬と考えられることの連続を基礎にした、毎分毎時間における契約の連続的暗黙の更新である[Commons 1924, 285]。

労働契約は、連続的に契約を更新していくあくまでも労働の慣行・慣習といえる。実際の労働市場において、雇用主と労働者が労働契約を継続するためには、労使双方が対等な立場から契約内容に合意し、契約を更新し続ける必要がある。だが、契約当事者として対等であることは、他者を雇うことの自由を持つ雇用主と、奴隷ではない自由な労働者という形式的な平等だけを意味するのだろうか。コモンズがいみじくも指摘するように、実際には雇用主と労働者が持つ経済力や交渉力における格差、つまり他人がいま必要としながら所有していない財産を他人に利用させないようにする力=「留保する力(withholding power)」に格差があるため、両者は実質的に不平等な立場に置かれているのである。

コモンズが言うところの「自由」と「放置」の関係に当てはめて考えてみよう35。労働契

³⁵ 先に触れた「法律的・経済的な相関関係」の中で労働契約を捉えれば、「自由(Liberty)」と「放置(Exposure)」の関係に該当する。この場合、所属している国家や企業などは、取引において他人の干渉を強制的に無効にする権限を持つが、「自由」とは、その集団の権限によって保護された状態において、取引当事者が取引を行うことを意味し、また「放置」とは、取引において当事者自身が被るかもしれない損害や干渉に対し、それへの保護を集団の権限に期待することができない状態といえる。

約は、労働者の辞める「自由」とそれに伴う雇用主の損害に対する「放置」の関係であり、また、雇用主の解雇する「自由」とそれに伴う労働者の失業という「放置」の関係であることになる。たとえ雇用主が最高の労働条件を示したとしても、労働者自身が満足できなければ、その仕事を拒否したり中止したりできるのだ。しかし、ビジネス革命によるビッグ・ビジネス体制の到来によって、資本の結合体に対する法人格は認められたが、他人の財産を利用して労働する以外に生計をたてる機会を持たない労働者への団結権は認められていなかった。労働者が雇用主と個人交渉によって労働契約を結ぶならば、仮に雇用主から提示された賃金に不満があった場合でも、その賃金に十分満足し同じような能力を持つ代替者が多数いる限り、最も満足できる条件を満たすまで契約を先延ばしすることは難しくなり、およそ有害な労働条件であっても契約を締結してしまう可能性が高まる。大量生産方式の普及によって企業の規模が拡大し、熟練を要せず短期間でどのような人間でも扱える機械を導入することで、その機械を扱う人間の技術に対する要求は低下し、それに伴って労働者の地位も低下していく。このように労働の供給過剰が蔓延する中で、労働者の交渉的な地位はますます低下し、雇用主と労働者が持つ交渉力の格差が拡大していくのである。これに関してコモンズは次のように述べている。

会社が1万人の労働者を雇っていて、そのうちの1人を雇用せずその代わりを見つけることができないとしても、1万のうちの1を失うだけである。しかし労働者が働かないことを選択したとしたとき、その代わりの雇用主が見つからなければ、労働者は仕事の100%を失うことになるのだ[Commons 1924,72]。

不利な状態に置かれた労働者の現状を打開するためには、個人を組織化し交渉力=「留保する力」を向上させる必要がある。コモンズが、労働組合の意義を認めるのはこのためである。 労働組合として組織化された個人は、彼らが持つ交渉力を組合の代表者に結集し交渉力を雇用主側と対等にすることによって、契約当事者となり得る。労働者が雇用主の提示する条件に満足できなければ、集団的に労働力が留保されるが、その留保を雇用主側が回避しようするならば、労働者側が満足できる雇用条件まである程度歩み寄る必要が生じる。ストライキが効果を発揮するのは、ストライキを行う以前では雇用者側にとって到底受け入れられないような条件を、受け入れる気持ちにさせるまで継続することにあるといえる。

コモンズは、雇用主と労働者との間の「留保する力」に格差がある状況において、企業と 労働組合との団体交渉を通してのみ交渉力の格差が是正され、適正な賃金交渉が行われる可 能性を示した。では、このような労働者の団体交渉を軸として適正な賃金交渉の実現を考え たコモンズが、19世紀末から20世紀初頭の労働問題に関する具体的な事件に対して、どの ような論評を加えたのだろうか。

(2) 労働契約をめぐる論議

具体的な事件に基づくコモンズの議論を再構成するために、あらかじめ論点を整理しよう。 第一に、株式会社には法人格を与えられるが、労働組合に対しても同じように法人格が与えられるのかどうかという問題である。第二に、契約は個人対個人で結ばれるべきなのか、あるいは法人でも可能なのかどうか、さらには労働組合に所属する個人は契約当事者となるこ とが可能かどうかという問題である。第三に、「契約の自由」に関するその自由は、奴隷ではない個人に対して等しく存在するのか、あるいは実質的に対等な力関係を持つことを前提とした契約においてはじめて存在するものなのかという問題である。このような論点に対するコモンズの見解を明らかにするため、はじめに労働者の団体交渉に対する標準的判例を彼がどのように整理したか確認し、次に 1895年と 1898年の労働時間をめぐる二つの事件と黄大契約(yellow-dog contract)36に関する 1908年、1915年、1917年の三つの事件をもとに、それぞれの裁判においてどのような判断が下され、そしてその判断に対して彼がどのように論評したのか検討しよう。

19世紀中葉以降のアメリカでは、州レベルにおいて「一般会社設立法」が制定されはじめ、「資本を結合し会社を設立する権利」についての認識が人口に膾炙していくことになる。しかしながら、裁判所がシャーマン法における団結禁止を労働者の結合に適用することによって、労働組合の結成が全面的に認められることは無く、その合法化にはニューディールのワグナー法まで待たなければならなかった。コモンズによれば、仮に裁判所が労働組合の対外的な活動に関して制限を課すという条件付で団結権が認めたとしても、交渉力において雇用主と実質的な「平等」を確保するための団体交渉は、あくまでも「共同謀議(conspiracy)」として扱われ違法な行為となっていた[Commons 1924, 296]。その根拠となるのは、労働者の団結をすべて違法とみなしてきたコモン・ローの原則である。労働者の団結は、雇用主に対して有害であり、また雇用主が市場で競争することを妨害するため、一般社会にとっても有害と考えられていたのだ。

先に検討したように、19世紀末の連邦最高裁の判例において、「自由」や「財産」の定義が強化され、ビジネスという「財産」の侵害に当たるような労働組合による団体交渉は大きく制限された。ゴーイング・コンサーンとして活動している企業の内外には、多くの関係者(例えば、取引相手、顧客、労使関係など)が存在し、彼らとの「善意に基づいた相互メリットをもたらす関係」、つまり、他社によって安売りされたり傷つけられたりすることのできない唯一の財産である「グッドウィル」を含めて「財産」と認められ、ビジネスを始める権利やビジネスを営む権利としての市場へ接近する権利も「財産」と裁判所が考えたからである。したがって労働組合によるストライキという行為は、雇用主が所持する「有体財産」に損害を与えるのみならず、グッドウィルと言う「無形財産」にまで損害を与えることになり、裁判所による組合活動への差止命令が頻繁に出された。ストライキなどによってビジネスに損害が発生したと雇用主が訴えるならば、裁判所はその法的救済手段である差止命令を容易く出していたのだ。

産業主義の時代における労働組合の団体交渉を、「共同謀議」という犯罪行為と見なす裁判所の判断は、当時のいわば標準的な解釈であったといえるが、それは次のような根拠に基づく判断であった。法人格を付与された大企業と、その企業に雇用されている労働者あるいは雇用されることを希望している労働者の双方が、1対1の関係にあるならば、労働者側に理由の有無を問わずに労働を中止する自由がある限り、雇用主側にも理由の有無を問わずに労働者を解雇する自由がなければならないという「契約の自由」の尊重であり、双方が持つ「契

-

³⁶ 黄犬契約とは、労働組合に加入しないことまたは脱退することを条件に労働者を雇用する契約である。また仮に労働組合のメンバーであることが後に発覚した場合にも労働者を解雇でき、労働組合のメンバーを意図的に差別待遇するものである。

約の自由」を「平等」に取り扱わなければならないという論理である。つまり、この標準的解釈による適正な賃金交渉のスタイルとは、労使双方が持つ「留保する力」の格差を是正するよう実質的な「平等」ではなく、むしろ法人一人と労働者一人を同等に扱うという意味における形式的な「平等」の確保にあったのだ。

それでは裁判所の判断に対してコモンズはどのような論評を加えたのか、まず労働時間を 焦点に争われた二つの裁判から見ていこう。1895年のリッチー事件37では、イリノイ州議会 が経済力の弱い労働者に代わって彼らの利益(健康)を保護しようとしたが、イリノイ州最 高裁は労働者側の健康や福祉に対する保護という観点は個人の意思に反してまで取り入れる べきではないとして、雇用主側の「契約の自由」を保護する判決であった。しかし 1898年 のホールデン事件38では、連邦最高裁において労使間の経済力の格差が認識され、その場合 に雇用主の「契約の自由」に対する一定の制限が認められた。これらの判決に対してコモン ズは、リッチー事件において考慮されなかった大衆の健康の保護という観点がホールデン事件において認められ、それは雇用主に一定の制限を加える代わりに労働者に対して一定の利益を付与し両者の経済力の実質的な「平等」を確保しようとする画期的な判断であったと評価した。つまりコモンズはホールデン事件を通して憲法上の「平等」概念の変化、すなわち 先に見たような形式的「平等」から実質的「平等」への変化を読み取ったといえる。

次に黄犬契約に関する三つの事件を検討する[Commons 1924, 288-298]。1908年のアダール事件39において、連邦最高裁は、黄犬契約を禁止する法律が、修正第5条の「デュー・プ

³⁷ Ritchie v. People, 155 Ill. 98, 112, 40 N.E. 454 (1895)。この事件は、工場で働く女性と子供の労働時間を1日あたり8時間に制限することを定めたイリノイ州の労働時間制限法に関するものである。この事件に関する経緯は以下のようであった。イリノイ州議会は、1日あたり16時間に労働時間を拡張したいという雇用主の要求は違法であるという申し立てに同意し、労働時間を1日あたり8時間に限定する法律を制定した。しかし、雇用主は、合衆国憲法修正第14条において保護されているはずの「契約の自由」は、労働時間に関しても適用されるべきであり、雇用主と労働者の双方から「契約の自由」を奪うものであると主張した。これに対してイリノイ州最高裁判所は雇用主の主張を認め、この州制定法を違憲であると判断した。その理由として裁判所は、大衆もしくは社会全体の健康を保護する法律は、州の警察権の正当な行使と考えられるが、その警察権が個人の意思に逆らってまで個人を保護する目的に及ぼすことは適正ではないとした。Commons[1916]や、Dawson[1998]を参照願いたい。

³⁸ このホールデン事件に関する詳しい経緯は、脚注 29 を参照願いたい。

³⁹ この事件は、1898年に連邦議会によって制定されたエルドマン法(Erdman Act)に対して争われたものである。なおエルドマン法は、鉄道の労働組合への所属を理由に労働者を解雇することを刑事犯罪とした法律、つまり雇用条件として黄大契約の禁止を定めた法律である。この事件に関する大まかな経緯は次のようであった。1906年に、ルイヴィル・ナッシュヴィル鉄道会社の代理人であるウィリアム・アダールは、その労働者のオスカー・コッページを蒸気機関手同盟のメンバーであることを理由に解雇した。アダールは、黄犬契約を利用したとしてケンタッキー州最高裁判所において有罪判決を受けた。このためアダールは、連邦最高裁に上告した。連邦最高裁の多数意見であるハーラン裁判官は、このエルドマン法を労働者と雇用主との双方の「契約の自由」を干渉するものであるため違憲と判断し有罪判決を覆した。ハーラン裁判官は、「雇用主と労働者は平等に権利を持っている。権利の平等は、行動するか行動しないかを選択する権利に対する平等である」と述べ、そのためアダールに与えられたコッページを解雇する権利は、コッページが労働組合に参加する権利を諦める限り認められるとした。Lieberman[1950]および中窪[2010, 6]を参照願いたい。

ロセス条項」に違反し、労使双方の「契約の自由」を侵害するものとして違憲判決を下した。その理由として、先に見た標準的判断と同様、労使双方の形式的「平等」の確保を挙げている。そして1915年のコッページ事件40においても、アダール事件との類似性を認める連邦最高裁は、カンザス州の制定法が修正第 14条の「デュー・プロセス条項」に違反し、労使双方の「契約の自由」を侵害するため、違憲と判断したのである。コモンズはこれら連邦最高裁の判断を批判し、州議会あるいは下級裁判所が労使間の経済力の格差に由来する両者の明確な不平等を認めていたにもかかわらず、あくまでも形式的な「平等」に固執しているとみなし、「契約の自由」に関しても強大な財産を持つ雇用主側には存在するが労働者側には実質的に存在していないと考えた。また連邦最高裁は 1917年のヒッチマン石炭コークス会社事件41において、労働組合を人間の集合体と考え個人を超える権能を持つものであるため共同謀議とみなし、連邦巡回裁判所による差止命令を合憲と判断した。コモンズは、労働契約に関する自由と放置の関係において財産の集合体として大きな経済力を持つ会社に対して対等な交渉を行うには、経済力が弱小な労働者が労働組合を組織し団体交渉する以外には手段が無いと考え、この判断を批判した。

以上の考察をもとに、アメリカ産業主義における適正な賃金交渉に対するコモンズの立場 を今一度確認しておこう。コモンズは、産業主義の時代における雇用主と労働者との契約関

-

⁴⁰ この事件は、雇用条件として黄犬契約の禁止を命じるカンザス州議会によって制定された法令に関するものである。事件の経緯は以下のようであった。1915 年に鉄道会社の社長であるテレンス・コッページは、転轍手のロバート・ヘッジスに、転轍手労働組合から脱会することに同意するよう要求したが、ヘッジスはこの要求を拒否し、労働組合も辞めなかったために解雇された。コッページは、州制定法違反によって告訴され、カンザス州最高裁判所が、経済力の不平等を減少するように計画されたこの法律を支持したため有罪判決を受けた。このため、コッページは連邦最高裁に上告した。多数意見のピットネイ裁判官は、雇用主と労働者は「契約の自由」という権利を「平等」に持っているため、この「平等」を州制定法によって妨害することは不当な干渉に当たるというアダール事件においてハーラン裁判官の意見を参照し、アダール事件との共通性を指摘したために、カンザス州制定法を違憲であると判断しカンザス州最高裁判所の判決を覆した。またカンザス州最高裁判所が、不平等の是正を目的とした法令を支持する判決を下したことに関してピットネイ裁判官は、私有財産権が存在するところではどこでも財産の不平等があることを指摘し、「契約の自由」の結果としての不平等は、必要な手段を得るための契約当事者の能力に関わるものであると見なした。中窪[2010,6]を参照願いたい。

⁴¹ この事件は、ウェスト・ヴァージニア州にあるヒッチマン石炭コークス会社に関するものである。この事件の経緯を大まかに示せば次のようになる。1917 年にこの会社の坑夫は、賃金引き上げを求めるために合同鉱山労働組合に加入しストライキを決行したが、会社側は坑夫を雇用する際に労働組合に所属しないことを条件にしていたため、連邦巡回裁判所にストライキの防止を含めたあらゆる労働組合の活動を禁止する全般的差止命令を求め告訴した。連邦巡回裁判所は、労働組合を結成することは共同謀議に当たり、またシャーマン反トラスト法に基づいて労働組合を違法な団体であると見なすことによって、全般的差止命令を承認した。しかし労働組合側はこれを不服として、巡回控訴裁判所に控訴した。そして巡回控訴裁判所は、労働組合は違法な共同謀議には当たらないとの理由から全般的差止命令を破棄したが、会社側はこの判決を不服とし連邦最高裁に訴えた。連邦最高裁の多数意見のピットネイ裁判官は、労働組合が会社に対してストライキ等による損害を与える正当な理由がないと判断し、第一審である巡回裁判所の判決を擁護する形で全般的差止命令を承認した。Lieberman[1950]および中窪[2010, 10-11]を参照願いたい。

係を、奴隷制度廃止後の新しい「自由」と「放置」の関係と見なした。コモンズによれば、雇用主と労働者双方が「契約の自由」を保障され、法的資格において同等の立場から新しい契約関係に参入可能だが、労働者は解雇の恐怖という「放置」の状態に常に晒される危険な状態にあることになる。労使間に実質的な経済力の格差が明確に存在するためだ。裁判所によるコモン・ローの標準的な解釈に即して考えれば、法的に対等な立場にある当事者同士が締結する契約関係で問題となるのは、その手続面のみであって、背後に存在する労使間の経済力の格差は問題にされることは無かった。したがって交渉力強化のために労働組合を結成する集団行動は、独占禁止法に照らして人的な「独占」状態であり「共同謀議」と解釈されてしまう。コモンズが強調するのは、アメリカ経済社会の変化に伴って生まれてきた新たな契約関係が司法の場で未だに認識されていない点だ。コモンズが労働組合による団体交渉の必要性を説いたのは、雇用主と労働者との実質的な経済力の「平等」によってのみ、適正な賃金交渉が達成されると考えたからに他ならない。したがってアメリカ産業主義という時代において適正な賃金交渉を実現していくには、(1)州議会や連邦議会によって労働者の健康を保護したり団体交渉を促したりする労働立法が制定され、(2)連邦最高裁がそれらの労働立法を「合憲」であると認識する必要性があること、この2つをコモンズは主張したのだ。

このような主張にもとづいて、コモンズは産業主義の時代に相応しい適正な交渉を実現していくための新しい取引の枠組みをどのように構想していたのだろうか。次節では、このような観点から、コモンズによる新しい労働の慣習を基礎に組み立てられた産業統治の思想を検討しよう。

第2節 ビジネスの慣習と産業統治の思想

コモンズは、『資本主義の法的基礎』の第6章(地代交渉)と第7章(価格交渉)においてイギリスやアメリカにおける交渉の歴史的変化を扱い、交渉を通して確立されてきた慣習の中から新しい取引の枠組みのヒントを探り当て、それらをうまく取り入れながら産業を統治していく思想を展開している。まずコモンズは、第8章第3節の冒頭において、慣習において発見されるコモン・ローと、裁定者の命令として作られる制定法という、法に対する正反対の考え方を取り上げその代表者を列挙している。

法に関する二つの明らかに正反対の理論が組み立てられた。一つは、ホッブズやベンサムを通って、ジョン・オースティンに至るものである。他方は、クックやブラックストーンを通って、ジェームズ・C・カーターによるそのアメリカ式の声明に至るものである。一方の見方によれば、法は、下級者への上級者の命令によって作られる。他方の見方によれば、法は、人々の慣習の中において発見される[Commons 1924, 298-299]。

そしてコモンズは、制定法と慣習法に関する問題点を、それぞれ次のように指摘している。 ホッブズ、ベンサム、オースティンの理論は、裁定者の特権としての制定法を考察すること から組み立てられたものであり、そこから導き出される法は、恣意的な法典やユートピアあ るいは独裁へ向かい、慣習と一致しない空文になるという問題がある。またクック、ブラッ クストーン、カーターに至る理論も、裁判所の判例によって徐々に組み立てられたコモン・ローの考察を通して慣習の中から正義の基準を引き出し、理性や神の声の中に基準を樹立するものであるため常に一定不変ではなく、結局どのような慣習が選択されるべきなのか、という問題にぶつかる。こうした問題点を指摘したコモンズ自身の法に対する見方は、特権の有無に関わらず新しい条件に伴って出現してくる人々の新しい慣習を法として取り込み、そのルールがまた新しい慣習を生み出す前提となるという法の進化のプロセスであった。コモンズが、『資本主義の法的基礎』第6章から第8章にかけて交渉の歴史的進化と法や慣習の進化を同心的構造として描き出したのは、アメリカ産業主義の時代に相応しいルールをビジネスの慣習の中から拾い上げるためであった。

コモンズは、工業段階における賃金交渉(第8章)における雇用主と労働者の関係を軸としたビジネスの慣習を分析するに当たり、それ以前の段階である農業段階おける地代交渉(第6章)、商業段階における価格交渉(第7章)と段階的発展の中で交渉当事者の関係を捉えている。交渉にあたっては、当事者がどのような資格に基づいて交渉に参加するのか、また、資格そのものの入れ替えが可能なのかということが問題となる。コモンズは、交渉の当事者の資格にまつわる「地位」と「契約」を区別した。「地位」とは、慣習によって固定された身分であり、「契約」とは、その身分を作り出す自由を意味する[Commons 1924, 302]。

農業段階において、地主と借地人の慣習による農業のコモン・ローに基づく「地代交渉」では、あくまでも固定された身分である「地位」は前提であり交渉の対象にはならなかった。しかし、商業段階に入ると、債権者と債務者の慣習としてのビジネスのコモン・ローに基づく「価格交渉」が行われ、「契約」によって当事者の資格そのものを決定するプロセスとなる。コモンズは、アメリカ産業主義の時代である工業段階での労働の新しい慣習が、英米法の進化のプロセスの中において、農業の慣習とビジネスの慣習を併せ持ちながら発達してきたと考えた。それは、雇用主と労働者の関係が、労働者が労働を売買することによって債権者と債務者の関係を持ちながら、財産を持たない労働者がその労働契約を施行するために、強制労働という固定された地位の関係、つまり実質的には地主と借地人との関係も同時に併せ持っていると解釈できるからである。

だが、合衆国憲法修正第 13 条によって、新しい労働の慣習に基づいて発達してきた雇用主と労働者の関係は、地主と借地人の関係、および、債権者と債務者の関係も解消させてしまった。なぜなら、非自発的強制労働を禁止しているため労働契約の実行を強制することはできない、裏を返せば合法的な契約違反が可能となったからである。新しい労働の慣習において、ビジネスの慣習で当然認められていた契約違反に対する損害の法的救済は得られなくなったのである。コモンズはこのような労働契約という慣習について、改めて次のように述べている。

労働契約は、合意や、しきたりや、慣習に応じて作られる。それは、契約の実行が予期されることではなく、契約が実行されないことを予期すること、つまり契約の連続的更新を基礎にした慣習である。・・・(中略)・・・従って裁判所における注目すべき曖昧さは、賃金交渉の慣習というものを、それは契約を破るものであるから違法であると判決し、承認しないことである。しかし、彼らは、契約を実行することを、法によって禁止され、慣習によって妨げられている。資本主義的なシステムは、我々が見たように、契約の実行と譲渡可能性において確立された。そして、16世紀と17世紀の法律家にとって、約束を実行

したり、約束を売買したりする、商人の慣習を公認するのは困難であったのと同様に、今日の法律家にとっても、労働契約を破るということにおいて、雇用主と労働者の慣習を理解することは困難である[Commons 1924, 303]。

裁判所が、このような労働契約の慣習を承認しないのは、「契約の自由」や形式的な「平等」といったビジネスのコモン・ローに違反するためであることは先に示したとおりである。そのため裁判所の多数意見は、この労働者と雇用主との間の「留保する力」の格差による経済的不平等を認識せず、形式的な「平等」の観点から、資本を結合する雇用主は合法的な法人格が付与されて当然であるが、労働者の結合という人間の結合は「共同謀議」と判断され、経済的意味において上位者と下位者を区別しないのである。

しかし、新しい慣習をまったく認めないわけではない。英米法の歴史を振り返ればコモン・ロー裁判所において認められなかった商人や製造業者の新しい慣習をエクイティー裁判所が認めるといったように、アメリカ産業主義の時代における連邦最高裁の反対意見や下級裁判所あるいは連邦議会や州議会も、労働の新しい慣習を認識し、その中から新しいルールを導き出している。彼らは、いわばエクイティー裁判所のような役割を果たしていると言ってよいだろう。彼らによって、雇用主の強大な経済力に対する労働者の権利や自由を保護するための集団化が新しい慣習として認められ、対等な経済力を持つ当事者同士による賃金交渉こそが適正な交渉であると判断されたのである。コモンズは、このような新しい慣習が漸進的に認識されていく過程を指して、「歴史は繰り返す」と述べている。

1599 年にはじめられたコモン・ロー裁判所が、クローズド・ショップとギルドのための公正通商ルールを撤廃したとき、同様の裁判所ならびに特に改良されたエクイティー裁判所は、公正競争と不正競争の法律となった継続企業の財産権を確立し始めたのだ。よって歴史はそれ自体新しいレベルにおいて繰り返す。ちょうど 16世紀と 17世紀の特権裁判所が、ギルドに加入しない小規模だが活動的な商人や製造業者のための自由と権能を求める要求を理解せず認めなかったように、今日の裁判所は、活動的な労働者のための自由と権能の新しい定義を求める要求を理解せず認めないのである。歴史はそれ自体繰り返す。また、ちょうど特権裁判所が、君主や彼の仲間の特権を保護したように、最高裁判所は、ビジネスの自由と権能の保護を引き継ぐ。・・・(中略)・・・明らかに、「新しいエクイティー」――エクイティーがかつてビジネスを保護したように、仕事を保護するようなエクイティーが必要である[Commons 1924, 307]。

コモンズが、地主と借地人による「地代交渉」、債権者と債務者による「価格交渉」、そして雇用主と労働者による「賃金交渉」というノルマン征服期から 20 世紀に至る交渉の歴史的分析を通して明らかにしたことは、社会生活の慣行や慣習をもとに組み立てられたルール、とりわけ「財産」と「自由」に関わるコモン・ローの進化・発展のプロセスであったといえる。

この段階的な進化・発展のプロセスを、簡潔に整理しよう。封建制における奴隷や農奴と 所有者の関係では、交渉の自由が無く、機会の選択の自由も無かった。しかし、地主と借地 人の関係になると交渉の自由が発生した。「地代交渉」を通して得られたものは、国王によっ て与えられた特権を保護するという意味での自由と、使用価値を持つ有形財産に対する権利 を保護することであった。続いて、市場の拡大による商人や製造業者の地位向上は、債権者と債務者による「価格交渉」をもたらした。コモン・ロー裁判所によって、国王から付与されたギルドの独占的排他的特権は、「平等な取引」という原則により否定された。裁判所は、このギルド内部に限定された公正競争のルールを、むしろ国家的ルールに拡大して適用したといえる。また、エクイティー裁判所によって、商人や製造業者の取引の慣習の中から、約束を基礎とする「無体財産」と、消費者と価格交渉することによって築き上げられた「グッドウィル」=「善意に基づいた相互メリットをもたらす関係」という顧客との将来の交渉から得られる期待された「無形財産」が認められ保護されていった。

このように封建制の慣習に代わってビジネスの慣習が認められることによって資本主義が 登場し、さらにアメリカではこの資本主義がビッグ・ビジネスの登場などによって実質的に 産業主義へと拡大した。しかしそれまでの労働の慣習に代わるような産業主義に相応しい労 働の慣習は、まだ不完全であった。裁判所は、その代表的慣習としての労働契約における雇 用主と労働者の賃金交渉に関して、雇用主側の結合する慣習は認めるが労働者が労働組合を 組織する慣習は有罪であると判断していた。また裁判所は、労働者と雇用主の関係を、制定 法としての合衆国憲法修正 13 条において非自発的強制労働が禁止され常に契約を更新する 関係として憲法によって合法であるとされているにもかかわらず、伝統的なビジネスのコモ ン・ローとしての商人や製造業者の商慣習法に固執しているため、一旦結ばれた契約を施行 しないことは違法であると判断している。つまり雇用主と労働者との新しい慣習としての新 しい労働のコモン・ローは、まだ裁判所によって理解されておらず、労働者や労働組合の新 しい慣習と、資本主義におけるビジネスの慣習が対立しているのである。労働のコモン・ロ ーは、労働の適正な実行を選択し、労働組合と雇用主の両方から仕事を支配する恣意的な権 能を剥奪することによって形成される。コモンズは、この労働のコモン・ローに雇用主と労 働者の双方を服従させ、適正な賃金交渉が行われることによって、新しい産業統治の立憲的 枠組みが組み立てられると考えたのである。そしてコモンズは、次のように述べる。

経営者の特権や組合の恣意的権能から問題点を取り除くことによって、また親方、監督者、 労働組合支部代表を、労働者が統治されているのと同様の法の正当な手続のもとに服従さ せることによって、賃金交渉から産業統治のための立憲的枠組みが組み立てられる [Commons 1924, 312]。

以上の考察をもとに、コモンズの産業主義に相応しい適正な賃金交渉を導くための産業統治の思想の内実をまとめれば、次の 2 点になるだろう。それは(1)裁判官など裁定する側に対して、「その場に応じた程よい価値(reasonable value)」の実現という判断基準に照らして適切な判断を求めていくことであり、また(2)産業に関わる人間を新しい労働のコモン・ローの下に置き、産業に関わる人間の福祉の改善を図ることである。コモンズが、この産業統治思想によって裁定者の意思的な働きに対して要求することは、雇用主の「契約の自由」の保護を優先し労働組合による団体交渉を承認しないという判断ではなく、むしろ雇用主の「契約の自由」が制限されたとしても労働組合を賃金交渉の適切な当事者と認めることが、却って一般大衆の福祉の改善につながるという認識を持たせることにあったのだ。

つまりコモンズの産業統治の思想における力点とは、「その場に応じた程よい価値」を社会的に実現するための意思的経済理論に基づいて、裁定者が産業構造の変化に対応する新たな

労働のコモン・ローを整備し、産業に携わる人間のウェルフェアの改善を促すことにあったといえる。こうしたコモンズの発想の起源を探るため、次章では労働や雇用関係に関する具体的な議論に焦点を当てて検討していこう。

第3章 コモンズにおける雇用問題と労使間のグッドウィル

本章では、コモンズが『資本主義の法的基礎』において本格的に示した意思的アプローチと産業統治思想という発想の淵源を明らかにするため、それ以前の『インダストリアル・グッドウィル』(1919年)において扱った「移民」、「忠誠心」、「失業」、「保険」といった労働や雇用関係に関する具体的な議論に焦点を当てる。このような具体的な問題に対するコモンズの見解において、雇用関係の実態的な変化の中で形成されてきた労使間のグッドウィルがどう特徴づけられ、それに対する立法や司法の役割に何を期待していたのだろうか。また彼が、実際に機能し得る制度をどのように設計しようと考えていたのだろうか。

この課題に迫るために、ここで労働者の失業状態を、次節以降で取り上げるコモンズの議論と関連づけて整理しておこう。それは、およそ以下の3つのパターンに分類できる。第1に、労働の意欲と能力を持ちながらも、労働者自身の意思とは無関係に雇用が解消されるパターン。この場合にも、さらに次の3通りが考えられる。まず、①新製品との競争や消費者の需要の変化といったビジネスの失敗に伴う工場閉鎖による場合。これは雇用主側の責任で労働者を失業状態に追いやるのではなく、市場構造の変化に伴う失業問題といえよう。次に、②季節に左右される産業において、特定の事業停滞時期に一時的解雇(layoff)が行われる場合。例えば特定の農作物を生産する場合、農閑期における失業がこれに当たる。そして、③新しい機械や新たな生産方式や工程の導入、または企業合併等が行われた結果、一定生産高を確保するための特殊技術を持った労働者の必要性が喪失する場合。これはビッグ・ビジネス期のアメリカ産業社会においてとりわけ顕著となった技術の発達に伴い、労働需要の質的変化による失業問題である。

第2に、労働者自身が労働移動を希望し離職したが、まだ新たな職に就けていない状態にあるパターンである。例えば、自己の能力に見合う賃金を獲得するため、あるいはより安定的な雇用を確保することを目標に、自発的に現在の雇用関係を解消したが就職先が見つかっていない場合がある。

第3に、過去に一度も就職しておらず、なお現在就職希望であるがまだ仕事を発見できていないパターンである。これはとりわけアメリカにおいて、新天地を求めてやってきた移民に該当する問題である。

以下では、第1節において、以上の失業状態の分類を踏まえ、まず第1のパターン、次に第2のパターンの失業問題のコモンズの見解を立ち入って検討する。第1のパターンに対しては、その直接的な救済方法である公共職業紹介所(public employment office)に関するコモンズの議論を取り上げる 42 。そして第2のパターンの失業を予防するという観点から、労使間における「善意に基づいた相互メリットをもたらす関係」=「グッドウィル」を基礎とし

⁴² 失業救済策としてコモンズは、『インダストリアル・グッドウィル』を執筆した 1919 年時点において、公共職業紹介所を通した労働市場の整備に重点を置いている。しかしそれ以前に出版された 1916 年の『労働立法の原理』(初版)では、職業紹介所のほかに立法的救済である強制的失業保険の必要性に若干は触れてはいるものの、具体的な検討を行っていない。因みにアメリカにおいて強制的失業保険が本格始動したのは、ニューディール期の 1935 年社会保障法以降である。

たコモンズの新しい労働理論である「公共福祉の労働理論(public-utility theory of labor)」について考察する。第 2 節では、「移民」、「忠誠心」、「保険」に対する議論を通して、具体的な「グッドウィル」の現われとしてのコモンズのアメリカ産業全体の在り方を検討する。ここでは、まず第 3 の失業パターンの「移民」に対する英語教育に関する議論と、第 1 のパターンの③に対する新たな労働需要に応えるための産業教育を施すプログラムと合わせて詳細に検討する。次に第 2 の失業パターンを予防する具体的な方法として、「忠誠心」の議論を取り上げる。そして、アメリカ産業社会を安定化させるための「保険」の議論を検討する。最後に第 3 節では、結論として、コモンズ思想における『インダストリアル・グッドウィル』の意義と、彼の言う「その場に応じた程よい価値」を実現するための資本主義が持つ特徴を確認したい。

第1節 ビッグ・ビジネス期の失業問題と「公共福祉の労働理論」

コモンズは、膨大な労働調査を行った結果、第1次世界大戦以前から慢性的に発生している「失業」を、もっとも深刻な労働問題と考えた。コモンズは、W.H.ベヴァリッジの言葉を引用しながら、失業者に関して次のように述べている。

一般的に、工場の出入り口や雇用事務所にやってきて仕事を探している志願者こそが、はるかに最も大きな供給の源である。これは、需要に対して労働の一定の供給過剰を意味している。現在失業してはいるが、進んで雇用されたいと思っている労働の「予備軍 (reserve army)」を意味する。労働の実質的稀少と見られる最も繁栄しているときでさえ、この予備軍は、完全に仕事には就けず、「それ以上削減できない最低量(irreducible minimum)」43にのみ縮小しているのである[Commons 1919, 75]。

つまり失業問題とは、多くの要素が重なった結果として発生するため、一時的な不況期における問題としてだけではなく、恒久的に発生している問題として考えなければならない、という認識である。労働者は、現在の失業状態を解消するために、限られた労働需要をめぐって過度な労働移動を行う。このことは、労働者および雇用主や国家に損害を与えていた。コモンズによれば、まず労働者自身にとって「失業」は、「賃金における直接的な損失、およびそれに伴う貧困と精神的な衰弱という二重の損害」を与え、また「過度な労働移動によって、雇用主には新規採用者への教育や訓練の費用が必要となり、国家に対しては失業に伴う貧困によって犯罪が増加するといった損害」を与えていると述べている[Commons 1916, 261-262]。このようにコモンズは、失業が労働者のみならず、雇用主や国家に与える損害は大きく、そのための解決策として連邦政府による公共職業紹介所を媒介とした組織的な労働

を比較検討したものとして Robertson[1988]がある。

⁴³ コモンズは、この「予備軍」および「それ以上削減できない最低量」をベヴァリッジの『失業』[Beveridge 1910]から引用しているように、イギリスにおける当時の失業の理論を参照にしているといえる。しかし『インダストリアル・グッドウィル』における失業の予防と救済に関する議論は、アメリカ固有の雇用問題を扱っている。なお、コモンズとベヴァリッジ

市場の必要性を説く。

アメリカが第一次世界大戦に参戦したことを直接的な契機として、失業問題や労働の「予備軍」に対する一般大衆の関心は高まった。しかし大戦以前から、失業対策に対する民間あるいは市政や州レベルの活発な動きが存在していた。その点をコモンズの見解に沿ってまとめておこう。労働者を求める雇用主と仕事を求める労働者との両者の欲求を一致させる媒介として、工場に貼られる求人ビラ、新聞の求人広告、そして民間職業紹介所(private employment office)があった。しかしビラや広告は、コストの割に適切な労働者を獲得できる可能性が低く能率的ではなかったし、民間職業紹介所では、労働組合や雇用主団体によって運営される場合が多く、労働争議の場合の武器として利用され、理想的な労働市場としての中立性に欠けていた。このような経緯から、州レベルによる公共職業紹介所の設置がはじまるが44、このことに関して、コモンズは次のように述べている。

公共職業紹介所の創設を要求する論議が起こったのは、1 つは、民間職業紹介所の弊害に対する救済策を求めるためであり、もう1つは、失業者が職場を見つけることを援助することが、州の適切な役割であるとの考えが深まったことによる。アメリカで最初に公共職業紹介所の規定を設けた州は、オハイオ州であり、それは 1890 年のことであった。続いて 1895 年にモンタナ州、1896 年にはニューヨーク州がこの規定を制定した。現行法の大部分は、1900 年以降に制定されたものである[Commons 1916, 270]。

州が運営する公共職業紹介所の役割は、公平な観点から雇用主と労働者に対して、より適切な労働力の交換を行うこと、および民間産業の労働需要が低い場合に公共事業を組織的に分配することにあった。そのため、職業紹介所の所長や職員には、高度の経営能力と技術的知識が要求された。というのも、職業紹介が成功するためには、雇用主および労働者の支援が必要であり、彼らが紹介所の対応に疑問を持てば、そもそも有益な職業紹介は不可能となるからである。このため、職業の斡旋方法や職業紹介業務の改善を助言し、また雇用主と労働者の双方に公共職業紹介所の利用を促進させるために、諮問委員会が設置された[Commons 1916, 271-272]。この委員会は、雇用主と労働者の各々の代表、そして一般の人々から選出された議長によって構成されているが、1911年にウィスコンシン州のミルウォーキーに設置された産業委員会(Wisconsin Industrial Commission)45が最初のものであった。そして公共職業紹介所職員の採用方法に関し、彼らの質的水準を上げるため、諮問委員会の合意に基づいて採用する方法が用いられた。こうして、民間職業紹介所のように、労働者と雇用主に不公平を与えることなく、常に公平な立場から直面している問題関心を考慮し、労働力を適切に配置する理想的な労働市場が確立される、とコモンズは考えたのである[Commons 1919, 79-80]。

しかし、これはあくまでも州レベルにおける話である。アメリカが第一次世界大戦に参加 することによって、軍需産業に従事している労働者が徴兵され、そのための人員補充や、軍

⁴⁴ 職業紹介所が持つべき機能と役割に関しては、Commons[1913]の第 19 章 「州の職業紹介システムにおける学校」を参照願いたい。

⁴⁵ ウィスコンシン産業委員会に関するコモンズの見解は、Commons[1913]の第 21 章「ウィスコンシン産業委員会」、および第 22 章「調査と行政」を参照願いたい。

需品の供給を増加させるための労働強化などにより労働需要は急速に高まる。そのためコモンズは、州レベルでの紹介所では各州間の労働力を組織的に交換するには不十分と見なし、より全国的な規模での労働市場の制度として、連邦レベルでの公共職業紹介所の創設を提案することになる。

次に、現に失業状態にある労働者への救済方法ではなく、失業予防の方法をコモンズがどのように考えていたのか考察しよう。コモンズは、失業問題にうまく対処している企業を調査することによって、労働移動を減少させるために有効な雇用主と労働者との間にある無形な関係に着目し、新しい労働環境に相応しい労働理論として「公共福祉の労働理論」を提示するからである。

この労働理論は、当時主流であった二つの労働理論を補うかたちで提示されている。まず「労働の商品理論」では、アメリカに大量に入ってきた移民労働者を雇用する工場が前提とされる。この場合、移民は生活習慣や言葉の問題から熟練を要しない労働に従事しているため、雇用主はただ労働市場の需給法則にしたがって報酬を支払い、彼ら労働者を単なる「商品」として扱っている点が指摘される。次に「労働の機械理論」とは、雇用主がいかに生産に必要なコストを下げ、アウトプットを増大させることができるか、という関心から発生したものである。賃金支払方法においては、出来高払い制やプレミアム制、ボーナス制が採用され、労働者にアウトプットを増大させる動機付けを与えていた。また、時間・動作研究に基づく生産効率の飛躍的な上昇を目指したテイラーの科学的管理法が登場するが、いずれにしてもこれらの方法における労働者の価値はその物理的生産量によって決定されるため、彼らを単なる「機械」とみなすことに特徴があった。したがってコモンズは次のように言う。

労働の商品理論と同様に、労働の機械理論は誤っているのではなく、不完全である。あなたは、間違いなく需要と供給の法則を克服することはできない。しかし、あなたはそれをどのように修正するかを知っていれば、それを適度に修正することはできるだろう。あなたは、アウトプットを拡大しコストを減少させるというこれらの改良に永久に逆らうことはできないが、コストが減少する以上にコストを増大させる点を超えるところでこの改良を制限することはできる。成功するビジネスは、常に、種々の要素のすべてから、純収入が最大になるように相応しい比率を見出す事業計画なのである[Commons 1919, 17]。

この不完全さを補うためにコモンズは、「インダストリアル・グッドウィル」、つまり、「産業労使間の善意に基づいた相互メリットをもたらすつながり」を土台とする「公共福祉の労働理論」を提示する。過度な労働移動がもたらす損害は先に指摘しておいた通りだが、まずコモンズはこれを減少させるために、雇用主と労働者との間にある無形な関係に着目する。例えばフォード自動車会社では、労働者を顧客とみなし賃金を2倍に増加したにもかかわらず、労働移動が減少しそのコストが削減できたことにより利益を上げていた。この場合の労働移動が少ない原因は、雇用主が顧客としての労働者に対して良い待遇をすることにより、自社の良い評判が広まることを期待し、労働者側もその厚遇に応え良い噂を広める、という相互利益があるためである。コモンズは、このような雇用主と各々の労働者に対する「善意に基づいた相互メリットをもたらす関係」を、市場で売買されることのない無形財産の1つと認め、グッドウィルと呼んだ。

このグッドウィルは、アメリカ合衆国憲法修正第 13 条「奴隷および本人の意に反する労役は、当事者が犯罪に対する刑罰として正当に有罪の宣告を受けた場合以外は、合衆国内またはその管轄に属するいかなる地域内にも存在してはならない」[宮沢編 1983]という規定により、非自発的な強制労働が禁止されているアメリカにおいて特別の意味を持っている。それは労働契約において、この「善意に基づいた相互メリットをもたらす関係」を維持していく過程こそが、雇用主と労働者が将来的にも相互に利益があること、他の競争者と比較して当事者双方に相互に有利であることを確認する過程であるといえるからである。またこの関係は、労働契約のみならず、生産者と顧客との関係においても妥当し、「商標」などは市場で売買されるグッドウィルの1つの形態であることは周知の事実である。しかしグッドウィルは、本質的には私的なネットワークに支えられた関係であり、その維持管理を怠れば直ちに破壊されてしまう性質を持つ。

したがってコモンズの「公共福祉の労働理論」とは、グッドウィルを持つ特定の当事者間の良好な関係を、産業に従事する他のすべての領域にまで浸透・拡大させることにより、雇用主と労働者間の階級闘争を調和させ、その結果として過度の労働移動をなくし失業を予防させる理論であったといえる。そのためには、国に対して雇用主と労働者との良好な関係を認めさせる必要があり、またこの関係が社会的に重要であると判定する司法的判断が不可欠となるのである[Commons 1919, 74-82]。

では、かつての私的団体が公的な決定事項に関わるようになった公共職業紹介所の職員採用に関する事例にもあったように、私的領域と公的領域とのその境界線を決定する根拠とは何であろうか。コモンズによれば、この私的な出来事あるいは私的利益に国家が介入することへの是非をめぐっては、世論やそのときの時代状況が大きく関係するとしている。これに関して、二つの事件をめぐる裁判所の判断の相違を見てみよう。

1896年のホールデン事件46の連邦最高裁判決以前、一般大衆の健康は公的利益であると認識されていたが、労働者を一般大衆の一部であるとの認識が無いために彼らの健康のための立法は階級立法と見なされていた。しかしこの判決によって労働者は、公的領域に入ると認識され、彼らにとっての利益は大衆の利益にもなったのである。しかし1905年のロクナー事件47では、労働者の健康を保護する州制定法は、階級立法つまり公共の福祉の領域には入らない法律と見なされ違憲判決を下した。

この二つの裁判例からも分かるように、州や国家は、公共の福祉がない限り単なる私的人間や私的利益に対してそれを保護する立法を制定できないのである。ここで第一義的に考えられている公共の福祉とは、一般大衆の健康である。コモンズによれば、この健康という公的目的がどのような階級に対して及ぶのか、それは公共の福祉であるのか不利益であるのかという判断は、有権者の意見=世論と、裁判所の意見の二つによっている。そしてこの世論

4

⁴⁶ ここでの問題点は、ユタ州とコロラド州の州議会によって地下鉱山と精錬所における労働者の労働時間を1日8時間に短縮する州制定法が可決された際に、コロラド州最高裁はこの法律を違憲と断定したが、ユタ州最高裁は合憲と判断し、そして最終的に連邦最高裁がユタ州最高裁を支持する判決を下したことにある。事件の詳細については、Commons[1919, 31-32]を参照願いたい。

⁴⁷ この事件は、ニューヨークのパン職人に対して労働時間を1日10時間に短縮する州制定法をめぐって争われ、最終的に連邦最高裁が違憲の判断を下した。Commons[1919, 32-33] および中窪[2010, 2-3]を参照願いたい。

と裁判所の意見を変更させる要因は、次の四つの条件から成り立つとされる[Commons 1919, 34-35]。①近代産業の発展に伴う経済条件の変化、②経済を維持し作用させる原動力としての労働者に対する見方の変化、③人道主義的観念からの倫理学と正義の観念における発展、そして④科学的調査である。このように私的領域への国家の介入は、世論と裁判所の意見の双方によってその是非が決定されている。そしてコモンズは、「公共福祉の労働理論」において労働に関する特定の当事者間における「善意に基づいた相互メリットをもたらす関係」を労働立法という公的な手段によって拡大させることを望み、このことと関連して次のように述べている。

これが、公共福祉の労働理論と呼ばれるものかもしれない。仮に労働が単なる個人に属する出来事であるならば、雇用主の価値を落とし、それを彼らの従業員に手渡すために統治権を利用する我々の統治原理の下で、それは明らかに違憲であるだろう。公的権力は、個人的な目的のために利用できないし、すべきでない。しかし、仮に労働の福祉が公共の福祉の一部であれば、また、仮に問題となっている立法の一つが考慮されている目的に適しているならば、労働者に対してと同様に公共に対して損害であり、公共の利益において規制されるかもしれない[Commons 1919, 30]。

第2節 グッドウィルによる制度設計

第1節において明らかにしたように、コモンズは労働移動を減少させ失業を予防するために、実際に機能している雇用主と労働者との間にある無形の良好な関係=グッドウィルに着目した。そして、州政府や連邦政府あるいは司法の場において、この労使間の「善意に基づいた相互メリットをもたらす関係」を重要と認めさせ、さらにグッドウィルを拡大させる必要性を強調していた。では、このような労使間のグッドウィルに基づいて、実際に機能している工夫や仕組み、あるいは機能するための制度設計について、コモンズは一体どのようなものと考えていたのであろうか。本節では、労働におけるグッドウィルに基づいて失業を予防し、また企業内での雇用主と労働者との関係を親密にさせる仕組みについて、またアメリカ産業を支えるコミュニティーの安定性を確保し、グッドウィルを創設させる制度設計について、コモンズの見解を検討していく。

(1) 移民

19世紀末に増加したポーランド人、イタリア人、ユダヤ人などの南東欧移民48が、アメリ

48 19 世紀初頭からの移民の実態を知る手がかりとして、1911 年に発表されたアメリカ移民 委員会の全 42 巻におよぶ報告書 Report of the Immigration Commission がある。この報告 書によれば、南東欧からのいわゆる「新移民」は、1880 年代から増加しはじめる。そして 1896 年には、北西欧からの「旧移民」との割合が逆転するに至った。この時期にアメリカへ渡った「新移民」の特徴は、英語を母語としない白人の不熟練労働者であり、「出稼ぎ」の 要素が強かった点にある。

カに労働者として受け入れられる場合、そこには移民労働者自身だけでなく、彼らを受け入れる雇用主側においてさえ、英語学習や職業訓練に関する産業教育の問題が存在していた。

この問題を考える場合、第2章ですでに検討したように、まずアメリカの雇用慣行の内実における段階的な変化を確認する必要がある⁴⁹。独立戦争から南北戦争に至る時期、南部を中心とした奴隷制では、主人と奴隷との関係を基礎に、奴隷にとって職業選択の「自由」は存在せず、彼らは主人の単なる所有物でしかなかった。しかし南北戦争を経て奴隷身分が法的に解放されたことにより、南部の黒人奴隷も北部の白人労働者と同様に、職業選択の「自由」が保障された「労働者」として雇用主と契約を結ぶ新しい雇用関係に入る。ところが19世紀末の最高裁判決において、この雇用主と労働者という新しい雇用関係に関して、「自由」「財産」といった観念上の対立が起こった。新しい雇用関係を認める判断では、経済的強制からの自由である契約の自由=市場に接近する自由という「自由」や、無体財産や無形財産を含めた「財産」を認めた。しかし、雇用に関して奴隷制をイメージするような判断では、「自由」とは肉体的束縛からの解放のみを指し、「財産」とは有形財産に限定してきたからである。

コモンズは、以上のような「主人と奴隷の関係」から「雇用主と労働者の関係」への概念レベルでの移行過程に着目しながら、『インダストリアル・グッドウィル』においては、新移民の労働市場への流入という新たな要素に着目する50。そこには英語言語を母語とせず生活習慣もそれぞれ異なる白人が、そもそもアメリカ人労働者と対等な労働者であり得るのか、という問題が存在していたからである。この点に関しウィスコンシン州では、1889年に、移民労働者に対する英語言語指導に関して、その最低限指導すべき量を、私立学校および教区立学校について定めた法律が制定された。またアリゾナ州では、1914年に、移民労働者をアメリカ人労働者とは異質なものと捉え、彼らを一定割合で雇用しなければならないという趣旨の法律が制定された。しかしこの当時、独立戦争以来の「人間の自然で不可譲の権利(natural and inalienable rights of man)」としての「働く権利」や「信教の自由」は、アメリカ人労働者と同様に移民労働者にも等しく適用され、両者を人間として同等と見なさなければならない、という立場が支配的であった。そのため、私立学校における教育内容に関わる自由や、教区立学校の「信教の自由」を制限するウィスコンシン州の法律が廃止を余儀なくされ、また連邦最高裁は「働く権利」を阻害しているという理由で、アリゾナ州法に対し違憲判決を下した51。

-

⁴⁹ コモンズには、19世紀末以来の雇用関係の実態的変化と司法・立法との関係を論じているが、1924年の『資本主義の法的基礎』において、Slaughter House Cases, 16 Wall. 36 (1872) や、Lochner v. New York, 198 U.S. 45(1905)等の具体的事件を通して示されている。この点に関して詳細な議論は、Dawson[1998]、高[2004]を、また事件の概要については、田中(英)[1980]や藤倉他編[1996, 72-75]を参照願いたい。

⁵⁰ コモンズは、例えば Commons[1907]において建国以来の移民の動きや種類などを網羅的に扱っている。しかし『インダストリアル・グッドウィル』において取り上げられている移民問題は、とりわけ19世紀末から1910年代の「労働者としてアメリカに渡ってきた新移民」に焦点が絞られている。

 $^{^{51}}$ Truax v. Raich, 239 U.S. 33 (1915)。この事件において連邦最高裁は、アメリカ合衆国憲法修正第 14 条・第 1 節「合衆国において出生し、またはこれに帰化し、その管轄権に服するすべての者は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定あるいは施行してはならない。またいかなる州も、正当

このことは、法律によって移民労働者に英語言語習得を条件付けたり、働くための基礎的能力における格差を認めたりすることによって、むしろ彼らとアメリカ人労働者との対等性を失う、という考えに基づいたものだった。これに対してコモンズは、移民労働者やその雇用主がアメリカ社会から与えられた自由や豊かさの結果を何の制約も無く享受したり、上記のような法律を認めたりしない動向は、19世紀までの旧式の発想と捉えた。そして彼は、1910年代以降、それらの権利を行使するのに見合う程度の「義務」を負わなければならないと主張しはじめる。コモンズはこの「義務」を、「人間の相互的で不可譲の義務(reciprocal and inalienable duty)」と呼んでいる[Commons 1919, 127-128]。この経緯の中に、コモンズの思考方法の特徴を典型的に見て取ることができる。具体的な新たな事態の変化に着目し、そこでの司法や立法の一般的傾向の変化を読み取りながら、その中で最も安定的に機能しうる判断の方向を探り当てていくという方法である。

さて、ここでコモンズが言う相互的義務とは、移民労働者およびその雇用主に自由や豊かさを与えてくれるアメリカ社会に対する義務に他ならない。その内容は、移民労働者が、英語や職業に必要な知識技能を修得するために学校へ行く義務であり、雇用主は、その雇用している時間において彼らを学校に出席させる義務を負う、ということである。そしてこの義務を、移民労働者と雇用主のそれぞれに課すには、次の2つのパターンがあるとされる。

①雇用主団体によるパターン。これは雇用主団体が、各雇用主に対して、各会社に養成工を対象とした英語言語習得や職業訓練のための産業教育を行う補修学校(continuation school)を設置するよう圧力をかけるものである。一部の先見の明を持った雇用主が自発的に行っている産業教育の望ましい効果を、他の雇用主にも拡大することを目論んだ方法である。その効果とは、移民労働者に教育を施すことによって、アメリカの労働者としての資格を与えることのみならず、雇用主の企業それ自体のパフォーマンスを高めるといったことである。この方法によって、将来的なアメリカにおける労働者の在り方までを含めて考慮している雇用主とその労働者との双方に、相互利益=グッドウィルが築かれるといえる。しかし、この方法は、あくまでも法律による強制を伴うものではなかったから、個々の雇用主に対して教育の義務を課すためには、各雇用主間の信頼関係に基づき、競争相手である雇用主にも同様の義務を課すことが必要となる、という欠点を持っていた[Commons 1919, 131]。

②1917年の連邦職業訓練教育法(Federal Vocational Education Law)によるパターン。これは、コモンズが『インダストリアル・グッドウィル』を執筆する直前に制定された法律であり、職業訓練のための補修学校の設置を、雇用主に強制することを意図したものである。そして公立小学校を卒業したアメリカ人労働者および移民労働者の養成工が、産業の中で各人の資質と能力に応じて、自己の進歩の方向性を開発していくことが目的とされている。英語言語を習得していない移民労働者はもちろん、アメリカ人であっても産業や職業に精通し自己を開発するためには、それに相応しい産業教育が必要となる。そのため産業や職業について直接関係を持つ教育者、この法律の趣旨を理解した雇用主、そして自己の資質や能力を開発すべき労働者の三者による教育における共同コントロール(joint control)を通して、教育

な法の手続によらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない」[宮沢編 1983]の規定により、「働く権利」は「個人の自由と機会」として保障されており、また移民制限を行えるのは連邦政府のみであるため、州政府は権限を持たないと解釈した。

63

と産業を結び付けていくという計画である[Commons 1919, 135-136]。

コモンズは、①のパターンでは、一部の雇用主が産業教育を受けた優秀な人材を、そのコストを支払わずに他社から引き抜く行為が生じる恐れがあるし、補修学校への出席も各労働者の自発性に関わるため教育効果が上がらなかったためにうまく機能しないと捉えて、実質的に機能するのは②のパターンであると考えていた。コモンズは、産業教育の必要性を自覚していない雇用主や労働者、そして教育者に対して、アメリカ産業の相応しい担い手となることを期待したのである52。またこの問題は、第 I 節で行った失業状態に陥る労働者の分類のうちの第 1 のパターンの③にも該当する。つまり、ビッグ・ビジネス期における技術革新の目覚しい進展に伴う労働需要の質的変化に対応できない労働者は、それまで身に付けていたものとはまったく異なる新たな知識や能力を獲得するために、移民労働者と同様に補修学校での産業教育が必要とされたからである。

(2) 忠誠心

次に、具体的なアメリカ産業の展開に即して、仕事自体やあるいは職場に対する興味や忠誠心 loyalty を、労働者自身が持てないばかりか、雇用主も彼らに対して持たせることができていなかった、という問題を検討したい。この場合、労働者にとって忠誠心を持てない理由は、自己の能力に見合う待遇を受けていないことや、能力を十分に発揮できない仕事であること、あるいは働く環境が劣悪であることが挙げられる。また雇用主が労働者から忠誠心を得られない理由としては、目先の利益の追求によりコストを削減するあまり、雇用環境が衛生面・安全面において不整備であることや、労働者に安定的な雇用を保障する制度を確立していなかったことが指摘できよう。

では、忠誠心に対するコモンズの見解はどのようなものであるか。コモンズは、仕事の斡旋所における求職者のほとんどが、組立工場における反復仕事(repetition work)に従事する若者であり、彼らはその仕事の単調さに耐えられず、新たな職を求めていることを発見した。このような求職者に年配者が含まれない理由は、彼らが反復仕事を行うことに慣れてしまっており、既に移動に対する憧れを喪失しているためである。コモンズは、とりわけ若者が自らの職に興味を失い、忠誠心を喪失している事態に危機感を抱く。そして、可能な対策として、熟練工によって原料から芸術的な作品としての完成品までの全工程を一人で行うというW.モリス的な中世的救済策を検討する。しかしコモンズは、20世紀初頭のアメリカ産業において、このアーツ・アンド・クラフツ運動は成功しないと断定する。熟練工の数が絶対的に少ないという理由以外にも、大規模設備による工場とその生産物の販売・流通においては、労働の再分割と専門化が必然的に発生するからである。

そこでより現実的対策として、生産の効率化を目指したテイラー的なチーム・ワークによる 仕事や、モリスによる「中世的空想的システム」による仕事とは違った意味において、いか に労働の分割と専門化によってもたらされる反復仕事に対し、若者の興味と忠誠心を目覚め させることができるか、が焦点となる。コモンズは、それを「共同生産(joint product)に対 する興味」と、「ゴーイング・コンサーンに対する忠誠心」として捉えた。

 $^{^{52}}$ なおコモンズの「産業教育」に関する研究として、Commons[1913]の第 20 章「ウィスコンシンにおける産業教育」がある。

コモンズは、この興味と忠誠心をうまく目覚めさせている実例を2つ挙げている。第1に、 求職者に対して工場全体を見学させ、個々の仕事のプロセスや賃金システム、また昇進や展 望の機会について詳細に説明を行っている企業である。この方法により過度の労働移動が減 少し、専門化された仕事を基礎として職場の同僚や経営者との良い仲間意識が芽生え、労働 者のモノ作り精神とビジネスへの忠誠心が現れたという[Commons 1919, 145]。第2に、熟 練工による初心者への指導が、単なる見学と模倣ではなく、初心者自身が新たな機械を案出 したり、動作を研究したりすることまで含めてなされている企業である。この場合、労働者 は、何か新しいアイディアを探し続けているために仕事に興味が沸き、会社から精神的な進 歩に対する奨励を与えられているため忠誠心が生じるという[Commons 1919, 145-146]。

しかし結局コモンズは、このような仕事に対する忠誠心や興味を高めるための方法を、す べての会社に取り入れるためには、「個々の労働者、工場全体、チーム仕事、ゴーイング・コ ンサーン、共同生産、雇用主や職場の同僚とのグッドウィル」を研究対象とした産業心理学 (industrial psychology)の発展を待たなければならないと述べ、この問題は更に探求が進め られるべき分野であると指摘するに留めている[Commons 1919, 150]。

(3) 保険

ニューディール期以前のアメリカにおいて、社会保障・社会立法をどのようなタイプで整 備すべきかという問題には 2 つの流れがあった53。一方で、公的扶助による救済というヨー ロッパ型の社会福祉論者である I.M.ルービノウ54は、「現在の特定の損害および将来の可能性 のある損害の分配(the distribution of losses)」と、「その後のリスクの排除(the subsequent elimination of risks)」を基礎とする、少ない負担で大きな損害に備える社会保険制度を提唱 した[Rubinow 1913, ch.1]。他方、コモンズおよびその弟子である J.B.アンドリューズは、 保険制度を「2、3 の人が被った損害を、多くの人々に分配するアレンジ」と定義し、「保険 制度は、損害を集団全体に分配させることによって、個人に対しては均等の損害額を償うの に十分な金額を積み立てることを要求するため、経済的である」と、拠出型の社会保険制度55 を説いた[Commons 1916, 354-355]。

もともとコモンズは、1906年に R.T.イーリー(Richard T. Ely)の発案によりコモンズを書

53 とりわけ 1920 年代からニューディール期にかけて、コモンズとルービノウの社会保障制 度に関する理論的枠組みの相違に関する詳細な検討は、高[1999]を参照願いたい。

⁵⁴ ルービノウの思想については、本稿第4章で詳しく論じる。

⁵⁵ Moss[1996]および高[1999]によれば、コモンズが後の 1921 年にウィスコンシン州に提出 した失業保険法案では、拠出に際してその負担者が、失業を予防可能な雇用主に限定するに 至った。これは雇用主に対し、労働者に将来支払う賃金を失業予防の費用として「内部化」 させるという方法であった。なお『労働立法の原理』は『インダストリアル・グッドウィル』 出版以前の1916年に初版が出され、その後1920年、1927年、1936年に改訂版が出版され ている。1916年版からニューディール以後の 1936年版までの各版において、扱われている 具体的な事例はそれぞれ異なっているが基本的な発想は一貫している。因みにコモンズが 『労働立法の原理』において検討を加えている具体的な「社会保険」の種類は、産業傷害保 険(industrial accident insurance)、健康保険(health insurance)、老齢および疾病保険(old age and invalidity insurance)、寡婦および孤児保険(widows' and orphans' insurance)、そ して失業保険(unemployment insurance)である。

記として設立された「アメリカ労働立法協会(The American Association for Labor Legislation: AALL)」56の活動を通して、州レベルにおける労働災害保険、失業保険、年金制度の立法化を要求し続けていた。それはコモンズが、海上保険や火災保険といった少数の財産所有者のための保険よりも、労働力を唯一の財産とし不安定な雇用環境に置かれている多数の労働者に対し、このような「社会保険(social insurance)」を整えることが、アメリカ産業の安定性と発展のためには重要であるとの認識に立っていたからである。では、コモンズは『インダストリアル・グッドウィル』において、この拠出型による社会保険制度を、労使間のグッドウィルに基づいて、どのように発展させようと考えていたのであろうか。

コモンズは、1919年時点において、産業における様々な経済的危機や労働移動を低下させるために、大企業が個人的に行う自家保険(self-insurance)ではなく、立法による強制的な団体保険(group insurance)として「社会保険」を整備することを提案した。それは労働者が、企業が行っている自家保険に自発的に加入しようとはしない、という実態を見て取っていたからである。そもそも彼らは、収入が少なく保険料を支払う余裕が無いこと、また「きちんと埋葬されたいという願望」[Commons 1919, 83]を除いて将来の問題にほとんど無関心であることが主な理由である。

コモンズによれば団体保険とは、保険会社によってなされる生命保険、障害年金、老齢年金、疾病保険等であり、その特徴として「柔軟な側面」と「低費用の側面」を挙げている。この場合、「柔軟な側面」とは、団体保険への加入に際して、「健康診断またはリスクの選択なくして、すべての労働者に及ぶもの」であることを意味している。また自家保険に比べて団体保険は加入者が多数であるため、給与支払い総額の 1~1.5%が保険料であることから「低費用の側面」を持っている。しかし、このような特徴を持つ団体保険を採用しているのは、まだ一部の企業に限定されていた。ここに、コモンズが団体保険に着目する理由がある。それは団体保険を採用している企業においては、労使間の有効な関係つまりグッドウィルがより強固になり、「労働移動率が低下し、ストライキを減少させ、また従業員が(会社に対して持っている)忠誠心を失わせようとする労働組合の力を減少させる」という特徴が見られたからである[Commons 1919, 86-87]。団体保険を採用した雇用主は、競合している他の雇用主に対し、労働者を自己の企業に惹きつける優位なカ=グッドウィルを獲得していたのであった。

だが、一見すると団体保険は、現時点での利益を優先し自発的に団体保険を採用しない雇用主や、将来の給付金よりも現在の高賃金を獲得したい労働者にとって、魅力の無いものになっているとも考えられよう。しかし団体保険の持つ役割は、雇用主や労働者の現在の利益を獲得する「自由」を制限する代わりに、労働者が将来の経済的危機に対する補償によって安定的な雇用を実現できる可能性があり、そうすることにより、雇用主と労働者双方の利益が同時に満たされるようになり、結果として双方の「自由」を拡大することにある。このためコモンズは、州や連邦による立法行為を通して、産業に関わるすべての雇用主に対し強制保険(compulsory insurance)を課すことで、この団体保険が持つメリットを拡大させようと

を、また AALL メンバーの詳細な活動については Nelson[1969]を参照願いたい。

⁵⁶ 国際労働立法協会のアメリカ支部として、アメリカにおける労働立法の促進やそのための労働環境の調査を行った AALL は、アメリカにおける社会保障関係法案の作成と可決に大きな影響を及ぼした。AALL の全般的な活動内容に関しては Chasse[1991]、Moss[1996]

した。このことに関してコモンズは次のように述べている。

仮にすべての雇用主が、法律によって彼らのすべての労働者に、死亡、老齢や早期の老齢に備えて保険を掛けるよう命じられるならば、福祉のこの形態は全員に共通のものになるが、しかし自由という犠牲を払ってそれを実践することはできないのである。そのとき労働者は、彼らの仕事に彼らを縛り付けるために、立派な埋葬や、家族や自分の将来への不安を掻き立てるという現在脅迫する脅威から自由になれる[Commons 1919, 90]。

このように、労働者と雇用主に対して強制的に保険に加入させれば、おおよそ以下のことが 実現されるとコモンズは言う。第1に、雇用主に保険の負担の一部を強制させることで、彼 らの意識や能力を、産業における経済的な損害を生み出す原因の調査と、それを効率的に取 り除くように働かせ、損害それ自体の量を減少させる方向に誘うことにある。第2に、州や 連邦の立法行為を通じて団体保険の強制が行われることは、強制的ではなく自発的に行って いる雇用主の望ましい行為を、そうではない雇用主に命令することであり、また州や連邦が 労働者およびその家族に支払われるべき給付金の最低金額の基準を提示することにある。

そしてコモンズが、団体保険をはじめ社会保険制度の整備を通して意図したことは、次のようにまとめられる。それは、移民労働者を含む雑多な労働者が、まず個別の事業体のレベルにおいて、新たに労使間の良好な関係を築き上げ、それによって安定的な職場環境を整備することであり、同時にそこから彼らが集合する都市部のコミュニティーの安定化、さらにはアメリカ産業全体の安定化へとグッドウィルを波及させることによって、結果的に労使双方の利益を満たすという制度設計であったといえる。

第3節 アメリカ産業の安定化とグッドウィル

コモンズの労働問題への対処における基本的な立場は、事後的な「救済」ではなくその「予防」にあったといえる。失業問題を労働問題の中でもとりわけ深刻な問題として取り上げたコモンズは、失業の原因を労働交換がうまくいかない状態(すなわち不安定な労働や不規則な雇用等)にあり、これは不況期のみならず好況期にも存在する問題と捉えていた。失業状態やそれに対する不安は、①労働者の能率を減少させ、②労働移動によるコストを雇用主が負担しなければならなかった。特にアメリカの第1次世界大戦参戦により、軍需産業への組織的な労働力配置が求められ、失業問題への関心が高まり、それまでの民間職業紹介所ではなく、公共職業紹介所による組織的な労働交換の必要性を訴えた。そしてコモンズは、失業問題にうまく対処している企業を調査し、労働移動を減少させるために有効なのは、雇用主と労働者との間にある無形の良好な関係=グッドウィルであることを見て取った。そこから、新しい労働環境に相応しい労働理論として「公共福祉の労働理論」を提示したのである。

既に触れたように、コモンズは 1890 年代末から 1924 年の『資本主義の法的基礎』の著作の中で、裁定者である裁判官が「その場に応じた程よい」ポイントを発見していくというコモン・ロー上の手続に固有な側面があることを指摘したが、それは、彼の思考方法にある種

の意思的な側面があることを示していた。しかし本章では、労働調査を通して、現実の経済的な空間の中でいかに「その場に応じた程よい」仕組みが機能しているかを見定めていく、という点にコモンズの特徴があることを強調した。実際コモンズは、「その場に応じた程よい」雇用関係やアメリカ産業の在り方に対して、あくまでも第1次世界大戦における産業コントロールという国家的な統制を目指していたわけではない。むしろアメリカ社会の実態的な変化の中で、実際に機能しているグッドウィルを捉えることを重視したのである。そのため、コモンズは、この労使間のグッドウィルに基づく「公共福祉の労働理論」によって、さまざまな具体的な雇用の場において実際に機能しているグッドウィルをヒントに、アメリカ産業全体の安定性とパフォーマンスを向上させる仕組みの在り方を考察していったのである。では、取り上げた具体的な議論を簡単に振り返っておこう。

南北戦争によって法的に奴隷解放がなされ、雇用主とアメリカ人としての「労働者」と言う新しい労働契約関係に入った。しかし、労使に関わる裁判においては、奴隷状態をそのまま踏襲し、身分的に対等な個人としての新しい「労働者」を認めようとする判決は少数であった。そのためコモンズは、このようなアメリカ産業の労働環境を受け、労働市場に大量に流入してくる新規参入者である「新移民」に対する雇用関係を、どう整備するかを問題としたのであった。そしてコモンズは、アメリカにおける労働者としての資格は、最低限の言語能力・知識を身につけることを条件として付与されるべきであり、また同時に彼らを雇う雇用主に対しても、その能力や知識を身に付けさせる義務を負うべきであると考え、産業教育の必要性を説いたのである。これは、一部の先見の明のある雇用主によってなされていた産業教育をヒントに、立法による産業教育の強制的な義務付けというかたちで実現しようと試みたものであった。

忠誠心の問題では、ある企業内での望ましい労使関係の在り方をめぐって、雇用主にとっていかに労働者の忠誠心を引き出すことが出来るかが問題であり、また労働者はいかに安定的な仕事が獲得できるかが問題となっていた。その際、労働契約の締結時における工夫を行うことは、労働者の忠誠心を高める効果があり、そのことは雇用主にとっても有能な労働者を繋ぎとめておくことができるという、双方にメリットがあるものであった。

また社会保険制度の完備は、雇用主と労働者の双方の利益を同時に満たすための制度設計であった。社会保険の目的は、不規則に発生する経済的な危機に対して、その損害の分配とその結果としてのリスクの軽減にある。コモンズは、社会保険のコストを産業に関わっている労使双方に対して強制的に負担させる強制加入の団体保険の必要性を述べていた。そしてコモンズは、社会保険制度を通して、失業を予防し救済するための立法的方法としての側面のみならず、職場環境や地域コミュニティー、さらにはアメリカ産業社会全体の安定化をもたらすことをも意図した制度設計であったといえる。

このようにコモンズが『インダストリアル・グッドウィル』で取り上げた問題は、アメリカ産業の労使間で成立する領域に限定したグッドウィルの在り方に関することであったといえる。移民、失業、忠誠心、保険といった個々の問題を通して明らかにされたのは、新たな制度を設計しようとするコモンズの意図が、実際に機能し得る様々な仕組みを整備し、また労使間を超えた部分は制度に仕立て上げることを通じて、アメリカ産業の全体を安定的かつ自律的に維持発展させていくことにあったということである。またこのコモンズの制度設計の手法は、『資本主義の法的基礎』の「取引モデル」として完成されていく法の規範的なプロセスの中で、「その場に応じた程よい」点を発見するという意思的思考方法の前提として、労

使間のグッドウィルという実際に「その場に応じた程よい」仕組みを踏まえたものであった ことが明らかにされた。

第Ⅱ部 社会保障法の成立を支えた思想の展開

第4章 1910年代アメリカにおける失業保険の構想

国際的に見れば、アメリカにおける福祉国家的プログラムの本格的な展開は、ニューディール期の 1935 年の社会保障法(Social Security Act: SSA)57の誕生までその成立の時期が遅れていたと通常見なされている。しかし 19世紀末以来のアメリカでは、労働災害や職業病、生活不安などの新たな問題に対して、「革新主義」の社会改良の取り組みや、また州レベルにおける社会保障制度の枠組み作りなど、すでに多様なプログラムが模索されていたという歴史的事実がある。本章では、コモンズとアンドリューズのウィスコンシンを中心とするプランとルービノウのプランの 2 つを取り上げ、1910 年代に彼らによって「社会保障制度」の構想がどのように提示されていたのかを明らかにし、その後のアメリカ型福祉国家を強く方向づける構想の内実を確かめていく。まずは、アメリカにおける「社会保障制度」の歩みについて、その出発点にさかのぼることから始めよう。

アメリカ固有の社会保障制度は、ベルギー、スイス、イタリア、デンマーク、フランス、オランダ、ノルウェー、ドイツ、イギリスなどヨーロッパ大陸での様々な制度を参考に構想された。このようなヨーロッパのアイディアを吸収し、アメリカ独自のプログラムを構築しようとするうえで重要な役割を果たしたのは、先にも触れた「アメリカ労働立法協会(AALL)」である。AALLは、1911年にコモンズの弟子であるアンドリューズを事務局長に据え、The American Labor Legislation Review(ALLR)を創刊した。1910年代のALLRには、失業問題に関する論文が多数掲載され、また、1913年にはシカゴで第1回AALL社会保険会議が開催されるなど、AALLメンバーは、その後も労働立法や社会保障分野における主要な論者となって活躍した。例えば1910年代はじめには、レイザーソン(William Leiserson)や後にAALLの協会長も務めたシーガー(Henry Seager)が、失業を産業の問題として捉え、労働市場の需給の逼迫を埋め合わせるための公共職業紹介所や公共事業というベヴァリッジ(W.H.Beveridge)のアイディアを紹介している。また、労働者の生活不安全般に対する救済あるいは予防という観点から、コモンズとアンドリューズは、1916年に『労働立法の原理

⁵⁷ 社会保障法は、1935年8月14日に第74連邦議会において成立した。各編のタイトルは次のとおりである。第1編:老齢扶助のための州に対する補助(6条)、第2編:連邦老齢給付(10条)、第3編:失業補償のための州に対する補助(3条)、第4編:要扶養児童扶助のための州に対する補助(6条)、第5編:母子福祉のための州に対する補助(13条)一(パート1:母子保健サーヴィス、パート2:身体障害児童サーヴィス、パート3:児童福祉サーヴィス、パート4:職業リハビリテーション、パート5:運営)、第6編:公衆衛生事業(3条)、第7編:社会保障委員会(4条)、第8編:雇用に関する課税(11条)、第9編:八人以上の従業員を擁する使用者への課税(10条)、第10編:視覚障害者扶助のための州に対する補助(6条)、第11編:一般規定(5条)。以上の11篇77条から構成されている。

(*Principles of Labor Legislation*)』[Commons and Andrews 1916]を著し、AALL の初期メンバーであったルービノウは、1913 年に『社会保険』[Rubinow 1913]を著した。こうした AALL メンバーの失業問題への関心は、ビッグ・ビジネス期のアメリカにおける失業問題を、ヨーロッパの思想を参考に解決しようとする試みであったといえる。

ここでルービノウについて簡単に紹介しておこう⁵⁸。彼は、アメリカの医師、ソーシャルワーカー、統計学者さらにはユダヤ人指導者⁵⁹として活躍した。もともとロシアで生まれ、1893年に家族とともにニューヨークに渡ったルービノウは、その後 1898年にニューヨーク医大を卒業し医師として活躍した。しかし、主に貧者を対象とした医療活動に携わるうちに、彼の関心は医学よりも社会問題に移っていった。1908年には、連邦政府の商務労働省(Department of Commerce and Labor)の労働局が行った調査の責任者として関わり⁶⁰、また保険数理士として民間保険会社にも従事していた。さらに、ルービノウは、1913年に『社会保険』を著したことで、社会保険分野における経済学者としての地位を築いたのである。その後 1916年には、アメリカ医師会(AMA)の社会保険委員会の事務局長に就任し、州による健康保険制度の設立を働きかけたが、個人の自由や自発性などアメリカ的特質を主張する保険会社、雇用主、医者などの反対により結局失敗に終わった。

このような AALL メンバーたちの 1910 年代における議論は、後に大量の失業者を生み出した大恐慌期からニューディール期にかけて、再び社会保険制度の在り方をめぐる議論へと繋がっていく⁶¹。では、ニューディール社会立法に至るプロセスにおいて、コモンズ、アンドリューズと、ルービノウの 1910 年代の 2 つの構想はどのような内実であったのだろうか。近年のアメリカ福祉国家思想を捉える研究動向を参照しながら、ニューディール期以前の1910 年代から 1930 年代までの社会保障、労働、雇用、立法をめぐる思想の特質を捉え、歴史的文脈の中で社会保険制度を意味づけるという観点から類型的に整理を試みる。

以下では、まず、「コモンズ、アンドリューズの失業予防プラン」(第1節)において、ウィスコンシン学派の社会保険スキームの特徴を歴史的コンテクストの中で捉える。次に、「ルービノウと社会保険」(第2節)において、後のオハイオ型のプランの前提となるルービノ

いる事故、疾病、老齢、廃疾、失業の各保険制度・補償制度の研究である。その結果は、

⁵⁸ ルービノウの詳しい経歴・伝記については、Elkin[1956]および Kreader[1976]を参照願いたい。

 $^{^{59}}$ ルービノウは、 1923 年~ 1928 年にかけてフィラデルフィアのユダヤ人福祉協会(Jewish Welfare Society)の理事や、 1927 年~ 1932 年にはユダヤ人社会事業協議会(National Conference of Jewish Social Service)の副会長を努めた。これらの協会の目的は、ユダヤ系アメリカ人の貧困問題を改善するため、ユダヤ人の社会運動への参加を促進させることにあった。また、 1929 年~ 1936 年にユダヤ人男性の友愛団体であるブネイ・ブリス(B'nai B'rith)の書記という立場から、ヒトラーによる独裁権掌握後のドイツにおけるユダヤ人保

護運動に積極的に携わった。
60 この調査は、ヨーロッパ 11 カ国(オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、ノルウェー、ロシア、スペイン、スウェーデン)で実施されて

[「]ヨーロッパにおける労働者の保険と補償」と題する「第42回労働局長官年次報告書」(1911年)に発表され、ルービノウはイタリア、ロシア、スペインの執筆を担当している。

⁶¹ 大恐慌以前からニューディール期における各スキームの実行可能性に関して、1933 年 11 月発行の the Annals of the American Academy of Political and Social Science の「社会保険」特集号において論じられている。

ウの構想の特徴を捉える。そして、各プランを比較検討した上で、1910年代における議論の蓄積のニューディールへの展望を描き出し、各プランを歴史的に意義づける(第3節)。

第1節 コモンズ、アンドリューズの失業予防プラン

(1) 労働災害補償と法原則

コモンズおよびアンドリューズは、アメリカの歴史的・質的転換期にあたる 1900 年代以降本格的に労働問題に取り組んでいく。世紀転換期のアメリカ産業は、いわゆるビッグ・ビジネス体制の確立期であり、労使関係においても、第 I 部で詳細に検討したように次のような新たな変化をもたらしていた――労働者は、南北戦争後のアメリカ合衆国憲法の修正により、法的には雇用主と対等な立場において労働契約を締結できる資格を得た。だが、この大規模な機械化は、労働者に絶え間ない質的な変化、つまり新たな生産工程の開発などに対応可能な労働者の力量の増強を要求し、また生産調整による労働需要の管理を一般化させた。このような変化によって労働者の生活は極めて不安定な状態に置かれ、また労働市場も流動化した。コモンズとアンドリューズは、労働や雇用に関する実態調査の結果をもとに 1916 年に『労働立法の原理』を著した。

彼らは、この『労働立法の原理』において、労働者の生活全般に対するリスクの原因が産 業にあること、またそのために労働者を保護する必要性があることを論じた。不可避の事故 や病気という新たなリスクに備える仕組みとしての「労働災害保険(Industrial accident insurance) に関してみてみよう。世紀転換期のアメリカ産業において、労働者を取り巻く 安全性の低下という問題は、とりわけ事故や職業病が頻発していた鉄道業や鉱山業の工業労 働者に見られた。このように産業化・機械化の進展は、労働災害が発生した場合に、その原 因の特定と責任の所在を明確にすることを困難にさせ、リスク自体の内実を変化させた。つ まり、労働者自身の過失ではなく、何の責任もないのに事故や病気に陥る危険性を誰もが持 つようになったということである。コモンズらは、この「労働災害保険」に関わる制度およ び運用方法を、次の 2 つの側面から検討している[Commons and Andrews 1916, 357-8]。第 1 に、具体的な労働災害対策である。これは、まず個別企業内での労働者による「互助」や 「将来への貯蓄」という制度からはじまった。しかし、大規模な機械化の本格的な進展に従 い、企業や業種のレベルを越えた広範囲な補償が有効であると見なされ、州レベルにおける 立法を通した労働災害補償の強制化がなされていった。第2に、損害賠償の請求方法である。 労働災害に対する補償法の制定以前には、労使間で直接手続が取られた。それは、生産過程 において発生した労働災害のコストは、他の生産費と同様に使用者およびその商品の消費者 が生産費の一部として負担すべきであるという見解に基づいていた。しかし、企業の規模が 大きくなるに従って中世のギルド的な個別対応は不可能となり、代わって訴訟手続による請 求が主流となった。

コモンズらによれば、この損害賠償訴訟には、「使用者責任(employers' liability)」という 次の 5 つの法原則が存在していた。[Commons and Andrews 1916, 358]。

①使用者の義務(the duties of the employer)」……使用者に対して、その従業員を保護する

ため、「その場に応じた程よい」注意を払う義務を負わせるという原則である。使用者には、 実際に知っている、あるいは「その場に応じた程よい」注意を払うことによって知ること が可能な「危険な条件」を防止することのみが要求される。コモンズらは、この原則を、 1837年のイングランドの判例および1891年のアメリカの判例62から読み取っている。

- ②職業上の危険負担(the burden of occupational risks)」……コモンズらは 1842 年のマサチューセッツの判例⁶³より、固有の職業上の危険に対して、使用者の責任を免除するという原則を確認している。
- ③協働者原則(the fellow servant rule)」……使用者が協働者を採用する場合に、合理的な配慮を行っていれば、共同者の過失や不注意によって生じた損害の全責任から免除されるという原則である。
- ④寄与過失(contributory negligence)」……被害発生において、原告の過失が決定的に寄与した場合には、損害賠償請求が却下されるという原則である。請求が受理されるためには、原告は過失が皆無であることを立証しなければならない。
- ⑤危険の引き受け(assumption of risks)」……被害にあった労働者が、職業に関する異常な 危険に気がつきながらも労働を継続した場合には、使用者はその損害賠償の責任を免除さ れるという原則である。

コモンズらは、このような実際の判例研究を通して、事件の当事者の実態と法原則との整合性を判断する。コモンズらの見解によれば、損害賠償を請求する労働者に有利な条件になりうるのは①の原則のみであり、他の4つの原則は使用者が損害賠償請求から免除される論拠となっていた。実際に裁判所は「使用者責任」を根拠に、労働者からの損害賠償請求の多くを無効と判断した。また、この当時の労働災害補償を分担した保険会社は、損害を被った労働者に対する補償を行うどころか、むしろ雇用者の負担を巧妙に軽減させる役割を担っていたのである。このようにコモンズらは、法の原則によって導き出された判決が、必ずしも「その場に応じた程よい」判断であるとは言えないという結論を導き出した [Commons and Andrews 1916, 361]。

こうした労働者に不利益をもたらす労働災害補償に関する原則について、コモンズらは、 以下のようにドイツおよびアメリカ各州の制度分析から、その原則を、より「その場に応じ た程よい」基準へと変化させる可能性を探った。

ドイツでは、1881 年から労働災害補償を法的に整備する試みがなされ、1885 年に運用が 開始された⁶⁴。このドイツの強制的労働災害補償法の特徴は、その管理運営組織が相互同業

⁶² Priestly v. Fowler, 3 Meeson and Welsby, 1, 6 (England, 1837)、および、Magee v. Chicago & Northwestern R. R. Co., 82 Iowa 249, 48 N. W. (1891)。

⁶³ Farwell v. Boston & Worcester R. R., 4 Metcalf (Mass.) 49, 57 (1842)

 $^{^{64}}$ このドイツの労働災害補償法に関して、コモンズらは次のように述べている。「ドイツの制度の下では、傷害労働者に対する補償は、労働が不可能となった後の 13 週間は、疾病ファンドから支給される。労働者は、最初の 4 週間は賃金の 50 %を、 5 週目から 13 週目は賃金の $^{66.66}$ %を受け取り、一時的な労働不能が解消するまでの期間、後者の比率で災害ファンドから引き続き支払われる。疾病ファンドは、 3 分の 2 が労働者から、 3 分の 1 が雇用主から拠出される。 5 週目から 13 週目にかけて、災害が生じた事業所の雇用主によって、追加的に賃金の $^{16.66}$ %が支払われる」と。また労働災害補償の 3 つの財源に関しては、①第

者団体にあり、「雇用主は自身の団体を組織し、独自の分担金を設定し、独自に設定したしかるべき安全基準を施行すること」で「事故予防を促進させること」に成功した点にある。また、各同業者団体が独自に制定した「憲章(constitution)」があるが、それは州保険局や帝国保険局によって厳密に規制されたものであった。コモンズらによれば、これは世界で最初に制度化された労働災害補償法であり、「このシステムは、安価に運営され、すばやく事件を解決し、特に必要な場合には救済を与える」制度として、他国が類似の制度を構築する際の典型である、と評価している[Commons and Andrews 1916, 366]。

一方アメリカの労働災害補償法は、1902年のメリーランド州の法律にはじまった。コモンズらによれば、この州法は、「ある偶発事の損害に対して平等に支払いを求められる」という労働災害補償法の規定に関連して、この規定によって直接偶発事に関係しない人間にまで支払いが要求されるので、「法の適正な手続(due process of law)」に拠らずに私有財産を剥奪されることになるのではないか、という合衆国憲法における合憲性(constitutionality)の点で問題を孕んでいた。コモンズらによれば、例えばメリーランド州、モンタナ州、ニューヨーク州では、州議会によって制定された労働災害補償法が、連邦最高裁判所において「法の適正な手続」という原則に沿わない立法であるとして「違憲」の判断が下されていた[Commons and Andrews 1916, 368-372]。

つまり当時のアメリカの連邦最高裁判所は、第2章でも考察したように、ビッグ・ビジネス期の新たな労使関係の下での労働災害補償の在り方を開拓するのではなく、むしろ一旦確立された法の手続に則って判断することが適正であると見なしていたのである⁶⁵。このことは、先ほど考察した「雇用者責任の原則」の問題と同様に、労働災害補償立法の合憲性の問題に関しても、コモンズらにとって「その場に応じた程よい」判断ではなかったのである。コモンズらにとっては、アメリカの労使関係をめぐる実態的な変化に即した「その場に応じた程よい」基準とは、連邦最高裁判所ではなく、むしろ州議会やそこで制定された法律を合憲であると判断した州裁判所の判決の中にこそ見出されるべきであった

(2) 失業予防の制度化

コモンズらは、「その場に応じた程よい」基準による失業予防制度を、『労働立法の原理』第8章第5節で本格的に検討している。第8章冒頭では、「生活における経済的危険の多くに対しては、損害の分散と、その結果としてのリスクの排除という適切な方法が発達している」と述べ、保険は「少数が被った損害を、多くの人々に分散する対策」であると定義している[Commons and Andrews 1916, 354]。彼らは、この「損害の分散によるリスクの排除」という保険制度自体の有用性を評価したうえで、アメリカの雇用の実態に即した固有の「失業保険」プランを構築しようとした。コモンズらは、第5節において失業と貧困との関係について次のような見解を示している。

¹ 週~第4 週:疾病ファンド、②第5 週~第13 週:疾病ファンドおよび雇用主からの追加的な16.66%。③13 週以降:雇用主で構成される災害保険協会によって支払われる。 [Commons and Andrews 1916, 363-364]。

⁶⁵ 本稿第1章で既に検討したように、財産権保護に関する連邦最高裁の「デュー・プロセス 条項」の解釈は、19世紀末の事件を通じて、手続的適正のみを重視する判断から、実態的利 益保護を勘案して判断するよう変化した。

失業に起因する貧困は、最近まで単なる個人的関心事か、もしくは、せいぜい私的な慈善 事業のための出来事と思われていたのであるが、今日では、社会全体が共同してその対策 を考慮しなければならない害悪であると認識されている。非自発的な無為のため、収入が 剥奪されるという失業状態が蔓延し、個人や社会の風紀は乱れてしまう。今日、このよう な状態を放置するのではなく、阻止しなければならないということで広く意見は一致して いる。[Commons and Andrews 1916, 409]

アメリカでは、1914年から 1915年に及ぶ不況により失業者が増大し、労働者の福祉や貧困 に対する社会的な認知が進んだ。コモンズらの関心は、貧困に陥っている労働者の生活を政 府主導の公共事業などによって「救済」することよりも、むしろ失業そのものを「予防」す ることにあった。コモンズらは、失業を予防するシステムの構築にあたり、過去のヨーロッ パ大陸での経験を参考にした。以下のように、自発的失業給付(voluntary out-of-work benefits)、ゲント・システム(Ghent system)、そして強制的失業保険(compulsory unemployment insurance)の3つのタイプの検討を通して、アメリカの労使関係の実態に即 した「失業保険」制度の構想を練った。ヨーロッパの経験に関する彼らの分析と評価を見て おこう。

まず、①自発的失業給付である。失業に起因する金銭的な困窮を予防する手段には、個人 的な貯蓄や慈善があるが、それらは概して不十分であった。自発的失業給付は、保険という 集団的方法の初期の形態であり、外部からの援助なしに労働組合を単位として、労働者のみ で管理運営費用を賄った保険であった。[Commons and Andrews 1916, 409-410]

次に、②ゲント・システム66である。コモンズらによれば、ゲント・システムとは、「保険 を助長するために、政府が、多くの場合は都市が、失業保険を運営している労働組合に助成 金を与えるという制度」であり、「これが有名なゲント・システムの原理であって、1901年 にベルギーのゲント市においてはじめて導入された」[Commons and Andrews 1916, 410]と 述べている。彼らによれば、その補助金は、組合によって支払われる給付額の 33.3%から 100%まで各々の国によって可変的であった。このゲント・システムは、ベルギーのみなら ず、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、イタリア、オランダ、デンマーク、ノルウェー の各国に急速に普及したとされる。しかし彼らは、ギボン(J. G. Gibbon)67の『失業保険』に おける社会保険の分類を参考に、ゲント・システムのような「任意加入式補助保険(optional subsidized insurance)」では、労働者が労働組合に必ず加入することを前提としていないア メリカのような国の場合には、失業対策の有効な手段足り得ないと判断した。

むしろアメリカでは、③「政府の助成金付き失業保険(government subsidized unemployment insurance)」のように、雇用主に対する保険コストの分担を軽減させる制度 によってこそ、必然的に失業予防に有効な手段になり得るのではないか、と認識していた [Commons and Andrews 1916, 410]。もっともコモンズらによれば、このような「強制的失

⁶⁶ これは、失業問題研究者であったルイス・ヴァルツ(Louis Varlez)が創始した制度であ

⁶⁷ ギボンは、『失業保険』(1911 年)の中で、20 世紀初頭のヨーロッパ、オセアニア、アジ アの各国で運用されていた失業保険制度の分類と考察を行っている。

業保険」の端緒は、1894年のスイスにおける試みに確認することができるが、それは結局失敗に終わってしまった。次いで 1912年にイギリスにおいて実行可能な制度が施行された。このイギリス型の失業保険法の特徴は、失業の規模が大きい業種であるという理由に基づき、最初 7 つの業種に限定して適用された点にあった68。この失業保険の運用方法のもとでは、各労働者に用意された「失業保険帳簿」が、就業中には雇用主に預けられ、失業した場合には職業紹介所または保険事務所によって保管されたので、労働者の現況を把握する仕組みが備わっていた。このため労働者は、「自動的に職を求めている者として登録され、『仕事嫌いな』人間によるこの制度の悪用は回避された」のである。コモンズらによれば、このイギリスの失業保険制度のもとで生まれる労使双方にとってのメリットは次の点にあった。労働者は、労働争議中に就労を拒否した場合でも、以前の水準以下あるいは一般的水準以下の賃金での雇用を拒否した場合でも、失業給付金を受け取ることができた。他方、雇用主は、労働者が適正な理由に因らずに仕事を中断した場合、その労働者を解雇したとしても失業給付金の支払いを拒絶できたのである[Commons and Andrews 1916, 412]。

アメリカでは、アメリカ労働総同盟(AFL)会長のサミュエル・ゴンパーズ(Samuel Gompers)が、失業保険が強制されることによって労働者の自由が侵害されると考えていたように、③のタイプの「強制的失業保険」の導入に対して労働者側が消極的な態度をとっていた69。だが、1914年から15年にかけての産業不況や季節労働者の失業を背景に、「強制的失業保険」の重要性がようやく認識されていった。コモンズらは、ウィスコンシン州における労働災害補償法が、そもそも労働災害が起こらないように労使双方に注意を促す「安全第一」運動を喚起したように、雇用主に失業を予防させる金銭的な動機付けを与えることで、「いくぶん同様の結果が、失業に対する強制的な保険からも確保される」と考えたのである。ただし、第3章において検討した公共職業紹介所のシステムに対して、コモンズらは、労働市場の調整を行い非自発的失業の量を軽減する対策として失業保険システムの必要不可欠な補完手段であることを認めている[Commons and Andrews 1916, 413]。そのうえでコモンズらは、「強制的失業保険」のメリットを次のように主張している。

雇用主は、産業に関わる失業保険の金銭的な支払い要求により、ビジネスの調整に注意を向ける。というのも、そのような調整が、失業の量と保険のコストもまた減少させるからだ。イギリスの法律が仮定したように、絶えず雇用している労働者のために、雇用主が新たに積み立てを行うことは、おそらく彼らを予防対策へと誘うだろう。[Commons and Andrews 1916, 413]

したがってコモンズらの「強制的失業保険」に関する主張は、次のようにまとめられる。すなわち彼らは、失業を予防するためには、コストの軽減を望む雇用主側と、仮に失業状態に

⁶⁸ 建築業、工場建設、造船業、機械技師、製鉄業、車両製造、製材工場の7つの業種に限定されていた。因みに、イギリス型は、労使ともに1週間に5セントの同額を拠出し、政府は3分の1である3.3セントを拠出した。この保険料は、失業労働者に、1年間に15週を超えない範囲で、週に合計1.75ドル得る権利を与え、失業最初の1週は無支給で、5週間は労働者が請求する給付金を毎週確保された。ただし1年間に15週間の制限は、重大な困窮の場合には適用されないという仕組みであった。[Commons and Andrews 1916, 411]。69 この点に関して詳しくは、Malisoff[1939a;1939b;1939c]を参照願いたい。

陥った場合に給付を望む労働者側との双方のメリットを一致させるという一点において、「強制的失業保険」の整備が必要となると主張するのである。したがって、この彼らの主張は、自発的な保険やゲント・システムなど大陸の制度運用の歴史を検討した結果、むしろ「強制的失業保険」の制度こそが、リスクに対する責任を雇用主に引き受けさせることで結果として失業の予防を可能にすると捉えたアメリカの実態に即した固有の制度の構想であるといえる。ただし、ここでの「強制」が意味するのは、あくまでも各雇用主に失業の損失補償のための基金を一元的に強制的に積立させること、また州政府などの公的機関がその制度への加入を労使双方に強制するということに限られる。歴史の上では、この構想は、1930年代の「ウィスコンシン・プラン」の根幹となるアイディア、すなわち雇用の永続性を確保するために「経験レート(experience rating)」でに基づく分担金の支払いを雇用主に義務付ける、という考え方に継承されていく71。

第2節 ルービノウと社会保険

(1) 保険の原理

ルービノウの『社会保険(Social Insurance)』 [Rubinow 1913]における目的は、ヨーロッパの社会保障制度を参考にして、いかにアメリカ的な社会保険プログラムを組み立てるかにあった72。ルービノウによれば、そもそも保険は、「リスクを排除し、損失を多くの人々に分散できる」仕組みであり、したがって彼は、アメリカにおける社会保障の新たな枠組み作りにおいて、この「保険の原理」が持つメリットを活用しようと考えたのである [Rubinow 1913, 3]。

ルービノウは、火災保険を例に、この「保険の原理」が持つ効果を次のように端的に指摘している[Rubinow 1913, 4]。統計的な算出結果によれば、アメリカでは、1年間に1万件のう

⁷⁰ これは、1909年から 1910年のウィスコンシン法の大きな特徴である。それは、労働災害補償基金に関して、その損害賠償要求の件数に応じて雇用主の分担金が調整される仕組みが敷衍され、偶発事を予防して賠償請求を減らすことによって、雇用主は分担金を減らし、したがって利潤を増加できるということである。つまり、偶発事を予防することによって、労使双方がメリットを享受できる仕組みであった。

⁷¹ この経験レートに基づく失業保険法案は、1921年2月4日に上院議員ヒューバー(Henry Huber)によってウィスコンシン州議会に提出されたが、結局この「ヒューバー法案」は議会を通過しなかった。しかしその後、「ウィスコンシン・プラン」の趣旨は、コモンズの弟子であったブランダイス(Elizabeth Brandeis)、ラウシェンブッシュ(Paul Raushenbush)、グローヴズ(Harold Groves)によって、可変的な拠出金を個々の雇用主準備金に拠出する方法に変更され、大恐慌後の1930年に「グローヴズ法案」として提出された。そして1932年2月28日にウィスコンシン州失業補償法として成立した[Raushenbush, 1933]。また、この1932年のウィスコンシン州失業保障法の成立過程に関する詳細な議論は、佐藤[2008]を参照願いたい。

⁷² 本章冒頭で指摘したように、ルービノウは 1908 年に商務労働省の社会保障制度の調査に 携わり、当時のヨーロッパで実行されていた制度に精通していた。

ち10件の割合で火災が発生しており、そのため1件当たり10ドルの保険料が設定された。被保険者は、1件あたり1万ドルの価値がある家全体を失うよりも、10ドルという小額の負担をする方が得策だと考えるだろう。つまり、個人が被るかもしれない非常に大きな金銭的損失を、多数が一定小額の損失をもって代替させるという仕組みである。

この「保険の原理」により保険制度が確立されたとしても、確かに実際の損失に対する給付額と保険料との割合や、モラル・ハザードなどの運営上の問題が発生する可能性はある。だが、むしろルービノウが保険を制度化しようとしたことの狙いは、次の点に現れている。

保険システムは、社会に対して、損失となるのか利益となるのか。実際にドルやセントに 換算すれば、保険は、損失の全体量よりもコストがかかる。しかし、人間の幸福あるいは 不幸は、ドルやセントの単なる合計によって簡単に計算できるのだろうか。ビジネスの観 点から見た保険の最大の有利さとは、個人の不安感を取り除き、したがって個人の富裕の 価値を増幅させることにある。[Rubinow 1913, 5]

このようにルービノウは、すべての保険の形態において「損失の分散」が持つ社会的有用性を認めている。しかし先の火災保険の例示は、あくまでも財産所有者を対象とした財産保険に過ぎない。むしろルービノウの関心は、「保険の原理」を活用し、常に経済的リスクの脅威にさらされている「労働者に対する保険」としての「社会保険」を整備することにあった。では、ルービノウはこの「労働者のための保険」の整備に関して、どのような視点を持っていたのだろうか。彼の視点には、大きく言って、次の二つの特徴が見られる。

第1に、それは、労働者が将来にわたり安定した収入を得ることができるように彼らの賃金獲得能力を維持しなければならない、と捉えた点にある。労働者にとって「保険とは、危険とわずかな苦痛との間の選択」ではなく、「将来起こりうる喪失と、必要とされる保険料の支払いという現在の不可避な損失との間の選択」を意味する[Rubinow 1913, 6]。しかし、そもそも貧困に陥っている労働者は、収入が途絶えるリスクが高く、保険を購入する能力が低いという傾向にあった。保険数理学や保険ビジネスといった観点から見れば、もちろんこのような労働者向けの保険から効率的経営は期待できない。ルービノウが、一般的な商業保険ではなく、公的機関が管理する社会保険制度の整備の必要性を指摘した理由は、まさにここにあった。第2の特徴は、ルービノウが、ヨーロッパとアメリカとの経済発展の類似性を指摘し、ヨーロッパにおける経験に照らしてみても、すべての産業国は「社会保険」を備えていなければならず、とりわけアメリカにとって必要不可欠な制度であるという立場を打ち出した点にある。

このような2つの特徴的な視点から、ルービノウは社会保険スキームを提唱した。それは、次に見るように、アメリカ人労働者の賃金水準、生活水準、生活費などの統計データに基づく具体的な労働者の実態を踏まえたプランとして提唱された。コモンズやアンドリューズによるアメリカの労使関係に即した「その場に応じた程よい」基準による立法を通した制度設計という発想とは対照的に、統計学者であったルービノウ独自の発想が盛り込まれていたといえる。

ルービノウの見解によれば、当時の研究者による独自の統計データやセンサスには正当性を 欠いたものが多かった。またそれらは、およそアメリカ人労働者の実態に即さず、そこから 概ね楽観的な結論が導き出されていた[Rubinow 1913, 29-41]。そこでルービノウは、「1880 年から 1910 年におけるコネチカット州の貯蓄銀行の貯蓄と預金者」のデータから、標準的アメリカ人労働者の実態を把握できると見なし、「労働者には余剰があり、彼らの貯蓄額は増加している」といった従来の統計データやその分析に基づく結論自体を「根拠のない仮説である」と判断した[Rubinow 1913, 42]。そのうえで、アメリカ人労働者の特徴を一般化し、次のように述べている[Rubinow 1913, 43-44]。

- ①アメリカにおけるすべての生産労働者の 2/3~3/4 は、賃金または少ない給料に依存して 生活している。
- ②賃金労働者の 4/5~9/10 は、家族の健康や能率を維持するために必要な通常のコストを 賄うには不十分な賃金しか受け取っていない。しかも、約2分の1は、まさにそれ以下 の賃金である。
- ③仮に、一定割合の賃金労働者の家族の賃金が、そのような通常のコストを賄うことができたとしよう。その場合には、家族の中に一人以上の労働者がいることを意味するのである。
- ④しかしながら、このような状況はどのような労働者の家族の歴史においても、一時的な ものでしかない。
- ⑤賃金水準の増加は、増加する生活コストを満たすのにかろうじて十分であるに過ぎない。
- ⑥毎年、労働者の家計が黒字となることは、非常にまれであり、また非常に少ない。
- ⑦アメリカの貯蓄銀行における預金の増大は、アメリカ人労働者が、実質的な貯蓄を行う 能力が備わっていることを示す十分な証拠ではない。これらの預金の大部分は、人口の 他の階層に所属しているからである。また、利用可能な情報に基づく限り、平均的な労 働者の貯金は非常に少ないといえる。
- ⑧外部の援助に頼らずとも多くの経済的非常事態をうまく処理できるアメリカ人の賃金労働者の能力は、彼らの経済的地位に関する分析からは明らかになっていない。

ルービノウは、労働者の生活水準や行動様式が、構造的に低レベルに留まっているという現状を踏まえて、社会保険の整備を通して、将来的に発生の可能性があるリスクや損害に備えさせる動機付けを彼らに直接与えようとした。それは、単に賃金の総額を追加的に増やすと主張するに留まらず、労働者の生活を安定させ、経済的危機に対する不安を緩和させるために必要であるという主張である。

要するに 1910 年代初頭にルービノウが抱いていた社会保険の基本的理念は、次のようにまとめることができる。すなわち、それは、労働者の不十分な賃金水準や生活水準の実態を改善する手段としての社会保険は、「さまざまな身体的・経済的危険によって、賃金および生活水準に加えられる攻撃から保護すること」[Rubinow 1913, 44]を直接的な目的とし、さらにその保護の範囲を拡大し内実を高めることにより、労働者の一般的な生活水準の維持と改善の達成を目指したものであると。

(2) 失業問題と保険

『社会保険』第5部「失業に対する保険」を手がかりに、ルービノウが構想した具体的に 実効力のあるアメリカ独自の失業保険制度を検討しよう。19世紀末以降のヨーロッパでも、 ベヴァリッジをはじめとして、失業問題に対処する多様な方法が提唱されていたが、ルービノウはとりわけ公共職業紹介所および公共事業という主要な 2 つの方法に着目した。だが、ルービノウによれば、ベヴァリッジの職業紹介制度は、あくまでもロンドンにある造船所の臨時労働者という特殊な条件を対象とし、その機能もあくまでも臨時雇いから常雇いへの付け替えに過ぎないと捉えた[Rubinow 1913, 453]。また公共事業に対しても、それは「高コストのために非効率であり、需要を満たすのにほとんど十分ではないという結果に終わっている」[Rubinow 1913, 454]と厳しい評価を下している。これらの方法よりも、むしろルービノウの主眼は次の点に置かれていた。

失業が原因で生じる貧困からの救済という問題が、それ自体、賃金の問題に辿り着くのは理論的に正しいことだ。雇用期間と失業期間を含むすべての期間の賃金を適切に平均化することは、この問題の唯一の解決策である。[Rubinow 1913, 455]

この賃金の適切な平均化を強制的に行う仕組みが失業保険であった。しかし、1910 年代のアメリカにおいては、その体系的な失業保険システムの構築に必要な失業統計のデータは、極めて不十分であり信頼できるものではなかった[Rubinow 1913, 442]。だがルービノウは、ニューヨーク労働局が行ったニューヨークの労働組合に関する四半期ごとの統計データから、建設業を中心に冬季に失業率が高まる短期サイクルと、景気循環に関わる 7 年から 15 年の長期サイクルにおける失業の変動を明らかにした。さらにアメリカの「第 12 次センサス」からは、失業の程度は職業によって相違があること、しかも建築業などの職業では失業のリスクと事故のリスクの間にアナロジーがあることを明らかにした[Rubinow 1913, 446]。

確かにルービノウは、リスクが季節や景気あるいは職業によってバラツキがある失業問題と、リスクがほぼ一定である事故や疾病の問題との相違を認めている。しかし、他方で彼は、「失業は、事故、病気、就労不能と差が無い」問題であると述べている[Rubinow 1913, 441]。なぜなら彼は、事故や疾病といった問題と同様に失業問題にも「保険の原理」を適用することによって、失業状態に陥った場合の金銭的な損失というリスクを広範囲に分散させることは可能である、と考えたからに他ならない。失業保険が持つメリットとは、失業を完全に消滅させることは不可能であるとしても、不況期に発生する大量の失業者とその外側に常に存在する失業者たちが被る失業のリスクを、労働者全体に広く分散できるということである。つまりルービノウは、失業を個人的問題あるいは倫理的・文化的な問題ではなく、むしろ統計データを根拠とする経済的問題として引き受けていたといえる。

失業の大部分は、産業的・経済的組織の失敗によるのであって、個人としての従業員がコントロールできるようなものではない。失業は、その変化がほとんど一定であるか、または少なくとも緩慢といえるので、労働力を供給する側の問題ではなく、需要する側の混乱が原因である。[Rubinow 1913, 450]

このようにルービノウは、個人の才覚や能力に依存する個人的問題として失業を捉えるのではなく、むしろ産業あるいは雇用する側の問題として認識していたのである73。このことは、

⁷³ なおルービノウは、ベヴァリッジの著作の副題が「個人の性格の問題」ではなく「産業の

一方で労働者に対して、将来起こりうる失業期に備えるように節約や貯蓄を促したり、他方で産業や雇用主に対して、労働者が失業状態に陥った場合でも生活が継続可能な高い賃金水準を保証させたり、といった個人の努力に依存した「失業への備え」では不十分であることを意味したと言えよう。それゆえルービノウは、失業問題が経済問題かつ社会問題である以上、そのリスクを広く分散させる保険制度を支える拠出金の負担は、産業に関わっている労使双方が負うべきだと考えた。こうしてルービノウは、次のような3つの条件を満たす「失業への備え」=失業保険プランを提唱した[Rubinow 1913, 455]。

- ①収入の真の平均化は、保険という方法によってのみ達成できる。
- ②この保険は、強制的でなければならない。
- ③産業または社会の余剰は、他の形態の社会保険と同様に、この損失分散のプロセスに加 えられなければならない。
- つまり、簡潔に言うと、強制的助成金付き失業保険(Compulsory, Subsidized Unemployment Insurance)である。

要するに、ルービノウの失業保険制度とは、コモンズとアンドリューズのリスク転嫁のシステム、あるいは公共職業紹介所や公共事業ではなく、「保険の原理」のリスク分散のメリットを活かすために、労使双方に強制的に分担金を積み立てさせ、加えて国あるいは地方の公的機関が金銭的援助を与える制度でなければならないという主張である。

(3) ルービノウの失業保険プラン

以下では、後に「オハイオ・プラン」として具体化されることになったこの「強制的助成金付き失業保険」プランの特徴を確認しよう。このプランは、ヨーロッパ各国で実施されてきた様々なプランが参照されているため、まずルービノウの各プランに対する評価を掻い摘んで見ておく必要がある。

ルービノウは、主にヨーロッパ諸国で実施されてきた各プランを、「助成金付き失業保険」と「強制的失業保険」とに大別する。さらに前者の助成金付き失業保険システムには、次の3つの段階が重層的に展開すると見ていた。(1)自発的な相互保険のシステム(voluntary mutual insurance)から、(2)自発的な保険制度に対して政府が助成金を与えるシステム(voluntary subsidized state insurance)へと発達し、さらに(3)政府が強制的加入を義務付け助成金を与える保険システム(compulsory subsidized state insurance)へと展開する[Rubinow 1913, 419]。

まずルービノウの論評にしたがって、(2)の仕組みを整理しよう。彼は、ギボンの『失業保険』 74 を参考に、さらに次の 2 つに類別した $[Rubinow\ 1913,461]$ 。まず $(2\cdot1)$ は、支給型任意

問題」となっていることにも着目している[Rubinow 1913, 450]。

⁷⁴ 因みにギボンは、次の 3 グループに援助保険(assisted insurance)を分類している。①強制保険(Compulsory insurance):特定の労働者階層に強制的かけられている保険、②支給型任意保険(Provided voluntary insurance):被保険者を除いて公的機関などによって支給され、通常労働者全体を受け入れている保険、③組合による自主運営保険(Autonomous voluntary insurance):被保険者自身によって設立・管理され、各保険組合は同様または類

保険(Provided Voluntary Insurance)である。これは、1890 年代に発達し、主としてベルン、ケルン、ボローニャなどにおいて組織された保険制度である。金銭的な助成を含め、個々の労働者への給付金の増大を試みる形態であった。次に(2-2)は、組合による自主運営保険(Autonomous Insurance)である。これは、労働者自身が主体的に失業保険を組織し、公的機関が財政的に援助を行う仕組みであるが、これについてルービノウは、「通常ベルギーのゲント・システムとして知られている失業保険システムは、今まででもっとも成功していた」[Rubinow 1913, 463]と評価していた。この制度は、スカンジナビア系の疾病保険・老齢保険と類似の構造を特徴としており、ライプチヒ、ベネチア、バーゼル、ジュネーブなどの各都市においても実行された。

ルービノウによれば、(2-1)のパターンでは、被保険者は無差別に加入できるため、危険率の高い被保険者の選別や、助成金と給付金とのバランスが問題となった。その財源の維持のため、滞在資格の有無に基づく移民の排除や、詐病・仮病による不当な給付金申請を防止するため、メンバーへの追加的な会費の徴収といった処置がとられた。一方で、確かにこのような対策によって、危険率の高い被保険者の入会の拒絶が可能となったが、他面では、危険率の低い被保険者の積極的な加入の見送りという状況を招き、結果的に「保険の原理」が持つメリットが活かされず、ファンド事態の有効性も薄れたとルービノウは評価した。

むしろ彼が重視したのは、(2-2)のパターンであった。このゲント・システムの仕組みの特徴は、失業給付金を支給する労働組合に対し公的な助成金を付与することにあった。それは、ルービノウの提唱した社会保険の理念と次のような点において基本的に合致していた。 つまり、ルービノウ自身、ファンド自体の蓄積を増大させることよりも、むしろ労働者が追加的なコストの負担無しに、給付の付与額が増資されることを重視し、また他の組織に対しても、この類似システムの実行を促すことを意図していたからである[Rubinow 1913, 466]。

だが、この「助成金付きシステム」には、次のような問題点があった。まず、給付金が付与される対象の範囲である。ゲント・システムの場合、失業給付金への公的な助成金が付与されるのが、あくまでも労働組合のメンバーに限定された。そこでルービノウは、1896年以降にイタリアのボローニャで実践された失業保険の一種の形態に着目する。それは、失業給付組合に所属しない労働者が、失業という非常事態に陥った際に、貯蓄銀行から引き出されたのと同額の助成金を補填してやることによって、個人所得を公的に援助するという試みであった。ただし、この制度自体で救済される労働者の人数は、ゲント・システムの100分の1程度に留まっていた。さらに、このシステムの導入によって発生が危惧される詐病あるいは仮病という問題があった。しかしルービノウによれば、労働組合自体による指揮監督の徹底や、公共職業紹介所による被保険者の失業予防対策などによって、こうした仮病や詐病はチェックされ、また被保険者の失業予防も可能であった。保険システムとそれを補完する労働組合や公共職業紹介所といった組織との連携によって、失業問題への対策の有効性が高まるのである[Rubinow 1913, 469]。

ゲント・システムは、その改良版も含めて、その後ヨーロッパを中心に7カ所で実施され、 およそ25万人に適用されるに至った75。確かにこの数字は、失業保険が「制度」として確立

似の職業ごとに組織されている保険である。[Gibbon 1911, xi]。

⁷⁵ デンマーク、ノルウェー、ベルギー、フランス、ミラノ、オランダ、ストラスブールで 実行された。

できることを裏付けていたといえるだろう。しかし、その「システムは、強制的保険の域に 近づく限りにおいてのみ、それ自体の限界内で成功する。それが自発的保険である限りは、 必要な結果を達成できない」[Rubinow 1913, 471-472]とルービノウ自身が述べているように、 ゲント・システム自体の効果が発揮されるのは、あくまでも自発的に失業保険制度を採用す る労働組合員に限定されていた。また非労働組合員はもちろん、仮に労働組合員であっても、 この制度に自発的に加入しなければ、失業保険の適用がなされなかったことに注意しなけれ ばならない。

このようにルービノウは、(2-2)のパターンの欠点を指摘し、彼の失業保険プランの実行可 能性を(3)のパターンに求めた。このルービノウの「強制的助成金付き失業保険」プランの特 徴は、次のようにまとめられる。その特徴は、一方で統計的手法を活用することによって失 業のリスクを分散する制度を構想し、他方でヨーロッパ型のプランの診断結果を踏まえたう えで、アメリカの労働者の生活実態に即して独自の失業保険プランを構築しようとしたこと にあった。しかもこのプランは、公的機関による強制力を伴う保険制度の整備を通して、労 働者の賃金水準を平均化し、彼らの生活水準を改善させ、将来のリスクに備える動機付けを 労使双方に与えることを目的としていたのである。この「強制」という言葉には、労働組合 内での強制保険と、組合員以外も保険へ強制的に参加させるという二重の意味が込められて いた。したがってルービノウは、貧困の程度が極めて深刻なために将来へ備えるという気質 を見込めない労働者に対しても、失業保険の適用に機会を与えるためには、失業保険を、自 発的な組織化による制度から、強制的な制度へと切り替える必要があると指摘したのである。 この彼の社会保険制度の構想の基本的部分こそは、1931年末にオハイオ州知事ジョージ・ホ ワイトが創設した「オハイオ失業保険委員会」においても一貫して継承され、後に「オハイ オ・プラン」76と呼ばれるに至ったのである。

失業予防と失業補償をめぐって 第3節

以上の考察から明らかになったコモンズとアンドリューズのプランと、ルービノウのプラ ンの特徴をまとめておこう。

ニューディール期以前のアメリカ固有の社会的背景を考えれば、この時代には、労使関係に おける双方の個人的自由への積極的な介入を認めることは、アメリカ人の生活や統治の在り 方にそぐわないという考えが支配的であったにも関わらず、コモンズとアンドリューズ、お よびルービノウの双方は、社会保障制度の必要性を主張したという点で、ユニークな存在で あったといえる。コモンズとアンドリューズは、失業のリスクを雇用主に転嫁させることで 失業を予防する「強制的失業保険」を労働立法として提唱した。ルービノウは、統計的手法 を用いることで、失業の損失を分散させる「保険の原理」のメリットを強調し、「強制的助成 金付き失業保険」の必要性を説いた。両プランとも、20世紀初頭のアメリカ産業において、

業手当を支給することを目的としていた。Rubinow[1933]。

⁷⁶ オハイオ・プランは、州による統一された共同基金を設置し、州内のすべての雇用者に対 して原則的に一律 2%、被雇用者に対しては 1%の税負担を求め、失業者に対して安定的に失

労働者に起こりうる様々なリスクに備える仕組みとしての保険制度の構想であったといえる。この両者の保険という仕組みは、「損害の分散によるリスクの排除」という有用性を具備しているので、財産保有者に対する保険よりも、むしろ労働力が唯一の財産である「労働者のための保険」を整備しなければならないという認識でも一致していた。また両者は、プランの構築に際して、雇用や失業に関する統計データや実態調査の結果を踏まえ、その実効可能性を裏付けるという点でも共通していた。これらの共通点を踏まえた上で、両者の特徴を確認すれば、およそ次のようになる。

まず、コモンズらの主張の特徴である。それは、①アメリカの歴史的な転換期における労 働立法の在り方を、その法原則や裁判所の判断基準に照らし合わせながら制度設計に当たっ た点、②保険制度自体の成立根拠を実際に運営されている仕組みに求めた点、③その制度の 存立と発達を立法化によって成し遂げようとした点、以上の3点にあった。あくまでも労使 双方にメリットをもたらす仕組みを、立法という強制手段によって雇用主側に浸透させてい く構想であったといえる。この法律を通した制度設計というコモンズらに特徴的なアプロー チに関して、さらに次の2点を指摘しておこう。第1に、一般法と労働法との接点という法 的整備に関する問題である。この問題の背景として、アメリカ産業の発展・変化に伴って、 労働者の性質に関する認識の変化があったといえる。19世紀にはあくまでも機械の一部であ ると考えられ、産業や雇用主の活動を阻害する要因と見なされていた労働者は、19世紀末以 降の労働問題をめぐる判例を通して、むしろ次第に社会的な基盤の担い手として認知されて いったのである。そして彼らを保護することは、産業にとってもメリットがあると認識され たのである。先に見た「使用者責任」に代表される雇用に関する原則が次第に変化していっ たように、当事者の意識レベルや実際の法的なルールの変遷は、新たな原則の累積的なプロ セスと捉えることができる。これは実際に、19世紀末から20世紀初頭にかけて、州や連邦 の裁判所の判例において、労働組合を主体とする団体交渉を合憲とする判決の中に見て取れ る77。第2に、労働法に関係する原則の整理と、新たに含むべきと見なされた内容の問題で ある。すなわち、慈善事業やチャリティーなどの社会的弱者に対する救済策、あるいは個人 的貯蓄や貯蓄銀行といった将来の不安に対する個人的な対応策という従来の施策の枠を超え て、社会保障の制度化を労働立法として展開することで、その適用者の範囲と救済すべき災 害の種類の社会的拡大を目論んだのである。

次に、ルービノウの主張の独創性である。①統計データに基づく分析を通して、アメリカの労働者の生活水準を維持・改善する社会保険の必要性を述べている点、②リスク分散の観点から、失業を経済的問題として捉えた点、③公的機関による強制力を通して、労働者の賃金水準の平均化をするという、政府の積極的な介入によって「富の再分配」を行うことで失業問題を解決しようとした点などが、彼の主張の独創性である。つまり、産業や雇用にまつわる問題は、労働者や雇用主の主体的な行為のみによって解決可能な問題ではなく、むしろ公的機関(とりわけ政府)の介入によってのみ解決可能であるという主張であり、このアイディアは後の「オハイオ・プラン」の骨子となった。

その後失業保険制度の構想は、1929年の大恐慌をきっかけに出現した大量の失業者を背景に、フランクリン・ローズヴェルト大統領による 1935年の社会保障法に結実する一連のニューディール社会立法として、州レベルではなく連邦レベルでの在り方が問われるようにな

84

⁷⁷ この点に関して、詳細は Dawson[1998]、Gonce[1971;1976]を参照願いたい。

る。社会保障法に至るプロセスにおいて、コモンズとアンドリューズにはじまる「ウィスコ ンシン・プラン」78と、ルービノウやレイザーソンが主要メンバーとなったオハイオ失業保 険委員会の提唱する「オハイオ・プラン」の 2 つが中心となった79。前者の「ウィスコンシ ン・プラン」の特徴は、あくまでも各雇用者による個別準備金を設け、保険料率を可変的に することで、彼らの利潤動機に結びつけることによって失業予防を目論んだ点にあった。後 者の「オハイオ・プラン」は、1933 年 1 月の委員会報告書において提唱され、失業のリス クを分散させることを目的に、州による単一の失業保険制度を構想したものであった。社会 保障法の実質的な内容は、1934年初夏に創設されたローズヴェルト大統領の経済保障委員会 (Committee on Economic Security: CES)によって議論された。ルービノウは、社会保険を テーマとした『安全の探究』(1934年)を著すなど、社会保障分野での主導権を握っていた が、CES のメンバーには指名されず顧問として関係するに留まった。一方、「ウィスコンシ ン・プラン」のアイディアを継承したコモンズの弟子達は、CESのメンバーに抜擢された。 だが、各州に対する失業保険法の制定の義務付けと、連邦による単一ファンドへの保険料を 連邦税によって相殺するという社会保障法の実質的内容を考慮すれば、むしろこの社会保障 法は、「オハイオ・プラン」の基本的構想が連邦レベルにおいて実現したものだと判断すべき であろう。

このように歴史的経緯をたどってくると、1930年代のニューディール社会立法は、大恐慌期の大量失業時代に直面した問題にはじめて対処しようとした結果というよりも、むしろ、とりわけ 1910年代に社会保障制度、失業保険制度をめぐる議論・論争の蓄積によって培われ、その上に開花したと評価すべきだと思われる。

⁷⁸ 1920 年代のコモンズの「失業保険」あるいは「社会保障」の構想について、詳細は、高 [1999]を参照願いたい。

⁷⁹ 例えば、Lubove[1968]第7章、Patterson[2000]を参照願いたい。

第5章 失業保険・老齢年金の制度設計

—コモンズと E.E.ウィッテの思想—

アメリカの歴史を振り返ると、社会問題としての貧困問題の解決のための仕組みは、19世紀末から20世紀初頭ですでに見られた。南北戦争後には退役軍人のための年金があり、1890年代には地方レベルで警察官・消防官・教師に対する年金が整備された。また、1919年時点で39の州が導入していた母子年金や、1911年から15年にかけて地方公務員に対する年金、さらに1920年に連邦公務員に対する年金制度も成立していた。そして老齢年金に関しては、少子高齢化に伴う貧困の増大のため、1914年のアリゾナ州を皮切りに成立が見られたが、老齢年金の適用範囲は郡単位の任意性でありまた違憲判決の可能性もあって、実質的な年金制度の試みとは言えなかった。このような南北戦争後から1910年代にかけて続く議論を下地として、ニューディールによる連邦レベルでの社会保障制度が形成されていった。

アメリカは、ヨーロッパ諸国に比べて社会保障制度の成立が遅れた。その理由を挙げてみよう。まず、①州の権限を尊重する連邦主義をとっている点である。個人間の利害を確保するための共同体=州が相互に連帯し合って成り立つ連邦主義は、連邦政府=国家の介入が州の利害を侵害する可能性を持つ以上、全国的な社会保障制度に関しても同様の不信感を持つからである。次に、②アメリカ人が持つ社会的な規範意識の違いである。個人が陥った貧困や格差の原因はその個人の資質に起因するとみなし、そのような個人的な危機に対する解決にはあくまでも自助努力を尊重するという個人主義的な志向である。そして、③合憲性の問題である。私的な領域に対する立法(階級立法)や州権への不当介入を禁止するアメリカ合衆国憲法の規定に対して、社会保障制度をはじめとする一連のニューディール社会立法の解釈問題がある。さらに、④移民国家として発展したアメリカは、各州や地域における利害の対立や意識の差異もある。例えば北東部と南部のように、アメリカ各地域のそれぞれの利害や意識の相違は、全国的な社会保障制度構築の観点からも、統一的なシステムの導入を容易に受容する環境とは言えなかった。このような理由から、貧困や弱者に対する保障を社会的に与えることが必要であるという論調が広く認められるためには、19世紀末以降の州レベルから連邦レベルに至るまでの重層的な議論の展開を要した。

1935年8月に成立した社会保障法(SSA)は、既に述べたように老齢年金と失業保険の2種類の「社会保険」と、高齢者扶助、要扶養児童扶助、視覚障害者扶助の3種類の「公的扶助」、そして「社会福祉サーヴィス」という3つの部門から構成された。この法律の成立に深く関与した人物に、ウィッテ(Edwin E. Witte)がいる。このウィッテが活躍した1930年代ニューディール期のアメリカでは、大恐慌後の社会の立て直しのために必要とされる個人の自助努力や企業あるいは地域のネットワークの枠を超えた連邦レベルでの社会保障制度の構築が課題となっていた。その制度設計には、政財界、企業、そして州レベルでの議論の中心を担ってきた研究者などを含めて組織されたローズヴェルト大統領の経済保障委員会(CES:Committee on Economic Security)が中心となった。このCESは、1934年6月29日に出された「大統領令6757(Executive Order No.6757)」により、労働災害や失業といった個人の努力を越えた偶発事に備え、また国民の福祉を向上させる仕組み―ニューディールにおけ

る連邦レベルでの社会保障プログラム―を構想するための組織であった。労働長官のパーキンズ(Frances Perkins)を委員長として、労働次官補のオルトマイヤー(Arthur J. Altmeyer)⁸⁰ は技術委員会の議長を、そして彼らの推薦によってウィッテが常任理事のポストに就いた⁸¹。大統領は、初期ニューディールにおいて知識人による「ブレーン・トラスト(Brain Trust)」⁸²に新たな政策の立案を担わせたが、1934年以降の第2次ニューディールではブレーン・トラストのみではなく幅広い分野の人物を関与させたことからも明らかなように、この CES による法案作成過程は、1930年代後半以降のアメリカにおける社会保障の在り方を模索するプロセスでもあった。

ウィッテは、連邦レベルでの社会保障制度の構築にあたり、第4章ですでに論じたウィス コンシン州とオハイオ州という2つの州において練り上げられたアイディアに着目した。一 方のウィスコンシン・プランは、失業・貧困などに陥る労働者のリスクを管理できるのは雇 用する側のみであるとして、雇用者責任によって損失を補償(救済)する制度を法的に整備 するプランであった。他方のオハイオ・プランは、保険数理学・統計学的手法を用いて失業・ 貧困など労働者が陥るリスクを分散させるプランであった。これら2つのプランは、労働者 の偶発事に備える枠組みを提供するという目的では一致するが、その理念や実行手段は対照 的であった。ここで、このウィスコンシンとオハイオという2つのアイディアを座標軸とし て、1930 年代初頭の議論を整理しておこう。①リスク分散・リスク転嫁。労働災害、失業・ 貧困といった労働者のリスクを誰が引き受けるのかという問題である。リスク分散は、誰に でもそのようなリスクがあることを前提として労働や雇用に関係する者が全員で負担しあい、 特定の人物のみに負担が集中させない発想である。リスク転嫁は、リスクを持つ者が特定さ れており、そのリスクの発生をコントロールできる立場の者に転嫁させて、リスクの発生を 予防しようとする発想である。②救済・予防。リスクの発生に伴う損失に対する施策として、 補償(救済)は、実際に発生した損失を事後的に回復させることであったのに対して、保険 はリスクの発生自体を予防することを目的とした。③拠出・扶助。拠出型では、事前に支払 われた分担金を財源に給付金が支払われるため、加入者はそれを権利として受け取ることが できる。扶助型では事前の支払いとは無関係に、州政府あるいは連邦政府による税金を財源 として、困窮者の損失の程度に応じて給付金が与えられる。④州・連邦。社会保障制度の実 施単位として、州法に基づく州単位、あるいは連邦法に基づく全国単位、または連邦法によ

_

^{80 1922} 年~33 年にかけてウィスコンシン産業委員会の事務局長(グローヴズ案の行政管理のサポートを担当)、社会保障法成立後に連邦の社会保障委員会のチェアを務めた。

⁸¹ CES の構成は、政府の閣僚 5 名からなる大統領経済保障委員会をトップに、その下部組織として、各省の実務官僚からなる技術委員会、および、直接的な研究・調査機関として専門家から構成されるスタッフ組織が設置された。法案の作成には、技術委員会とスタッフ組織、そしてこれらの機関のとり仕切り役としての常務理事が主体となった。また民間人から構成される諮問委員会(Advisory Council)は、法案に対する助言を行うというこの組織の役割上 1934 年 11 月中旬に設置された[Witte 1963]。

 $^{^{82}}$ もともとローズヴェルトが 1932 年の大統領選に際して政策の立案を補佐するために集められた知識人の総称であり、その後ニューディールの顧問団を指した。その代表者の一人はタグウェル(Rexford G. Tugwell: 1891-1979)であり、第一次ニューディールで大きな役割を演じた。その後、農務次官($1934\sim36$ 年)、ニューヨーク都市計画委員会議長($1938\sim41$ 年)、プエルトリコ総督($1941\sim46$ 年)などを歴任した。タグウェルとニューディールとの関係について、詳しくは西川[1999]を参照願いたい。

って州法を整備させ連邦政府と州政府の共同で行うパターンである。仮に失業保険を連邦政府と州政府が共同で行う場合、その失業給付金の財源として、⑦税相殺方式(tax-offset)と⑦税償還方式(tax-refund)の2つの方式が考えられる。⑦は、州政府が直接失業分担金を収集するが、雇用主はこの州の失業分担金を彼らが支払う連邦税から差し引くことができる制度である。②は、雇用主に対して連邦税が課されるが、州政府が連邦政府の規定に則って失業保険(補償)法を制定している限り、その連邦税が各州に失業補償の利用のために償還される制度で、結果として連邦政府による助成金としての意味を持つ。

本章の課題は、CES の常任理事であったウィッテの論稿を直接の手がかりとして、それまでの社会保障に関する概念を取捨選択する中でどのようなアイディアを用いてニューディール社会立法を実現させようとしたのかを明確にし、1930 年代のアメリカにおける失業問題と年金問題に対する処方箋を支えた思想的背景を明らかにすることにある。以下では、ウィッテのウィスコンシン法案に対する評価を確かめ(第 1 節)、次に、CES における社会保障法の制定のプロセスを検討し(第 2 節)、最後に、その後のアメリカ社会保障制度に対してウィッテが持っていたヴィジョンを明らかにする(第 3 節)。

第1節 ウィスコンシンとウィッテ

(1) ウィッテの思想的背景

1910年代から30年代の産業化が進展したアメリカにおいて継続的に問題となっていたのは、失業に伴う労働者とその家族の貧困という危機であった。自助努力のみならず公共職業紹介所の広範な組織化といった社会的対策も試みられたが、新たな雇用のチャンスを努力によって獲得することで解消しようという、あくまでも失業を労働者個人の問題と結び付ける認識であった。そこで、失業を社会的問題として把握し、労働者であれば誰にでも降りかかる可能性がある失業のリスクを「保険」によってカバーし、実際に発生した所得喪失に対して金銭的補償を実施する対策が検討された。その中心的な役割を担った組織は、先にも触れた「アメリカ労働立法協会(AALL)」であった。代表的な論者は、失業保険の制度構築の発想の相違から、一方でコモンズとアンドリューズを中心とするウィスコンシン・プランとなり、他方で、ロシア移民で保険数理士として活躍したルービノウや老齢年金問題の専門家であったエプスタイン(Abraham Epstein)83に代表されるオハイオ・プランとして分岐していくこととなった。

1910年代にコモンズらが示したウィスコンシン・プランは、危険予防という発想すなわち可変的な保険料率による金銭的インセンティブを雇用主に与えることで大量の解雇を思いとどまらせるという発想を基礎に、失業対策としてウィスコンシン州にとどまらず他の州にお

88

⁸³ エプスタインは、ペンシルヴェニア州老齢委員会の研究員代表や 1927 年に創設された全 米老齢保障協会(AAOAS)の書記長を務めた経験を持つ。またこの当時の年金制度の代表的 な提唱者としては、ルービノウの他にシーガー(Henry R. Seager)を挙げることができる。 コロンビア大学のシーガーは、AALL の設立にも直接関わっていた。

いても制度としての有効な対策として影響力を持った。しかし、大恐慌がもたらした大量の失業者の存在を解消するには、もはや雇用者責任を軸とする制度では対処不可能という指摘がより広範囲な対策を求める論者からなされた。その処方箋は、個別の州レベルの対応を超えた連邦レベルで提供される「強制加入の社会保険」と考えられ、1930年代前半にはそのプログラムの在り方をめぐってより活発に議論がなされた。その際の中心的な存在であり、1910年代から続く議論を連邦法として決着させた人物こそ、コモンズの弟子であり「社会保障の父」と呼ばれたウィッテに他ならない。

ここで、ウィッテの思想形成過程の概略を簡単に確認しておこう84。ウィッテは、1887年 にウィスコンシン州のジェファーソン郡エベニーザーに、ドイツ系アメリカ人の第3世代と して生まれた。祖父母がプロイセンからアメリカに渡ってきたのは1850年代のことである。 母親は敬虔なプロテスタントのモラヴィア派教徒であった。1905年にウィスコンシン大学に 入学し、同級生で後の労働史家であるサポス(David Saposs)に出会った。1910年にハーヴァ ード大学に移動したターナー(Frederick Jackson Turner)85に代わってコモンズから指導を 受けることとなり、このことは彼が経済学を専攻する契機となった。「制度経済学者」として のコモンズの研究姿勢は、ウィッテの見識、すなわち「事実に基づく証拠を収集すること、 理性に訴えること、対立している当事者たちの間を根気強く調停することによって達成され た慎重な改良(cautious reforms)という考え方」 [Schlabach 1969]に影響を与えることとなっ た。ウィッテは 1912 年に博士課程のコースワークを終えたが、その後、1917 年から 22 年 までウィスコンシン産業委員会(Wisconsin Industrial Commission)のメンバーとして労災 補償プログラムを指揮し、またウィスコンシン大学では1922年から33年まで労働立法、社 会保険、公的扶助に関する講義を担当し、1931年には、カーネギー基金によって実際にヨー ロッパの社会保険システムを視察した。その他にも労働省の労働統計の委員など、州や連邦 政府において、社会保険、労働保護立法、産業の安全対策、労使関係などに関する多くの規 制や立法の立案者として活躍した。そのため博士号を取得したのは1927年であった86。この ような経歴から社会保険分野の研究者としての認知が広まり、1934 年には CES の常任理事 に任命された。 また 1933 年から 1957 年にかけて、 退職したコモンズに代わりウィスコンシ ン大学の経済学の教授職に就いた。

では、この「慎重な改良者」であったウィッテが、州政府や連邦政府の委員会などでの活動を通して、当時の実際のアメリカ社会の中において「社会保障」をどのように捉えようとしていたのか。この点を、1928 年 3 月 2 日にウィスコンシン州で開催された「市民権のた

 $^{^{84}}$ ウィッテの思想形成過程を詳細に論じた著作として Schlabach [1969] がある。またウィスコンシン大学においてウィッテが果たした役割を歴史的に明らかにした研究として Lampman [1993, 105-117] や Johnson [1998] が参考になる。

⁸⁵ もともとの歴史学を専攻したウィッテの指導教官であったターナーは、アメリカ史における西部フロンティアの意義をはじめて強調した人物として知られている。ターナーは、経済学部に所属するコモンズを歴史学分野に近い人物としてウィッテに紹介した。因みにウィッテは「私の思考に最も影響を与えた経済学者はコモンズである」と述べているが、「コモンズの講義や著作からアイディアを得たのではなく、コモンズが興味を持っていた実際的問題に対する彼の活動から得た」とも述べている。[Witte 1954, 131]

⁸⁶ 博士論文のタイトルは『労働争議における裁判所の役割(The Role of the Courts in Labor Disputes)』であり、これは加筆・修正された後に唯一の著書『労働争議における政府(The Government in Labor Disputes)』として 1932 年に出版された。

めの公共福祉学校に関するミルウォーキー郡女性有権者連合(the Milwaukee County League of Women Voters' Public Welfare School of Citizenship)」において報告された「失業保険(Unemployment Insurance)」と題する論稿[Witte 1928=1962a]を直接の手がかりとして明らかにしよう。

(2) ウィスコンシン法案に対する評価

1928年の失業保険に関する論稿[Witte 1928=1962a]では、主に 1921年のウィスコンシン 失業保険法案と当時の他国のプランを巡る議論が取り上げられている。ウィッテは、1920 年代のアメリカ社会の状況について次のような認識を示した。

第1次世界大戦後のアメリカは、債務国から債権国へとなり、戦場となったイギリスなどのヨーロッパ諸国が不況に苦しむ中でいわゆる"繁栄の20年代"の好況にあったと言われている。しかしこの当時の失業者数を見てみると、アメリカの経済動向を調査している「全米産業審議会(National Industrial Conference Board)」の1921年のレポートおよびアメリカ労働統計局や州の労働局の雇用指数が示しているように、「通常期でも180万人が失業し」、「恐慌期には500万人すなわちすべての労働者の7分の1」が失業すると推定していた87。そして「この国では常に150万人が失業しているだろうと推定される」ために、むしろ「失業は増加している」という事実があった[Witte 1928=1962a, 216]。また、ハーディング政権下で設置された失業会議における景気循環・失業委員会の1923年のレポートにおいても、「仕事の先行きが定かでないという気持ちでいることほど、賃金労働者の道徳観を触むものはない」[Witte 1928=1962a, 215]と記されており、1920年代初頭から失業問題が労働者に与える深刻な影響が懸念されていたといえる。

ウィッテは、コモンズやアンドリューズ、またルービノウなどと同様の認識、すなわち、 失業を個人ではなく産業側の問題と捉え、労働者個人では対処できない原因から発生すると の認識を共有していた。そして失業の理由として次の4点を挙げている。

失業にはいくつかの個人的な原因—不安定な労働習慣、病気、事故、ストライキ、その他などがある。しかしながら、これらの原因は、おそらく全失業の10%よりも少ない原因である。90%は、全体として労働者のコントロールを超えた原因に関係しており、それは主に4つある。①産業に関わる多くの臨時の仕事や短時間の仕事があること、②すべての産業について、季節的な浮き沈みが実際に発生すること、③ビジネスに関する激しい不況が頻発する期間があること、④機械化によって人の置き換えが進み生産効率が上昇することである。はじめの3つは、失業の主要原因と認識されてきたが、しかし最後の原因は、もちろん重要だが、まだあまり理解されていないのだ。[Witte 1928=1962a, 216]

ウィッテが4番目の理由を重視するのは、それがアメリカ特有の失業原因であるからに他ならない。既に1920年代には自動車産業や電気機器産業において大量生産方式が導入されたアメリカにおいて、とりわけ1924年の移民法の制定がもたらした影響は大きかった。低

90

⁸⁷ この時期のアメリカの失業率に関しては、例えば Douglas[1930=1966, c.4]を参照願いたい。

賃金労働者として大量生産方式の労働力を提供した「新移民」の激減である。彼らの労働力を埋め合わせるため、より一層の機械化が拡大されたのである。ウィッテは、1920年代アメリカにおける失業を、このような4つの理由から「広範囲に及ぶ失業」と特徴づけた。

ウィスコンシン州では、こうした状況下に対処するために、個人や企業の枠を超えた社会立法による州全体での失業対策が模索されていった。1921年にウィスコンシン州議会に提出されたヒューバー法案(Huber bill)がそれである。これは、もともとコモンズが持っていた雇用者責任のアイディア、つまり「労働者災害補償」や「団体保険」に組み込まれた労使双方にメリットをもたらすというアイディアを、失業対策に応用した試みである。このため、失業「保険」というよりも、むしろ失業「補償」の側面が強調される制度設計であった。この法案では、失業の原因が産業にあることを前提として、失業のコストを労使双方に共有させる、つまり、労働者は失業する=所得を喪失するというコストであり、雇用主はその賃金喪失期間に支払われる給付金のファンドを財政的に支えるコストを、それぞれ共有し合うというプランであった。

このプランの背後にあるアイディアは、失業している労働者に対して少しの救助を与えるというよりもむしろ、失業を予防することにある。仮に雇用主が、羽振りが良い時期に労働力を拡大しようとするならば、そうではなくなった時期に労働力を再び減少させると失業補償を支払わなければならないというリスクを冒すことになるから、雇用主は無鉄砲に労働力を拡大しようとはしないだろう、ということを彼ら雇用主は知っている。これは産業不況の大きな原因の1つとしてみんなが認識している。・・・最終的に雇用主は失業補償を支払わなければならない可能性と直面すると、彼らはレイオフされる従業員のためにあらゆる手段を尽くして仕事を探すだろうし、非常にまじめに失業問題に取り組むだろう。アメリカの雇用主が実際にこのようにするならば、多くの他の問題を彼らが解決したように、この最も大きくて最も難しい産業問題も解決するだろう[Witte 1928=1962a, 218]。

このように、この「ヒューバー法案」に対する 1928 年時点でのウィッテの評価はむしろ高かったといえる。しかし一方で、「1 日 1 ドルの失業補償はとても少ない」という指摘や、またそもそも「アメリカ人の貯蓄額が大きいため必要性が低いのではないか」という見解があり、このプランを実行に移した場合にまばらな人口密度や州を横断する労働者の問題といった「管理運営の問題」があることを指摘している[Witte 1928=1962a, 221]。ウィッテは、アメリカの一つの州に過ぎないウィスコンシン州のヒューバー法案が、「失業が第一に問題であることを産業に正しく納得させた」と見なし、このプランが持つ積極的な意義を認めた [Witte 1928=1962a, 223]。

だが、ウィッテは、この雇用者責任によるリスク転嫁の失業補償プランが持つ失業予防という仕組み自体に懐疑的になっていく。なぜなら、大恐慌という大きな社会的な変化が起こると、もはや金銭的メリットのために雇用をつなぎとめておくという雇用主の才覚や動機付けにだけ依拠するリスク転嫁の仕組みでは、大量の失業を解消することができないのは明白であったからだ。そこで、連邦政府に積極的な介入を求めるという新たな仕組みが必要となる。では、連邦政府による積極的介入を認める新たな仕組みの構想といった場合に、ウィッテは連邦政府にどのような役割を求めたのだろうか。彼がウィスコンシン州での社会保障制度に関する提案者という立場から獲得した知見を活かしながら、それを連邦レベルにおいて

第2節 ウィッテと失業・老齢問題

(1) 失業保険と失業補償

失業への対処をめぐっては、今後失業に陥る労働者に対する保護という意味での保険なのか、あるいは現在失業中の者を支援するという意味における補償なのか、ということが問題となる。また、それらは誰が担うべき領域なのかも問われる。とりわけニューディール期の失業問題への対策をめぐっては、州と連邦との在り方に関わる問題として特徴づけることができる。それは大恐慌を経たアメリカにおいて、単純に州政府によって担われていた領域を連邦政府に拡大させるという意味だけではなく、アメリカ合衆国憲法との関係において連邦政府が果たすべき役割とは何か、ということが改めて問われたからである。

このような失業に関する問題点を踏まえて、1935年3月に the Social Service Review 誌上に掲載された「失業補償における主要問題(Major Issues in Unemployment Compensation)」 [Witte 1935=1962a]を手掛かりに、ウィッテの失業への対策を確認しよう。まず補償と救済についての見解をまとめると次のようになる。ウィッテは、失業による所得喪失という問題が単に失業補償のみで解消できるとは考えなかった。なぜなら、権利として受け取ることができる給付金の額と期間は、あくまでもその失業当事者がすでに支払った負担金によるため、失業補償プログラムの「権利」部分として受け取れる給付金では、失業の当事者が「必要」とする部分を完全にカバーできないからである。しかし、他のヨーロッパ諸国の経験からも、補償プログラムと救済プログラムを併用したとしても、失業のすべてのハザードを解消可能ともみなさなかった。したがって、次の主張にみられるように、失業補償はあくまでも公的扶助に取って代わるものではなく、補足に過ぎないということを指摘している。

そして失業保険は、失業のハザードに対する単なる防御の最前線と見なされるに過ぎない。 それは、主として職を失った直後の期間に、たとえ短期間であったとしても、かつての仕事に復帰するのだという期待を労働者が持つならば価値があろう。当然失業者は、自分が期待するような新しい命令が下される時に、再雇用の直接の考慮から外されてしまうような不慣れな仕事を受け入れるわけにはいかない。レイオフされた労働者の大部分は、失業補償が支払われる短期間の中で仕事に復帰する。しかし、給付金の権利を使い果たしてしまっても、仕事にありつけない労働者が必然的にいるし、彼らは通常期よりも不況期に増加するのだ。そのような労働者には、失業補償を超えた何がしかの対策が必要だ。その何がしかは、直接救済またはワークリリーフであって、契約で保証された権利というよりは、むしろニードに基づくものであって、両者とも本質的に失業補償ではない[Witte 1935=1962a, 237]。

実際には 1933 年 5 月に失業救済を目的として、連邦緊急救済法(Federal Emergency Relief Act)が制定され、連邦政府から州政府に対して緊急の臨時的措置として補助金が交付

された。これによって、救済を実際に担当していた州に対して、財政面での連邦政府の責任が確認されたことになる。そして、連邦緊急救済法により設立された連邦緊急救済局(Federal Emergency Relief Administration: FERA)により、直接救済とワークリリーフの2つのパターンで失業者の救済が実施された88。FERAは、連邦政府と州政府による公的な失業救済プログラムであり、救済水準の引き上げや救済行政への専門家の雇用などの推進の他、補助金の民間団体へ流用を禁じた。

ウィッテは、新たな雇用のチャンスに恵まれない、つまり失業当事者が自力で所得喪失を回復させることが見込めない状態も含めて、失業のすべてのハザードを保護するための公的な失業補償の仕組みの構築が必要であると判断した89。だが、ウィッテは、農業調整法(AAA)や全国産業復興法(NIRA)の成立が連邦政府による失業保険システムの成立のための下地にはなるが、まだ「憲法上の基盤がない」という点を懸念していた[Witte 1935=1962a, 239]。したがって連邦政府主導の全国的なスキームではなく、むしろローズヴェルト大統領の意向を踏まえて次のようなシステムを提案した。

大統領は、失業補償に関して、連邦政府と州政府との望ましい関係を「協力的な連邦政府と州政府の共同によるシステム(cooperative federal-state system)」として特徴づけた一それは連邦政府と州政府のお互いの権利をめぐる対立ではなく不安定で厄介な問題を共同で着手する、という統治におけるニューディールのことだ。[Witte 1935=1962a, 241]

ウィッテは、この連邦政府と州政府の共同によるシステムによって失業保険(補償)を制度化しようとするが、問題はシステムの運用面にあった。1932年のウィスコンシン州失業補償法は、ウィスコンシン・プランの失業補償を制度化したものであったが、他の州に同様の法律の制定を促すには困難が伴った。雇用者責任を回避したいと考える企業を取り込むために、失業補償法を敢えて制定しないという選択がありえたからだ。ウィッテは、この点を踏まえて、「連邦政府は、諸州が実施できるようにするためにも、実施しないことによって享受できる不公平な有利さから保護すべきだ」[Witte 1935=1962a, 241]と考えた。この場合、失業保険(補償)をめぐって、次の3つのシステムが考えられる。①国家主体のプラン―連邦政府が賃金税(payroll-tax)を徴収し、労働者に対して均一の補償を提供する。②連邦政府に

_

^{**} FERA の長官は、ニューヨーク州の救済事業局にいたハリー・ホプキンズ(Harry L. Hopkins)が務めた。FERA は、1935 年に「公共事業促進局(Works Progress Administration)」に引き継がれ、さらに、1939 年に Work Projects Administration と改称し、43 年に終了した。この FERA の救済の受給資格として注目すべき点は、人種、宗教、肌の色、市民権の有無、政治的党派による差別がないということであり、そのため、人口の1割を占める黒人も有資格者となり救済人口の6分の1を占めた。秋元[1999, 第4章]を参照願いたい。

⁸⁹ 因みにウィッテらの CES 側のほかにも外部からの提案もあった。例えば失業者の団体はもちろんアメリカの共産党や社会党といった左翼グループも支持したランディーン法案 (Lundeen Bill)は、労働者と農民による協議会を運営主体として、連邦政府がすべての失業者に対してその地域の平均賃金に相当する手当を支給するという内容であった。ウィッテは、この法案が現に労働している者のみを対象とするのではなく、すでに失業状態にある者を対象としているため、「失業保険提案というよりもむしろ本質的に救済である」[Witte 1935=1962a, 236]とみなしている。

よる助成金プラン―連邦政府が賃金税を徴収し、失業補償システムを国の最低基準に則って 運営している州に対して分配する。③連邦政府による税相殺プラン―州政府が直接賃金税を 徴収するが、給付金・受給資格・税金の各州の個々の基準に則って制定された保険システム に対して、雇用主が必要な分担金を支払っていれば、そのうちの 90%を連邦税から差し引く ことができる。

ウィッテは「すべての州の雇用主に対して均一の税金を課し、失業補償システムを実施した州に対して、税の相殺、または、税の償還を用いることによって達成可能だ」[Witte 1935=1962a, 241]と述べたように、実行可能性のあるプランとして指摘したのは、②と③であった。ただし②に該当する税償還法方式は、失業補償を目的として助成金を償還するため、結果として連邦政府が州をコントロールするように見える点に問題があった。したがってウィッテがより評価したのは、③の税相殺方式であった。ウィッテは、各州で実施にバラツキがあるという問題を克服するためにも、均一の賃金税を連邦政府が徴収するという連邦政府と州政府の共同による税相殺方式による失業保険プランを SSA で実現させようとしたのである[Witte 1935=1962a, 245]。

(2) 老齢年金に対する評価

次に老齢年金制度に関して、1937 年 2 月に執筆された「社会保障法における老齢保障 (Old-Age Security in the Social Security Act)」 [Witte 1937]におけるウィッテの見解から確かめよう。アメリカの老齢人口は、1870 年の 110 万人(全人口の 3%)から 1930 年には 670 万人 (同 5.4%)へと上昇し、それに伴い老齢者への生活の保障に対する関心も高まった。ウィッテによれば、SSA 成立当初の連邦議会内部における主要な関心は、あくまでも失業対策にあったが、実際に実施されるとむしろ「老齢保障に関心が移っていった」 [Witte 1937, 1]。

SSA は、労働者に対して連邦政府の運営する老齢年金制度(old-age pension system)へ の加入を義務付け、また各州に対して強制加入の失業保険制度を確立することを要求した。 この老齢年金保険制度は、労使双方に対して課される1%の賃金税を財源として、1937年か ら保険料の徴収がはじまり、1940年より給付金の支払いが開始された。SSAは、老齢保障 に対して「即時」と「長期」の2重のプログラムを提供した。一方の「即時プログラム」は、 「老齢扶助プログラム(The Old-Age Assistance Program) : Title I」として、困窮な老齢者 に対して即時に現金を支給するものであった。これは老齢者の「権利」ではなく「必要」に よってその交付金額が決定されており、一般財源から支払われるという意味において、受給 者の負担はない。受給資格は資産調査によって判定された。運営主体は州単位であり、連邦 政府の役割は州に対して費用の一部を財政的に援助するのみであった。また州は広範な自由 裁量を持ち、SSA の基準に基づく受給の認可の役割を担った。 他方の 「長期プログラム」 は、 「老齢給付金プログラム(The Old Age Benefits Program): Title II」であり、現役労働者が 老齢になった場合に支払いが行われるように計画された拠出型の老齢保険システムであった。 これは、法的に契約関係にあるのではないが、実質的に「権利」であり「必要」に基づくも のではない。そして受給者は、特別税を負担することでその財源に充てるという意味におい て拠出型であった。また運営の主体は、老齢扶助と異なり直接連邦政府が担い、州は運営面 と費用面の両方において関与しなかった[Witte 1937, 2]。

こうした即時と長期の2つのプログラムの概要を踏まえた上で、それぞれのプログラムか

ら発生する問題点に対してのウィッテの見解を明らかにしよう。

老齢扶助の定義は、65歳以上かついかなる公的施設にも収容されていない「貧窮の個々人」に施される公的扶助とされる90。扶助の実施に当たっては、①州政府が定めた老齢扶助のための州法に基づいて実施されること、②州政府は老齢扶助の費用の少なくとも一部を負担すること、③州政府による連邦法が定めた受給資格(年齢、居住、市民権)以上の厳格な設定を禁止するという条件が示されていた。しかしウィッテは、「一般に老齢扶助は、『老齢年金』と呼ばれている。そして、すべての人々は年金を得る権利がある、という広く行き渡った考えがあるし、資格のあるすべての人々は同額の交付金を受け取るべきだ、というより知られた考えがある」[Witte 1937, 10]という老齢扶助を支える観念91を示し、実際には老齢扶助を受け取っている 65歳以上の割合と、老齢扶助によって給付された金額において、各州の間でバラツキがあることを懸念した。それは「そのような大きな変動に対する責任の主要因は、老齢扶助の性質と目的をめぐって存在し続ける混乱にある」[Witte 1937, 10]と述べ、SSA法制化後の 1937 年時点において、成立したすべての老齢扶助法が、公的なサポートに依存している老人への扶助を制限し、また交付金額は個人の「必要」によって決定されるべきだと考えられていたからに他ならない。

次に、連邦政府による老齢給付金プログラムである。これは SSA に基づき、実際に 1936 年 12 月 31 日以降アメリカにおいて雇用されているすべての人々に対して支給されている。ただし、農業、家事労働、季節労働、公務員などと、自営業者も同様にこのプログラムから除外された。給付金を受け取れるのは、1936 年 12 月 31 日以降にこのプログラムの当該の雇用に就いている者、また、その後に該当しない職業や産業に移動したとしても権利を保有している者(ただし、給付金は当該の雇用における所得を基礎とする)である。1930 年のCES の推定によれば、4900 万人が雇用され、そのうち連邦老齢年金プランに含まれるのは2600 万人であった[Witte 1937, 11]。

このプログラムの実行に当たっては、次の点が問題となった。第一に、プログラムの財源をめぐる問題である。それは財源案同時提出方式(pay-as-you-go)または赤字財政のいずれの方式を選択するかであった[Witte 1937, 29]。ウィッテは、当初は現役労働者と老齢にメリットが高い前者を主張していたが、SSAの原案では赤字財政で委員会の意見が一致した。だが、実際には将来世代との不公平感の問題から特別税を課税するという方向となった。第二に、合憲性と運用面の問題である。かつて労働災害補償法に違憲判断を示した裁判所も、次第に社会状況の変化の中で立法の解釈を変更させ、合憲の判断を示していったが、ウィッテは連邦政府に老齢年金への加入強制の権限を認めるかどうかまだ判然としないという指摘にとどめている。そして運用面では、主にヨーロッパ諸国で政府による運用がなされている実態と照らして、アメリカでも強制的な老齢保険制度を連邦政府によって実施可能であるとウィッテは判断していた[Witte 1937, 36-37]。

⁹⁰ 連邦政府からの援助は、65 歳以上で施設収容者では無い個人に対して1カ月15ドルを支給した場合に限定され、州政府がこの条件の範囲外で老齢扶助を施しても補填されない。

⁹¹ 因みにこの考え方は、1934年に提出されたタウンゼンド案にも影響を与えた[Witte 1937, 10]。タウンゼンド案は、アメリカの改革家であるフランシス・タウンゼンドが提出した年金法案で、60歳以上の退職者全員に月額 200ドルを支給する内容であった。タウンゼンド案について詳細は、Amenta[2006]を参照願いたい。

第3節 SSA における思想的基盤

所収)を財務省に提出している。

大恐慌がもたらした経済の破綻や社会的な危機に対処するため、それまでの自由放任的な政府の役割ではなく、経済のあらゆる分野にまで制度的な規制や統制を拡大することが求められた。ニューディールの特徴は、労使関係、銀行業務、証券取引などの分野が顕著なように、新たな社会システムとしての制度的な規制、統制、監視という政府や行政機能の役割を大きく拡大したことにあったといえる。実際には、1935年から36年にかけて初期ニューディールにおいて成立した多くの立法が違憲判決を受け、ローズヴェルト大統領は「裁判所抱き込み計画(Court Packing Plan)」を立案したが、そのことによる混乱が連邦議会内部での対立をもたらし、民主党に動揺を与えた。このような文脈の中で1935年に成立した社会保障法を捉えた場合、小論で検討したように、ウィッテをはじめとするCES内部ではいかに実行可能なプランとしてするかに最大の関心があったといえる。この点の特徴をまとめれば、以下のようになる。

SSA として成立したアメリカの社会保障制度に対するウィッテの評価は、社会保険制度としては所得の分配という意味で不十分であったし、公的扶助に関しても受給資格の判定に資産調査が義務付けられており、運営に関しても州や地方における裁量を認めている点において、連邦レベルでの体系的な社会保障制度とは呼べないものであったといえる。SSA の老齢年金、遺族年金、廃疾給付年金については、完全な拠出型ではなく公的扶助による救済も含んだヨーロッパ型であり、そのような社会保障の実現を目指したオハイオ・プランの成果が入り込んでいるといえる。失業保険に関しては、各州に強制加入を義務付けた点に特徴があり、これは AALL やコモンズが構想した失業保険制度を連邦レベルで実現させるものであったと考えられる。CES の主要メンバーがウィスコンシン型の考えを持っていたこともあり、SSA の失業保険は、連邦政府による所得の再分配機能は実質的な意味をなさず、あくまでも州の自由裁量によって管理運営が委ねられ、結果的に国家による介入に危機感を抱くアメリカ的な理念を支持したといえる92。

このようにウィッテは、コモンズの雇用者責任による予防プランには限界を見てとったが、それは単に失業保険プランの制度設計に対する限界を指摘するに留まらず、現実に運用できる仕組みづくりの中で、大きな枠組みを損なわない程度の妥協も受け入れる態度を示したものであった。なぜならウィッテ自身が、1900年代初頭のウィスコンシン州における大学と州政府との連携をデザインした社会貢献プログラムである「ウィスコンシン理念(Wisconsin Idea)」の典型者であったからだ。だが、「ウィスコンシン理念」の典型といっても、ウィッテは単に大学と州政府の密接な結びつきのみを重視していた訳ではない。「ウィスコンシン理

⁹² ウィッテは、我が国においてとりわけ第二次大戦後に税制使節団長として GHQ に対し「シャウプ勧告」を行った人物として知られる財政学者のシャウプ(Carl S. Shoup, 1902-2000)に対して、社会保障法の構築に際して経済保障の対策のための財政面の研究を依頼したが失敗に終わった[Witte 1962b, 33]。因みに、シャウプは、1938 年 9 月に「アメリカにおける老齢保障プログラムの課税側面(Taxation Aspects of the Old-Age Security Program in the United States)」と題するメモ(横浜国立大学付属図書館 "Shoup Collection"

念」が 1900 年代のウィスコンシン州市民のウェルフェアを増進させるための「その場に応じた程よい立法や規制」を形成する改革であったことからも、ウィッテはむしろ 1930 年代の文脈の中でその理念を活かしつつも、現実に実行可能なプランを模索したといえる。そして、セオドア・ローズヴェルト、ウィルソン、そしてフランクリン・ローズヴェルトの各大統領も、この「ウィスコンシン理念」の影響を受けており、また、オルトマイヤーとウィッテは共にウィスコンシン大学のコモンズの弟子筋にあたる人物であることからも、CESで社会保障制度の設計の中心を担っていったのは、当時実行可能性の高さを評価されたルービノウやエプスタインといったオハイオ型の人物ではなかったのである。

終章 コモンズ経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現

(1) コモンズ経済思想の特徴

以上本稿では、コモンズの産業統治思想と社会保障制度に関する議論について考察した。 この考察をもとに、議論の枠組みを今一度整理しておこう。

もともとピューリタンの入植に始まる移民国家として成立したアメリカであったが、南北戦争後から 19 世紀末にかけて到来した新移民は、経済社会に対する質的・文化的な変化をもたらし、在来の労働者を含む中で労働市場も急速に変貌を遂げた。第二次産業革命による重化学工業の台頭と企業合併の促進によりビッグ・ビジネス体制が成立し、その背後には急速に所得と資産の不平等が拡大していった。このような大規模な産業構造の変化や、不況の到来、格差の拡大といったアメリカ独自の文脈において、主に州を単位として積み重ねられてきたニューディール以前の多様な社会保障構想をベースに、アメリカの福祉国家が成立したといえる。コモンズは、まさにこのようなアメリカ固有の問題に取り組んだ人物として位置づけることができる。

コモンズの意思的経済理論と産業統治思想の前提となる思考方法は、現実社会の中で実際 に動いている萌芽的な取り組みを見出し、それらを法的なルール整備により拡大させていく ことで「その場に応じた程よい価値」を実現しようとする発想であった。アメリカ合衆国憲 法における法的概念は、アメリカ社会の実態的な変化に伴って、伝統的なコモン・ローの解 釈ではもはや捉え難い範囲を含む概念となり、裁判の過程においてその定義自体の意味内容 も変化していく。例えば、「自由」や「財産」といった憲法上の概念では、ビッグ・ビジネス 期を背景として、単なる有体物に対する自由や財産という意味のみならず、あらゆるものに 対して期待される交換価値を含めた広い意味内容を含む概念へと読み替えられていった。こ うした連邦最高裁判所の多数意見に見られる憲法上の概念の伝統的解釈の乗り越えは、「平 等」や「デュー・プロセス」の概念においてもいえることであった。コモンズは、交渉の在 り方を歴史的な進展の中で捉えようとする議論において、イギリスのコモン・ローの系譜を 借りながらアメリカ産業主義の時代の賃金交渉を特徴づけていった。そして、この時代にふ さわしい賃金交渉が、労働組合の合法化による交渉力の実質的な平等の達成にあると見なし た。したがって、法の手続における適正さの基準自体も、一部の下級裁判所や反対意見の判 断に見出せるように、実体的な利益の保護を含めて解釈されるように必然的に変化しなけれ ばならない。このようにコモンズが、英米の膨大な判例研究により法の変化のプロセスを読 み取った意図は、慣習の人為的選択によって成り立つコモン・ローの中に自身の発想を位置 付けるためといえる。また、判例分析のみならず「その場に応じた程よい価値」を実現する ための判断や方向性を指し示していく態度も、コモンズ思想の特徴である。

現実に動くアメリカ社会では、様々な失業問題や労働問題への対策を含め、労使双方にメリットをもたらす好意に基づく取り組み(グッドウィル)に基づく新しい労働慣行が形成されていくことになる。そこでは、このグッドウィルに基づく新たな労働の慣行が、伝統的な契約の自由の侵害に当たるのではなく、むしろ私的なレベルを超えた一般的な福祉の向上に寄与する公的目的を持つという意味において、立法を通して拡大すべき慣行であるといかに見なされるかが問われていく。コモンズが、公的な裁定者に求めたのは、こうした実態的な

変化に合わせて公的目的の意味を読み取り、労使間のグッドウィルの拡大を通して、アメリカ産業全体のパフォーマンスの向上や安定的な取引に結びつけようとする意思的な動きであった。実は、法概念の変更を認めていく裁定者の意思的な行為も、累積的な変化といえる。公的目的を実現させるために実態面を含めて解釈すべきだと見なす反対意見や下級裁判所の革新的な判断を端緒に、その判断の積み重ねによって、やがて最高裁判所の多数意見の形成にまで至るという進化のプロセスでもあるからだ。

弱者たる労働者一人ひとりの交渉力の向上が、集団化という個人の自由の制限によってむ しろ実現されるのだという考えは、いかに公的目的となり得るのか。それには、集団化によ る自由の制限が、却ってアメリカ社会全体のウェルフェアの改善に結びつき、より大きな自 由を個人に与えるものだという新たな認識の社会への浸透が肝要である。コモンズが連邦最 高裁判所の判断に期待するのは、このような新しい労働のコモン・ローを認め、その立憲的 枠組みの中に労使双方を服従させていくことにあった。

社会保障分野の制度設計においても、この私的なグッドウィルを公的な問題として拡大するという発想は重要な意義をもった。ケガや失業、あるいは長寿という偶発事の発生に対して、産業に携わる人間への備えはどのように整備すべきか。比較的小さなコミュニティーを単位に考えれば、互助のネットワークなどを中心に扶助や救済の制度がうまく機能していたかもしれない。しかし、ビッグ・ビジネスの到来は、労働者として新たに市場に参加するメンバーの流動性を高め、機械化による新たな偶発事の発生をもたらした。こうした事情の中で、州単位ではなく連邦単位での社会保障制度の設計が喫緊の課題となるのだが、特定の個人や集団に対する保護立法を禁止するというアメリカ固有の憲法上の規定の中で、どのように社会保障制度を受け入れていくのかという思想的な土台自体もまた問われていくことになる。

コモンズが、労働災害補償や失業保険、また老齢年金という各制度の構築にあたって重視 したのは、産業全体の安定的で自立的な維持発展を支えるために、労使間で実際に機能して いる私的な対策を超えた部分の制度化にあった。それは、労使双方のグッドウィルに基づく 新しい取り組みを、立法という強制手段によって他の雇用者にも浸透・拡大させていく構想 に他ならない。だが、このような制度の構築に際して憲法上の規定との接点を見出すには、 労働者側に降りかかる偶発事の発生原因を産業自体に求める、労働者もまた産業の主要な担 い手に成り得るという認識を拡大させる必要があった。このような新たな認識を裁判所が拾 い上げ、法概念の解釈の中に落とし込むことによってさらに認識が拡大するというプロセス は、「その場に応じた程よい価値」を実現するための資本主義の在り方にとって重要な要素で あった。コモンズが、具体的な社会保障制度の構築においてその核心となるアイディアは、 もともと労働災害の補償において提示された雇用者責任と言う考え方であった。労働災害と いう偶発事の発生に大きな責任を持つのは、あくまでも雇用主側であると見なし、彼らにリ スクを転嫁させるというものである。このリスク転嫁のアイディアを失業問題にも当てはめ、 失業予防の責任を雇用者に求めた。雇用者は各自で基金を設立し、実際に失業という偶発事 に遭遇した労働者に給付を行う仕組みである。それは、一方で、レイオフや解雇を減らし雇 用を繋ぎとめておくことが、結果的に失業に伴うコストの削減につながるという雇用者の意 識に直接訴えかけ、他方で、労働者にとって安定的な雇用の場が確保できるという、労使双 方にメリットをもたらす制度設計であった。しかしながら、例えば州を跨いで産業規模を拡 大する場合や大恐慌といった個人の努力では対処不能な事態が生じた場合に、雇用者個人に

よるコスト削減という利潤動機のみに訴えかけることで維持される失業補償という仕組みは 有効な手段とはなり得なかった。よって、統計データの分析による保険数理学的に組み立て られたリスク分散による労働者の生活水準の改善を行うルービノウの構想に対して、コモン ズのリスク転嫁型のアイディアは、その後のニューディールにおける社会保険分野で主要な 位置を占めることはできなかった。

だが、ニューディール期にウィッテを中心とする CES において構築された社会保障法の実際的な運用において、リスク転嫁のプランを選択するか、あるいはリスク分散のプランを採用するかは、各州政府の判断によることが認められた。つまり、国家が運営主体となる社会保険制度への「強制加入」ではなく、国家によるアイディアを採用する保険制度への「加入の強制」ということを意味した。このような背景には、連邦政府の権限が及ぶ範囲を限定することによって、国家による介入を自由への制約だと見なすアメリカ的な傾向との着地点を見出す意図があったのだ。ウィッテは、あくまでもコモンズのリスク転嫁による予防プランに限界を見て取りながらも、現実の中でグッドウィルを拡大させる仕組みの必要性を適切に判断していく態度を持っていた。ウィッテは、ウィスコンシン大学においてコモンズの弟子でありながらも、「コモンズから得られたアイディアは、コモンズがクラスで述べたことや、彼の著作から得られたものではない。彼がその時々に興味関心があった実際的問題について、彼とともに活動したことからである」[Witte 1954, 131]と述べたように、あくまでも現実に即した経済学者であったといえる。それは、ウィッテもまた「ウィスコンシン理念」の体現者であり、コモンズの「その場に応じた程よい価値」を実現するという発想の延長線上に位置する人物であったからに他ならない。

こうして見てくると、先に述べたコモンズが持つ労使間のグッドウィルを判断し適正に拡 大させるという思考方法は、意思的な発想を持つ産業統治の思想と、労働者の生活の安定化 を目指す社会保障制度の構想とのいわばブリッジの役割を果たすものであったといえる。こ のような意思的な側面を取り込むコモンズの制度経済学は、市場メカニズムの中で欲求を所 与とする合理的な人間が価格を目安に動くことで均衡状態に至り、資源の最適配分が達成さ れると説く正統派経済学を補う視点も持っていた。労働市場を例に見てみよう。コモンズの 場合、市場の内側だけではなく外側にも意思を持った人間が存在し、4 人の登場人物が市場 における取引の主体と見なしている。契約の自由をベースとする市場においては、潜在的な 当事者の供給側、つまり潜在的な労働者は、より多くのメリットを求め、好条件の提示次第 で参加を考える優位な当事者もいれば、そもそも市場への参加資格を持たない当事者もいる。 雇用者側は、一方で、労働市場の流動化によって新たな労働者に巡り合うチャンスが拡大す るが、他方で、仕事のノウハウを持つ労働者を継続して雇用するメリットを失う可能性も十 分に考えられる。そこで、いわば第5の当事者としての裁定者が、労使間に存在するグッド ウィルを適切に判断し市場を取り仕切るルールとして設定していく。労働者側には、法的に 文化的背景を公平に扱い資格を与えることや、交渉力が微弱な当事者同士の集団化を容認す ることで雇用のチャンスが獲得され、雇用者側は、敢えて新たな人材ではなく、従来からの 労使のグッドウィルを活用することでコスト削減とパフォーマンスの維持・拡大が達成でき る。こうした裁定者による法的枠組みの整備を取り入れたことに、コモンズの制度経済学の 特徴を認めることができる。

コモンズが、アメリカ社会の変化において見出した問題、つまり、産業に携わる人間のウェルフェアをいかに確保するのかということは、あくまでも個人の自由に対する制約が皆無

な状況でもなく、あるいは、個人の自由が存在しない社会主義やファシズムに陥ることでもなく、アメリカの資本主義体制を維持することを前提に解決されるべき問題であった。コモンズは、社会の変化に伴って、個人の自由を制限する代わりにより大きな自由を確保する手段を許容すべきであるという人々の認識の変化によって、グッドウィルを基礎とした労働立法や社会保障制度を整備することが、憲法の枠組みの中での新たな自由の追加であると裁判所によって合法化されることで「その場に応じた程よい価値」を実現していくための資本主義の在り方と考えたのである。要するにコモンズは、アメリカ的な個人の自由の伝統に、新たな自由の追加を認めるという、適正な思考方法のプロセスに従って、弱者たる労働者の自由や権利を確保するという公的目的を実現させるための制度的な枠組みを選択し、結果的に労使双方の自由の拡大が進むことで彼らのウェルフェアを改善させようとする経済思想であったのだ。

(2) コモンズ研究と今後の見通し

最後に、従来のコモンズ研究の中で、産業統治思想と社会保障制度の思想的起源という二つの分析視点を用いることによって本稿が新たに解明した点の位置づけと、今後の研究見通しについて述べたい。

Gruchy[1947]や Dorfman[1959]など、広範に渡る制度学派研究の中でも、とりわけコモンズに関しては、『制度経済学』や『集団行動の経済学』を主なテクストとして取り上げ、彼の制度経済学の解明を通してその全体像を描き出すことに焦点があてられていた。その後のRamstad[1986]、伊藤[1975]、田中(敏)[2002]の研究では、グルーチーやドーフマンの研究をベースに、他の制度派や主流派経済学者との比較検討を主な研究主題とした。近年では、Rutherford[2011]が、制度派という運動自体を網羅的に検討し、ウィスコンシンを拠点にコモンズの人脈の広がりが検討されている。また、コモンズの経済思想が「新自由主義」の典型であることが高[2004]によって明らかにされてきている。本稿は、これらの観点を踏まえながらも、従来の研究において必ずしも主題的に取り上げられてきたとは言えないコモンズの主著の一つである『資本主義の法的基礎』により密着することによって、彼が捉えた法の変化の中で着地点を裁定者の意思の動きから導き出すという意思的な議論を明確にし、公的目的を実現するための産業統治思想の全体像を解明した。

Gonce[2006]は、コモンズの人物像を丹念に掘り起こす研究を行う中で、『労働立法の原理』の成立過程を克明に描いている。本稿は、『労働立法の原理』のとりわけコモンズが労働者のウェルフェアの向上につながる仕組みを取り上げた部分を子細に検討することを通して、その労働理論と労働立法の合憲性に関する議論が持つ特徴を明らかにした。また、この産業統治思想の思考方法の淵源を捉えるという観点から、従来の研究ではエッセイ集に過ぎないとしてほとんど重視されていなかった『インダストリアル・グッドウィル』の各トピックを丹念に掘り起こし、グッドウィルに基づく制度設計を問題にするコモンズの特徴を明らかにした。

本稿は、社会保障制度の思想的基盤を確かめる研究においても、大きな成果が得られた。 従来の研究では、佐藤[2008; 2011]のウィスコンシンの州レベルにおける立法形成過程を描いた緻密な研究や、菊池[1998]が社会保障制度の特に年金保険の基本構造に着目して研究しているが、やはり、ニューディール研究の一環として、社会保障法に焦点を当てる研究(藤 田[2005]、中島[2006])が多くみられる。Lubove[1968]や Moss[2002]も部分的に扱ってはいたが、その制度設計の基礎となる思想をテクストに密着して内在的に理解しようとする試みはほとんど見られないと言ってよい。本稿が、コモンズの『インダストリアル・グッドウィル』のみならず、アンドリューズとの共著『労働立法の原理』や、他の社会保障スキームを模索したルービノウの『社会保険』を読み解くことで、どのような思想を持って社会を支える基盤が形作られていったのか、またそれがニューディール大きな影響を及ぼす中核的な思想であったことが明確にできた。さらに、内外において、ニューディールの社会保障法において指導的な役割を果たしたウィッテの論稿を本格的に検討した研究はこれまでほとんど見当たらない。英語圏においては、Schlabach[1969]や Johnson[1998]によってウィッテの伝記的な解説に焦点を当てた研究があるが、我が国においては、坂本[1967-68; 1969; 1972-73]による、ウィッテの社会保障、医療保障、および失業補償に関する数編の論文の翻訳という先駆的な業績があるのみだ。本稿は、多様なアイディアが実際の立法化のプロセスではどのように入り込んでいったのかという観点からウィッテの著作を素材として読み解くことで、社会保障制度の生成に関する思想の連続面や断続面がより明確にできた。

このように本稿では、コモンズ経済思想を、産業統治思想と社会保障制度の構想の観点から考察してきた。しかしながら、コモンズ経済思想の全体像をより緻密に描き出すためには、次の観点からのさらなる研究が必要である。①本研究で明らかにできた産業統治思想と、移民問題や人種問題を主題に扱った初期著作とを付き合わせる作業、②実態的な労働調査に基づく膨大な資料集と『資本主義の法的基礎』との関係、③『資本主義の法的基礎』において主題的に扱われた判例研究に基づく意思的な議論の執筆構想を含めたアイディアの淵源の解明、④「正統派経済学」の理論モデルとコモンズの取引モデルにおける人間観や、また制度学派と称される人物が前提とする人間観との比較検討、⑤財政面を含めた社会保障制度の在り方をめぐる研究など、いずれも今後の研究課題とせざるを得ないけれども、アメリカ経済思想史研究を通してウェルフェアの在り方を考えるという問題関心を持ちながら、こうしたコモンズから派生する重要な研究を深化させていきたい。

【参考文献】

- Albert, Alexa and Yngve Ramstad. 1997. "The Social Psychological Underpinnings of Commons's Institutional Economics: The Significance of Dewey's "Human Nature and Conduct"," *Journal of Economic Issues*. Vol. 31. No. 4. December: 881-916.
- ——. 1998. "The Social Psychological Underpinnings of Commons's Institutional Economics II: The Concordance of George Herbert Mead's "Social Self" and John R. Commons's "Will"," *Journal of Economic Issues*. Vol. 32. No. 1. March: 1-46.
- Almeida, Felipe. 2011. "Vicarious Learning and Institutional Economics," *Journal of Economic Issues* Vol. XLV No. 4 December: 839-855.
- Altmeyer, Arthur J. 1958. "The Wisconsin Idea and Social Security," *The Wisconsin Magazine of History* Vol. 42 No. 1 Autumn: 19-25.
- Amenta, Edwin. 2006. When Movements Matter the Townsend Plan & the Rise of Social Security. Princeton University Press.
- Barbash, J. 1976. "The Legal Foundations of Capitalism and the Labor Problem," *Journal of Economic Issues* 10(4)December: 799-810.
- Beveridge, W. H. 1910. *Unemployment: a problem of industry*. 2nd ed. London: Longmans. Green and co.
- Biddle, Jeff E. 1990a. "Purpose and Evolution in Commons's Institutionalism," *History of Political Economy* 22:1.
- ——. 1990b. "The Role of Negotiational Scychology in J. R. Commons's Proposed Reconstruction of Political Economy," *Review of Political Economy* 2.
- Biddle, Jeff E. and Warren J. Samuels. 1995. *Introduction to the Transaction Edition of Legal Foundation of Capitalism*. New Brunswick: Transaction Publishers.
- Buenker, John D. 1998. *The History of Wisconsin volume IV: The Progressive Era, 1893-1914*. Madison: State Historical Society of Wisconsin.
- Caldari, Katia. 2010. "Institutional Economics and the Concept of Equilibrium," *Journal of Post Keynesian Economics* Vol. 32 No. 4 Summer: 601-622.
- Carstensen, Vernon. 1956. "The Origin and Early Development of the Wisconsin idea," The Wisconsin Magazine of History. Vol. 39 No. 3 Spring: 181-188.
- Chamberlain, Neil W. 1963. "The Institutional Economics of John R. Commons," in *Institutional Economics: Veblen, Commons, and Mitchell Reconsidered*. Berkely: University of California Press.
- Chasse, J. Dennis. 1986. "John R. Commons and the Democratic State," *Journal of Economic Issues*. 20(3)September: 759-784.
- . 1991. The American Association for Labor Legislation: An Episode in Institutionalist Policy Analysis. *Journal of Economic Issues*. 25(3)September: 799-828.
- Cohen, W. J. 1960 "Edwin E. Witte (1887-1960): Father of Social Security," *Industrial and Labor Relations Review*. October.
- Cohen, Joseph L. 1921. Insurance against Unemployment with special reference to British and American conditions. London. P. S. King & Son Ltd.. Orchard House. Westminster.

- Commons, John R. 1899-1900. "A Sociological View of Sovereignty," *American Journal of Sociology*. Vol.V. 1-15. 155-171. 347-366 (July-November. 1899); Vol.V. 544-552. 683-695. 814-825 (January-May. 1900); Vol.VI. 67-89 (July. 1900).
- —. 1907. Races and Immigrants in America. New York: Macmillan Co. (second ed. 1920).
- —. 1910. A Documentary History of American Industrial Society. Cleveland. Ohio: the Arthur Clark Co.
- —. 1913. Labor and Administration. New York. The Macmillan Co.
- —. 1919. *Industrial Goodwill*. New York: McGraw-Hill Book Co.
- ----. 1924. Legal Foundations of Capitalism. New York: The Macmillan Co. 新田隆信・中村 一彦・志村治美訳『資本主義の法律的基礎』(上巻) コロナ社.1964.
- ——. 1934a. Institutional Economics; Its Place in Political Economy. New York: The Macmillan Co.
- —. 1934b. *Myself: the Autobiography of J. R. Commons.* Madison: The University of Wisconsin Press.
- ----. 1950. The Economics of Collective Action. Madison: The University of Wisconsin Press. 春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂銀行研究社. 1959.
- Commons, John R. and John B. Andrews. 1916. *Principles of Labor Legislation*. New York and London: Harper and Brothers. 池田直視・吉原節夫訳『労働法原理(第 4 版)』(全 2 冊)ミネルヴァ書房. 1959. 1963.
- Commons, John R., Ulrich B. Phillips, Eugene A. Gilmore, Helen L. Sumner, and John B. Andrews. 1910-1911. *A Documentary History of American Industrial Society*. Cleveland: Arthur H. Clark.
- Commons, John R. and Associates. 1918 and 1935. *History of Labor in the United States*. New York: Macmillan Co.
- Commons, John R., Willis Wisler, A. P. Haake, O. F. Carpenter, J. M. Turner, E. B. Dietrich, Jean Davis, and Malcolm Sharp. 1921. *Industrial Government*. New York. The Macmillan Co.
- Costa, Ana Narciso and José Castro Caldas. 2011. "Claiming Choice for Institutional Economics," *Journal of Economic Issues*. Vol.XLV. No. 3. September: 665-684.
- Covaleski, Mark A., Dirsmith, Mark W., and Sajay Samuel. 1997. "A Strategic Deconstruction of John R. Commons's Regulatory Discourse," *Journal of Economic Issues*. Vol.31. No. 1. March: 1-27.
- Dawson, Richard. 1998. "Sovereignty and Withholding in John Commons's Political Economy," in *The Founding of Institutional Economics : The Leisure Class and Sovereignty*. edited by Warren J. Samuels. London and New York: Routledge: 47-75.
- Dorfman, Joseph. 1959. *The Economic Mind in American Civilization 1865-1918*. New York. A. M. Kelly.
- Douglas, Paul H. 1930[1966]. *Real Wages in the United States 1890-1926*. New York: Augustus M. Kelley Publishers.
- Dugger, William M. 1996. "Sovereignty in Transaction Cost Economics: John R. Commons and Oliver E. Williamson," *Journal of Economic Issues*. Vol. 30. No. 2. June:

- 427-432.
- Elkin, Philip. 1956. "The Father of American Social Insurance: I. M. Rubinow," *The Review of Insurance Studies*. Vol. 3. No. 3. Fall: 105-112.
- Ely, Richard T. 1914. *Property and Contract in their Relations to the Distribution of Wealth*. New York: The Macmillan Company.
- Finn, Daniel Rush. 1997. "Institutional Processes from John R. Commons to Michael Walzer: An Image of the Market as a Sphere of Human Interaciton," *Journal of Economic Issues*. Vol. 31. No. 2. June: 409-415.
- Fusfeld, Daniel R. 1970. The Economic Thought of Franklin D. Roosevelt and the Origins of the New Deal. New York. Columbia University Press.
- Gibbon, I. G. 1911. *Unemployment Insurance : a study of schemes of assisted insurance*. London: P. S. King & Son Orchard House. Westminster.
- Glad, Paul W. 1990. The History of Wisconsin volume V: War, a New Era, and Depression, 1914-1940. Madison: State Historical Society of Wisconsin.
- Gonce, Richard A. 1966. "The Development of John R. Commons's System of Thought," Ph.D. Thesis, The University of Wisconsin Madison: 550p.
- —. 1971. "John R. Commons's Legal Economic Theory," *Journal of Economic Issues*. 5(3) September: 80-95.
- —. 1976. "The New Property Rights Approach and Commons's Legal Foundations of Capitalism," *Journal of Economic Issues*. 10(4) December: 765-797.
- —. 1996. "The Social Gospel. Ely. and Commons's Initial Stage of Thought," *Journal of Economic Issues*. 30(3) September: 641-665.
- —. 1998. "The Identity and Significance of Commons's *A Sociological View of Sovereignty*," in *The Founding of Institutional Economics: The Leisure Class and Sovereignty*. edited by Warren J. Samuels. London and New York: Routledge: 76-96.
- —. 2002. "John R. Commons's "Five Big Years": 1899-1904," American Journal of Economics and Sociology. 61(4) October: i+755-777.
- ——. 2006. "John R. Commons' Successful Plan for Constitutional Effective Labor Legislation". *Journal of Economic Issues*. 40(4) December: 1045-1067.
- Gruchy, Allan G. 1947. *Modern Economic Thought: The American Contribution*. New York: Prentice-Hall. Inc.
- Henderson, G. C. 1920. "Railway Valuation and the Courts," *Harvard Law Review*, Vol. 33. No. 7. May: 902-928 and No. 8. Jun: 1031-1057.
- Hohfeld, W. N. 1913. "Some Fundamental Legal Conceptions as applied in Judicial Reasoning," *The Yale Law Journal*. Vol. 23. No. 1. Nov: 16-59.
- Issacs, Nathan. 1923. "How Lawyers Think," *Columbia Law Review*, Vol. 23, No. 6. Jun: 555-563.
- Johnson, David B. 1998. "The "Government Man": Edwin E. Witte of the University of Wisconsin," *The Wisconsin Magazine of History*. Vol. 82 No. 1 Autumn: 32-51.
- Kanel, Don. 1985. "Institutional Economics: Perspectives On Economy and Society." Journal of Economic Issues. Vol. 19. No. 3. Sep: 815-828.

- Kreader, J. Lee. 1976. "Issac Max Rubinow: Pioneering Specialist in Social Insurance," *Social Service Review*. Vol.50. No.3 September: 402-425.
- Lampman, Robert J. (ed.). 1993. *Economists at Wisconsin: 1892-1992*. Canada: The Board of Regents of the University of Wisconsin System.
- Lawson, Clive. 1996. "Holism and Collectivism in the Work of J. R. Commons." *Journal of Economic Issues*. Vol.30. December.
- Lieberman, Elias. 1950. Unions before the bar; historic trials showing the evolution of labor rights in the United States. New York. Harper. イリアス・リーバーマン. 近藤享一・佐藤進訳『労働組合と裁判所―アメリカにおける労働者の基本権の発展を示す歴史的な労働事件』. 弘文堂. 1958.
- Lubove, Roy. 1968. *The Struggle for Social Security 1900—1935*. Cambridge. Mass.: Harvard Univ. Press. 古川考順訳 1982 『アメリカ社会保障前史生活の保障:ヴォランタリズムか政府の責任か』 川島書店.
- Malisoff, Harry. 1939a. "The Emergence of Unemployment Compensation I." *Political Science Quarterly*. Vol. 54. No. 2. 237-258.
- —. 1939b. "The Emergence of Unemployment Compensation II." *Political Science Quarterly*. Vol. 54. No. 3. 391-420.
- —. 1939c. "The Emergence of Unemployment Compensation III." *Political Science Quarterly*. Vol. 54. No. 4. 577-599.
- —. 1940. "The Import of Theory in Unemployment Compensation." *Political Science Quarterly*. Vol. 55. No. 2. 249-258.
- Meramveliotakis, Giorgos and Dimitris Milonakis. 2010. "Surveying the Transaction Cost Foundations of New Institutional Economics: A Critical Inquiry," *Journal of Economic Issues*. Vol. XLIV. No. 4. December: 1045-1071.
- Moss, David A. 1996. Socializing Security: Progressive-Era Economists and the Origins of American Social Policy. Harvard University Press.
- 2002. When All Else Fails: Government as the Ultimate Risk Manager. Harvard University Press. 野村マネジメント・スクール訳『民の試みが失敗に帰したとき〜究極のリスクマネジャーとしての政府〜』. 野村総合研究所. 2003.
- Nelson, Daniel. 1969. *Unemployment Insurance: The American Experience.* 1915-1935. Madison: University of Wisconsin Press.
- Parsons, Kenneth H. 1942. "John R. Commons' Point of View," *The Journal of Land and Public Utility Economics*. Vol. 18. No. 3. Aug: 245-266.
- Patterson, James T. 2000. America's Struggle Against Poverty in the Twentieth Century. Cambridge: Harvard University Press.
- Quadagno, Jill S. 1984. "Welfare Capitalism and the Social Security Act of 1935," American Sociological Review. Vol. 49 No. 5. Oct : 632-647.
- Raushenbush, Paul A. 1933. "The Wisconsin Idea: Unemployment Reserves," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*. Vol. 170. Nov: 65-75.
- Ramstad, Yngve. 1986. "A Pragmatist's Quest for Holistic Knowledge: The Scientific Methodology of John R. Commons." *Journal of Economic Issues*. Vol. 20. No. 4. Dec:

- 1067-1105.
- —. 1987. "Institutional Existentialism: More on Why John R. Commons Has so Few Followers," *Journal of Economic Issues*. Vol. 21. No. 2. Jun: 661-671.
- ——. 2001. "John R. Commons's Reasonable Value and the Problem of Just Price," *Journal of Economic Issues*. Vol. 35. No. 2. Jun : 413-425.
- ——. 2001. "John R. Commons's Reasonable Value and the Problem of Just Price," *Journal of Economic Issues*. Vol. 35. No. 2. Jun : 413-425.
- Robertson, David B. 1988. "Policy Entrepreneurs and Policy Divergence: John R. Commons and William Beveridge," *Social Service Review*. 62. September: 504-531.
- Rodgers, Daniel T. 1998. *Atlantic Crossings: Social Politics in a Progressive Age*. Cambridge. Massachusetts. and London. England: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Rubinow, I. M. 1913. *Social Insurance with special reference to American conditions*. New York: Henry Holt and Company.
- —. 1933. "The Ohio Idea: Unemployment Insurance," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*. 170. 76-87.
- —. 1934. *The Quest for Security*. New York: Henry Holt and Company.
- Rutherford, Malcolm. 1983. "J. R. Commons's Institutional Economics," *Journal of Economic Issues*, 17(3) September: 721-744.
- —. 1997. "American Institutionalism and the History of Economics," *Journal of the History of Economic Thought*, 19(2): 178-195.
- ——. 2000. "Understanding Institutional Economics: 1918-1929," *Journal of the History of Economic Thought*, 22(3): 277-308.
- —. 2006. "Wisconsin Institutionalism: John R. Commons and his Students," *Labor History*, 47 (May): 161-188.
- ——. 2009a. "Toward a History of American Institutional Economics," *Journal of Economic Issues* Vol.XLIII No. 2 June: 309-318.
- ——. 2009b. "Did Commons Have Few Followers? Continuing my Conversation with Yngve Ramstad," *Journal of Economic Issues* Vol.XLIII No. 2 June: 441-448.
- ——. 2010. "Science and social control: the institutionalist movement in American economics, 1918-1947," *Erasmus Journal for Philosophy and Economics* 2(3) Autumn: 47-71.
- —. 2011. The Institutionalist Movement in American Economics. 1918-1947: Science and Social Control. New York. Cambridge University Press.
- Schlabach, Theron F. 1969. Edwin E. Witte: Cautious Reformer. Madison. State Historical Society of Wisconsin.
- Valentinov, Vladislav. 2009. "Mapping the Third Sector in John R. Commons' Typology of Transactions," *Journal of Economic Issues* Vol.XLIII. No. 4. December: 917-930.
- Witte, Edwin E. 1937. "Old Age Security in the Social Security Act," *The Journal of Political Economy* Vol. 45 No. 1 Feb: 1-44.
- —. 1951. Five lectures on social security. Rio Piedras. Labor Relations Institute. College of

- Social Sciences. University of Puerto Rico.
- —. 1954. "Institutional Economics as Seen by an Institutional Economist," *Southern Economic Journal* Vol. 21. No. 2 Oct: 131-140.
- ——. 1962a. *Social Security Perspectives*. edited by R.J. Lampman. Madison. The University of Wisconsin Press.
- —. 1962b. the Development of the Social Security Act: A Memorandum on the History of the Committee on Economic Security and Drafting and Legislative History of the Social Security Act. Madison. The University of Wisconsin Press.
- Wunderlin, Clarence E., Jr. 1992. Visions of a New Industrial Order: Social Science and Labor Theory in American's Progressive Era. New York: Columbia University Press.
- 秋元英一, 1989, 『ニューディールとアメリカ資本主義―民衆運動史の観点から』東京大学 出版会。
- ----,1995, 『アメリカ経済の歴史-1492-1993』東京大学出版会。
- ----, 1999, 『世界大恐慌』講談社。
- 有賀貞・大下尚一・志邨晃佑・平野孝編著, 1993, 『アメリカ史 2―1877-1992』山川出版社。 伊藤文雄, 1975, 『コモンズ研究―産業民主主義への道』同文舘。
- 井上孝男編,1981、『都市と公営企業』ぎょうせい。
- 小原敬士, 1951, 『アメリカ経済思想の潮流』勁草書房。
- 加藤健, 2004, 「J.R.コモンズにおける産業統治の思想」『経営と制度』東京都立大学, 第 1 巻:53-68。
- ----, 2005, 「J.R.コモンズの意思主義理論-『資本主義の法的基礎』第9章を中心に-」『経 営と制度』東京都立大学, 第3巻: 19-39。
- ----, 2006, 「J.R.コモンズにおける雇用問題と労使間のグッドウィル」『経済学史研究』経済学史学会, 48 巻第 1 号: 32-45。
- ----, 2009, 「アメリカ 1910 年代における失業保険の構想-- コモンズ,アンドリューズ,ルービノウ---」『経済学史研究』経済学史学会, 50 巻 2 号: 38-55。
- 瓦田太賀四, 1996, 『公会計の基礎理論』精文社。
- 菊池馨実, 1998, 『年金保険の基本構造—アメリカ社会保障制度の展開と自由の理念』北海 道大学図書刊行会。
- 紀平英作, 1993, 『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』京都大学学術出版会。
- 楠井敏朗, 1997, 『アメリカ資本主義の発展構造』(全二巻) 日本経済評論社。
- 河野昭三, 1981, 「J.R.コモンズの「制度」概念について」『山形大学紀要』山形大学, 12-2。 小林清一, 1999, 『アメリカ福祉国家体制の形成』ミネルヴァ書房。
- 坂本重雄, 1967-68, 「エドウイン・E・ウイット 『アメリカ社会保障の一般的考察』」『靜岡大学法経研究』 静岡大学法経研究, 16(2), 77-100; (その二) 16(3/4), 135-166; (その三) 17(1), 89-108; (その四・完) 17(2), 75-108。
- ----, 1969, 「エドウイン・E・ウイット 『アメリカの医療保障』(上)」『靜岡大学法経研究』 静岡大学法経研究, 18(1), 111-139; (中) 18(2), 87-110; (下・完) 18(3), 95-117。

- 佐藤千登勢, 2008, 「1932年ウィスコンシン州失業補償法とニューディール―「ウィスコンシン派」の思想とラフォレット知事による州政治を中心に―」『社会経済史学』社会経済史学会, 第73巻第6号:635-656。
- ――, 2011, 「1935 年社会保障法と健康保険をめぐる議論--エドガー・サイデンストリッカーと $I \cdot S \cdot フォークの構想を中心に」『アメリカ研究』アメリカ学会, 45 巻: 19-38。$

白田秀彰, 2002, 『知的財産研究叢書2「コピーライトの史的展開」』信山社。

社会保障研究所編, 1989、『アメリカの社会保障』東京大学出版会。

鈴木圭介編, 1972, 『アメリカ経済史』東京大学出版会。

高木八尺・末延三次・宮沢俊義編, 1993, 『人権宣言集』岩波書店。

高哲男, 1991, 『ヴェブレン研究―進化論的経済学の世界』ミネルヴァ書房。

- ----, 1998, 「コモンズにおける「法と経済学」と制度主義」『経済学論究』関西学院大学, 52-1。
- ——, 2002, 「経済学と公共目的—J.R.コモンズにおける法と制度の経済学—」『政策分析 2002』九州大学出版会, 235-255。

田中敏弘, 2002, 『アメリカの経済思想―建国期から現代まで』名古屋大学出版会。

田中英夫,1980,『英米法総論』(上・下)東京大学出版会。

髙橋真悟, 2010, 「J.R.コモンズのゴーイング・コンサーン論」一橋大学社会科学古典資料センター年報, 30:19-31。

宮沢俊義編, 1983、『世界憲法集 第四版』岩波書店。

中窪裕也, 2010, 『アメリカ労働法 [第2版] (アメリカ法ベーシックス 2)』弘文堂。

中島醸, 2006, 「1935 年社会保障法をめぐる政策構想の対抗」『アメリカ研究』アメリカ学会, 40 巻:177-194。

西川純子, 1991、「アメリカ経済学と制度学派」『近代化の国際比較』世界書院, 21-38。

――, 1999, 「タグウェルとニューディール」田中敏弘編『アメリカ人の経済思想―その歴史的展開』日本経済評論社, 185-217。

馬場哲·小野塚知二編, 2001, 『西洋経済史学』東京大学出版会。

原野翅, 2002, 『現代国家と公共企業法』法律文化社。

藤倉皓一郎・木下毅・髙橋一修・樋口範雄編, 1996, 『別冊ジュリスト 139 号 英米判例百選 (第三版)』有斐閣。

藤田伍一, 2005, 「アメリカ社会保障法の成立とその構造」『社會學研究』一橋大学, 43 巻: 3-56。

水町勇一郎, 2005, 『集団の再生一アメリカ労働法制の歴史と理論』有斐閣。